

高知家の子どもの貧困対策推進計画

～厳しい環境にある子どもたちへの支援策の抜本強化～

平成28年3月

(平成29年3月変更)

(平成30年3月変更)

高 知 県

はじめに

子どもたちの貧困は、世代間の連鎖を通じて、子どもたちの将来への夢や希望を奪うことにもつながりかねない問題です。

そうした中、一定数の子どもたちが、生活の困窮という経済的な要因のみならず、家庭の教育力や地域社会の見守り機能の低下などを背景に、学力の未定着や虐待、非行、いじめなどといった困難な状況に置かれています。



このため、本県では、こうした厳しい環境にある子どもたちへの支援を喫緊の課題と捉え、子どもたちの環境の改善に関する施策については、直ちに実行に移す必要があるとの思いから、計画の策定に先立ち、平成27年度から教育や福祉の分野などを中心に対策を強化し、取組を進めているところです。

今回、これまでの取組も踏まえ、本県における、厳しい環境にある子どもたちの現状を検証・分析することを通じて、早急に解決すべき課題などを洗い出し、課題の解決に向けて必要となる支援策や、成果目標などをとりまとめ、県民の皆様にトータルプランとしてお示しすることといたしました。

基本的な取組の方向性としては、子どもたちの発達や成長の段階に応じ、幼少期においては生活や就労面などの保護者への手厚い支援を中心とし、学齢を重ねるに従って学びの場や居場所づくりなどの子どもたち自身を見守り育てるための支援を中心とする形で支援策を強化することとしています。

また、計画の実行にあたっては、子どもたちの貧困の実態の分析結果や社会・経済情勢の変化などへの対応を含め、PDCAサイクルによる検証作業などを通じて、必要な関連施策のバージョンアップを図ることとしています。

今後とも、高知家の全ての子どもたちがその努力の及ばない不利な環境により、将来への道が閉ざされることのないよう、貧困の連鎖を断ち切るという強い決意を持って取組を進めてまいります。

最後に、計画策定にあたり、多くの貴重なご意見、ご提言をいただきました「高知県児童福祉審議会」委員の皆様をはじめ、ご協力いただきました関係者の皆様に心からお礼を申し上げます。

平成28年3月

高知県知事 尾崎 正直

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画の策定趣旨	1
2 基本理念	1
3 取組の基本的な方向性	1
4 計画の期間	2
第2章 厳しい環境にある子どもたちの現状と課題	3
1 子どもの貧困率（全国値）	3
2 本県の世帯状況	5
3 ひとり親世帯の状況（ひとり親世帯率・就労形態・年間就労収入）	5
4 生活保護世帯の状況	8
5 社会的養護を必要とする子どもたちの状況	9
6 厳しい環境にある子どもたちの進学等の状況	10
7 就学援助を受けた児童生徒の状況（要保護・準要保護児童生徒）	12
8 不登校や中途退学、非行などの学校現場における現状	13
9 児童相談所における児童虐待相談対応件数の推移	14
10 子どもたちの心と体を育む保健分野の現状	15
11 ひきこもりの現状	16
第3章 指標の改善に向けた具体的な取組	19
1 厳しい環境にある子どもたちへの支援策の抜本強化	19
(参考) 子どもの貧困対策推進計画	20
2 子どもたちへの支援策の抜本強化	21
(1) 就学前教育の充実	23
(2) 学校をプラットホームとした支援策の充実・強化	23
ア (知) 学びの場づくり	24
イ (徳) 見守り体制の充実	25
ウ (体) 健康的な体づくり	27
(3) 「子ども食堂」など居場所の確保・充実	28
(4) 高知家の子ども見守りプランの推進	29
(5) 進学・就労等に向けた支援	31
(6) 社会的養護の充実	33
3 保護者等への支援策の抜本強化	34
(1) 保護者の子育て力の向上	34
(2) 妊娠期から子育て期までの切れ目のない総合的な支援～「高知版ネウボラ」の推進～	37
(3) 住まい・就労・生活への支援	38
(4) 児童虐待防止対策の推進（子どもたちの命の安全・安心の確保）	43
4 計画の指標及び成果目標	46

(参 考) 子どもの貧困に関する国の25の指標のうち目標を設定しないもの.....	50
第4章 計画の推進と情報の提供.....	51
1 計画の進行管理.....	51
2 情報の提供.....	51
第5章 調査研究.....	53
資料 編.....	1
資料1 平成27年度 県民世論調査 集計結果(抜粋)	1
資料2 平成27年度 ひとり親家庭実態調査集計結果(抜粋)	2
資料3 平成28年度 子どもの生活実態調査 結果概要.....	17
資料4 子どもの貧困に関する指標の動向.....	47

平成30年3月変更

「第3期日本一の健康長寿県構想V e r . 3」、「教育等の振興に関する施策の大綱
<改訂版>」及び子どもの生活実態調査の結果などを踏まえて施策をバージョンアップ

第1章 計画の策定にあたって

1 計画の策定趣旨

平成25年の国民生活基礎調査（厚生労働省）の結果、平成24年の日本の子どもの貧困率は、16.3%となり過去最悪を更新しております。こうした我が国の子どもたちの厳しい状況などを背景に、平成26年1月には、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（以下「法律」という。）が施行されますとともに、同年8月には、子どもの貧困対策を総合的に推進するための「子供の貧困対策に関する大綱」（以下「大綱」という。）が策定されました。

本県においても、生活の困窮という経済的な要因のみならず、家庭の教育力や地域社会の見守り機能の低下などを背景に、一定数の子どもたちが学力の未定着や虐待、非行、いじめなどといった問題で、困難な状況に直面しています。このため、県では、こうした子どもたちの将来が、子どもたち自身の努力の及ばない不利な環境により、閉ざされてしまうことにならないよう、教育や福祉などの分野を中心に、子どもたちや保護者等への積極的な支援に取り組んでいるところです。

こうした中、今回、厳しい環境にある子どもたちへの支援策の抜本強化を図り、全庁を挙げたトータルプランとして推進していくため、法律に基づく県計画として「高知家の子どもの貧困対策推進計画」を策定いたしました。

なお、本計画は「高知県教育等の振興に関する施策の大綱」や「高知県教育振興基本計画」、「日本一の健康長寿県構想」、「高知県ひとり親家庭等自立促進計画」、「高知県子ども・子育て支援事業支援計画」、「高知家の少子化対策総合プラン（高知県次世代育成支援行動計画）」などとの重複する取組も数多くあることから、各種計画の関連施策とも連動をさせながら、一体的に推進していくことによりその効果をより高めてまいりたいと考えています。

2 基本理念

高知家の全ての子どもたちが、子どもたち自身の努力の及ばない不利な環境により、将来への道を閉ざされることのないよう、夢と希望を持って、安心して育つことのできる県づくりを目指してまいります。

3 取組の基本的な方向性

（1）厳しい環境にある子どもたちへの支援策を、出生前から就職に至るまでのライフステージの各段階に応じた切れ目のないきめ細かな支援策として総合的に推進してまいります。

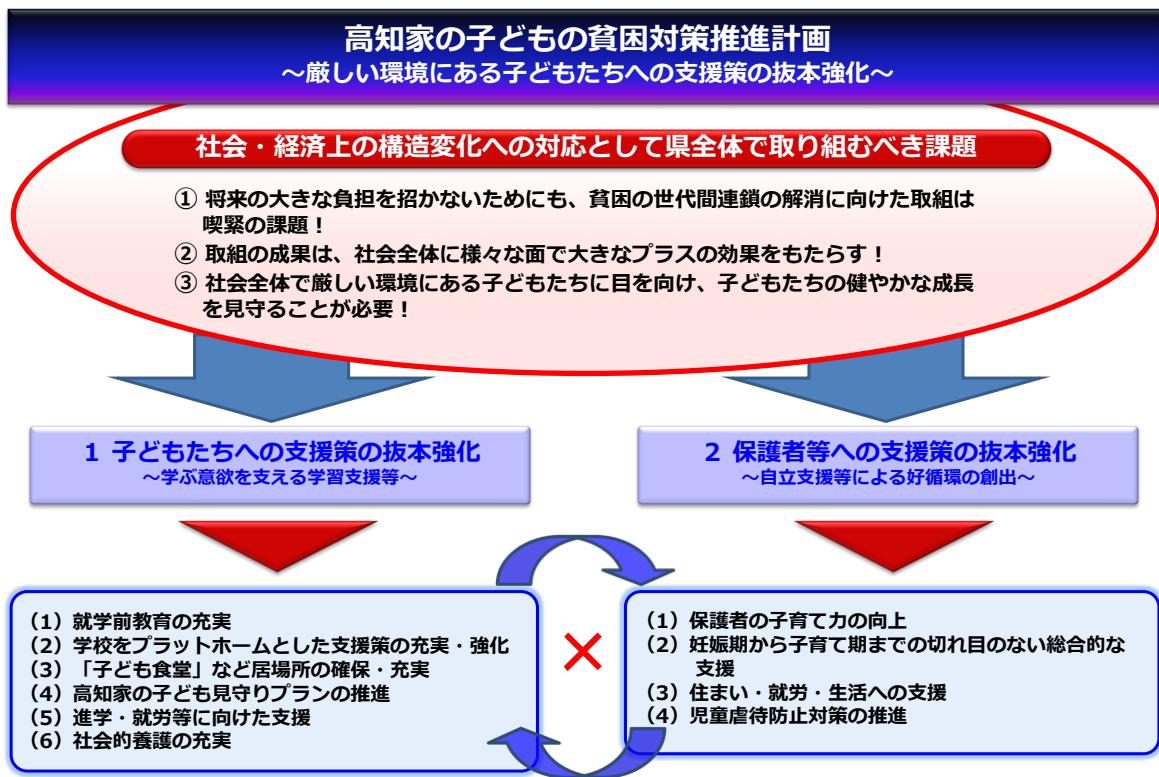
(2) 全ての子どもたちを対象とする一般施策を基本としたうえで、支援を必要とする緊急度の高い子どもたちへの支援策については、特別な施策を追加的に講じてまいります。

(3) 貧困などを要因とする子どもたちへの負の連鎖を断ち切ることを社会全体の問題としてとらえ、市町村や教育・福祉関係団体はもちろんのこと、民間企業やN P O、ボランティアなどを含め、関係する支援機関などと連携・協働し、地域住民の皆様のお力などもお借りしながら、県民総ぐるみで高知家の子どもたちを見守り育んでまいります。

4 計画の期間

平成28年度から平成31年度までの4年間とします。

本計画は、大綱が平成31年度までの政府が取り組むべき重点施策を中心に策定されていることなども踏まえ、平成28年度から平成31年度までの4年間を計画期間とします。



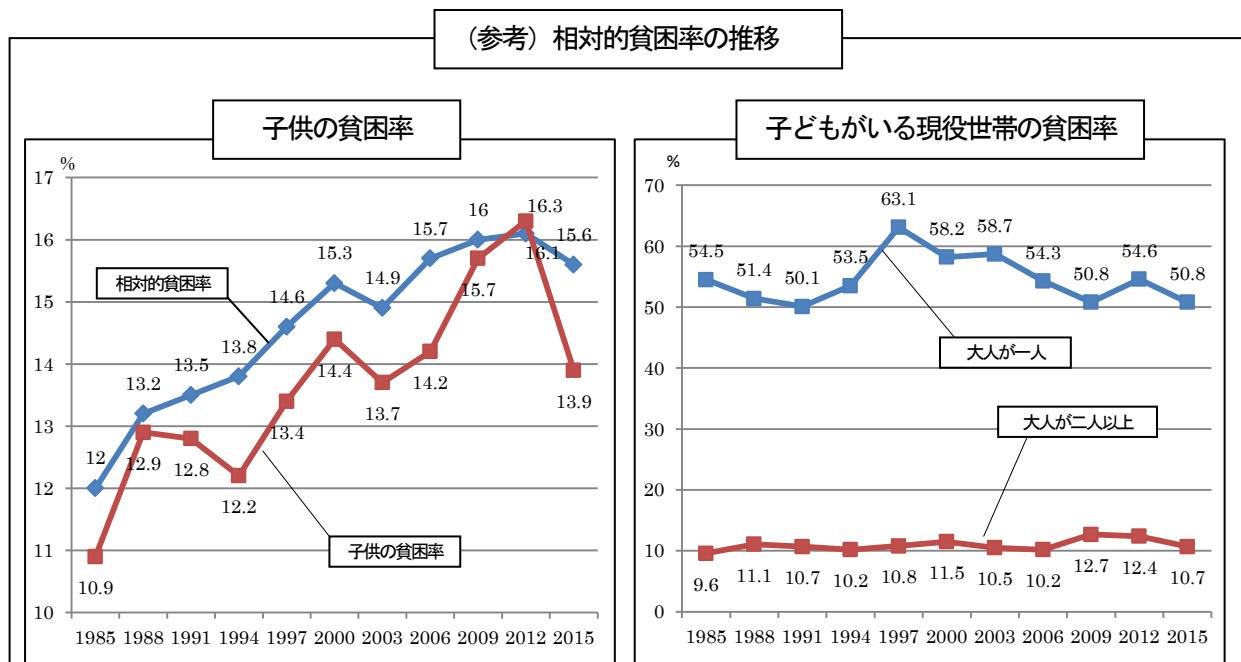
第2章 厳しい環境にある子どもたちの現状と課題

1 子どもの貧困率（全国値）

厚生労働省の調査によれば、平成27年の17歳以下の子どもの貧困率は13.9%であり、約7人に1人の子どもが貧困の状態にあるものと考えられます。

中でも、子どもがいる現役世帯のうち大人が一人の貧困率は50.8%と非常に高い水準となっており、ひとり親家庭の子どもたちが経済的に大変厳しい状況にあることがうかがわれます。

なお、国は、「平成28年 国民生活基礎調査」に基づき、平成27年時点における全国の子どもの貧困率を、13.9%としてはいますが、この調査結果に基づく都道府県別の数値を算出することは、推計精度を確保するうえで困難であるとしています。



	昭和 60年	63	平成 3年	6	9	12	15	18	21	24	27
子どもの貧困率	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
10.9	12.9	12.8	12.2	13.4	14.4	13.7	14.2	15.7	16.3	16.3	13.9
子どもの現役世帯 の貧困率	10.3	11.9	11.6	11.3	12.2	13.0	12.5	12.2	14.6	15.1	12.9
大人が一人	54.5	51.4	50.1	53.5	63.1	58.2	58.7	54.3	50.8	54.6	50.8
大人が二人以上	9.6	11.1	10.7	10.2	10.8	11.5	10.5	10.2	12.7	12.4	10.7
相対的貧困率	12.0	13.2	13.5	13.8	14.6	15.3	14.9	15.7	16.0	16.1	15.6

(注) 子どもがいる現役世帯（世帯主が18歳以上65歳未満）

出典：厚生労働省「平成28年 国民生活基礎調査」

このため、一定の条件のもとで、生活保護世帯や児童養護施設、ひとり親世帯（児童扶養手当の受給世帯）等の子どもたちの本県における状況について、全国との比較を試算いたしました。

その結果、こうした環境にある子どもたちの18歳以下の子どもたちに対する割合は、全国の8.0%に対し、本県では12.4%と厳しい状況にあることがうかがわれます。

1 生活保護世帯・児童養護施設・ひとり親家庭の子どもたちの状況

(1) 生活保護受給者世帯の子どもたち(H27.12)

就学前	小学生	中学生	高校生	計	全 国
516	730	479	513	2,238	265,750人 (H26.7)



(2) 児童養護施設等に入所中の子どもたち (H27.11)

就学前	小学生	中学生	高校生	計	全 国
93	148	89	90	420	47,788人 (H26.3)



(3) ひとり親家庭（児童扶養手当の受給世帯）の子どもたち(H27.4)

就学前	小学生	中学生	高校生	計	全 国
2,213	4,408	3,016	3,242	12,879	1,058,663世帯 ⇒ 子どもたちの推計 1,566,821人 (H27.3)

※ひとり親家庭（児童扶養手当の受給世帯）の平均子ども人数 1.48人 (H27.3: 高知県 8,690世帯)



(4) 生活保護受給者世帯のうち児童扶養手当の受給世帯の子どもたち(H27.12)

就学前	小学生	中学生	高校生	計	全 国
354	472	344	375	1,545	推計 183,367人 (H26.7) (265,750×69%)

※生活保護受給者世帯のうち児童扶養手当の受給世帯の割合 69% (H27.12: 高知県)



生活保護世帯・児童養護施設・ひとり親家庭の子どもたち (1+2+3-4)

就学前	小学生	中学生	高校生	計	全 国
2,468	4,814	3,240	3,470	13,992	1,696,992人

2 高知県の18歳以下の子どもたちの状況 (H27.4)

就学前	小学生	中学生	高校生	計	全 国
31,342	41,174	20,212	20,200	112,928	就学前 6,258,000 中学生 3,524,000 小学生 7,632,000 高校生 3,587,000 計 21,001,000

(出典: 高知県推計人口)

(出典: 総務省人口推計:H26.10)

3 生活保護世帯・児童養護施設・ひとり親家庭の子どもたちの割合

高知県 12.4 % / 全国 8.0%

(注) 全国比較をしたものであり、これ以外にも厳しい環境にある子どもたちがいます。

2 本県の世帯状況

子どものいる世帯においては、核家族世帯が約8割を占めており、その割合も高まる傾向にあります。また、平成27年における共働き世帯の割合は、夫婦のいる一般世帯では48.3%と全国平均並ですが、その内、6歳未満の子どもがいる世帯に限りると62.5%と半数を超えており、全国数値の48.5%を大きく上回っています。

(図1、図2)

図1 子どものいる世帯における核家族世帯が占める割合（高知県）

		平成17年	平成22年	平成27年
6歳未満の子どもがいる世帯	世帯数	28,739	25,374	23,049
	うち核家族世帯	23,937	21,497	20,057
	核家族世帯が占める比率	83.3%	84.7%	87.0%
18歳未満の子どもがいる世帯	世帯数	71,787	65,746	59,627
	うち核家族世帯	57,336	53,662	50,301
	核家族世帯が占める比率	79.9%	81.6%	84.4%

出典：平成27年国勢調査

図2 高知県の共働き世帯の割合

	夫婦のいる一般世帯数	うち共働き世帯数	
		世帯数	割合
高知県	159,614	77,079	48.3%
全国	28,733,178	13,080,450	45.5%
	夫婦のいる一般世帯のうち 6歳未満の子どもがいる世帯数	うち共働き世帯数	
		世帯数	割合
高知県	20,172	12,613	62.5%
全国	4,221,075	2,046,386	48.5%

出典：平成27年国勢調査

3 ひとり親世帯の状況（ひとり親世帯率・就労形態・年間就労収入）

平成27年の国勢調査に基づくひとり親世帯率で見ますと、全国が1.57%であるのに対し、本県は2.11%となっており、全国でも上位となっています。(図3)

また、本県のひとり親の就業状況は、平成27年の高知県ひとり親家庭実態調査によれば、母子世帯の母親の就業率が92.0%（H23全国：80.6%）、父子世帯の父親の就業率が89.2%（H23全国：91.3%）となっていますが、その就労形態で見ますと母子世帯の正職員率は56.7%であり、父子世帯の87.5%に比べますと、大きく下回っています。(図4)

その結果として、年間就労収入では、200万円未満の割合が、父子世帯では28.5%となる一方、母子世帯では56.8%となるなど、母子家庭は父子家庭に比べますと非常に厳しい経済状況に置かれています。(図5)

併せて、多くのひとり親世帯においては、収入の担い手が子育ての役割も担わなければならず、経済的な側面に止まらず、精神的・肉体的にもその負担が過重なものとなることから、経済的な支援策はもちろんのこと、子育てや就労支援策などを含めて、多方面からの支援策が必要となります。

(導き出される課題)

○保護者の自立に向けた就労支援策などの抜本強化 →課題 7

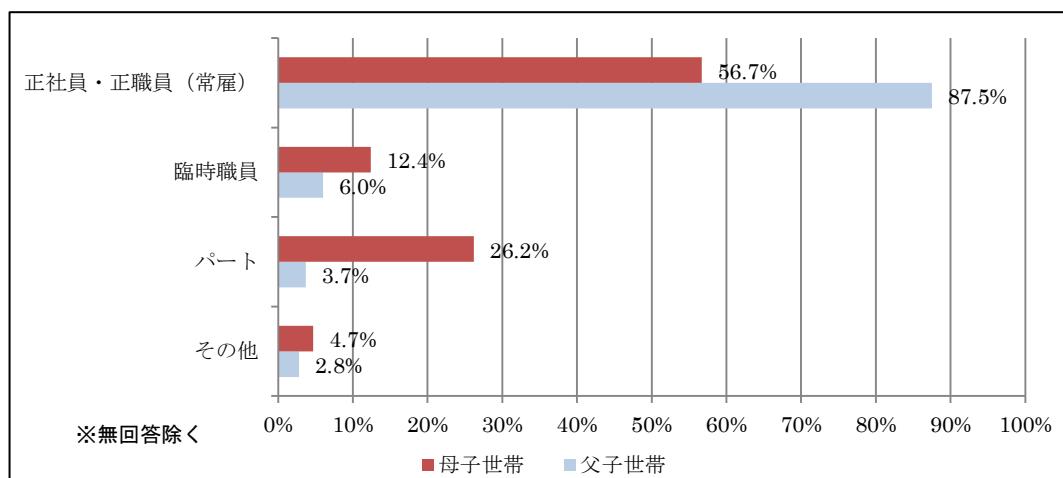
図3 ひとり親世帯率

一般世帯 総 数 A	ひとり親世帯						
	母子世帯		父子世帯		計		
	世帯数 B	割合% B/A	世帯数 C	割合% C/A	世帯数 B+C	割合% (B+C)/A	
全国	53,331,797	754,724	1.42	84,003	0.16	838,727	1.57
沖縄	559,215	14,439	2.58	1,738	0.31	16,177	2.89
宮崎	461,389	9,918	2.15	1,018	0.22	10,936	2.37
鹿児島	722,372	13,746	1.90	1,641	0.23	15,387	2.13
和歌山	391,465	7,544	1.93	780	0.20	8,324	2.13
高知	318,086	5,986	1.88	728	0.23	6,714	2.11

出典：平成 27 年国勢調査

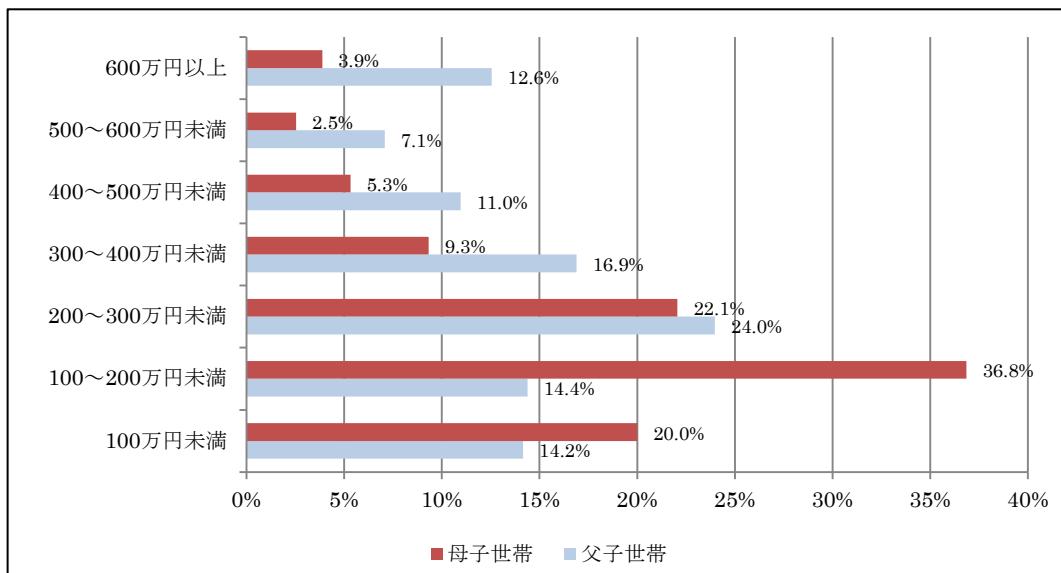
(注) 母子（父子）世帯とは、未婚、死別または離別の女親（男親）と、その未婚の 20 歳未満の子供のみから成る一般世帯（他の世帯員がいるもの）

図4 ひとり親世帯の親の就労形態（高知県）

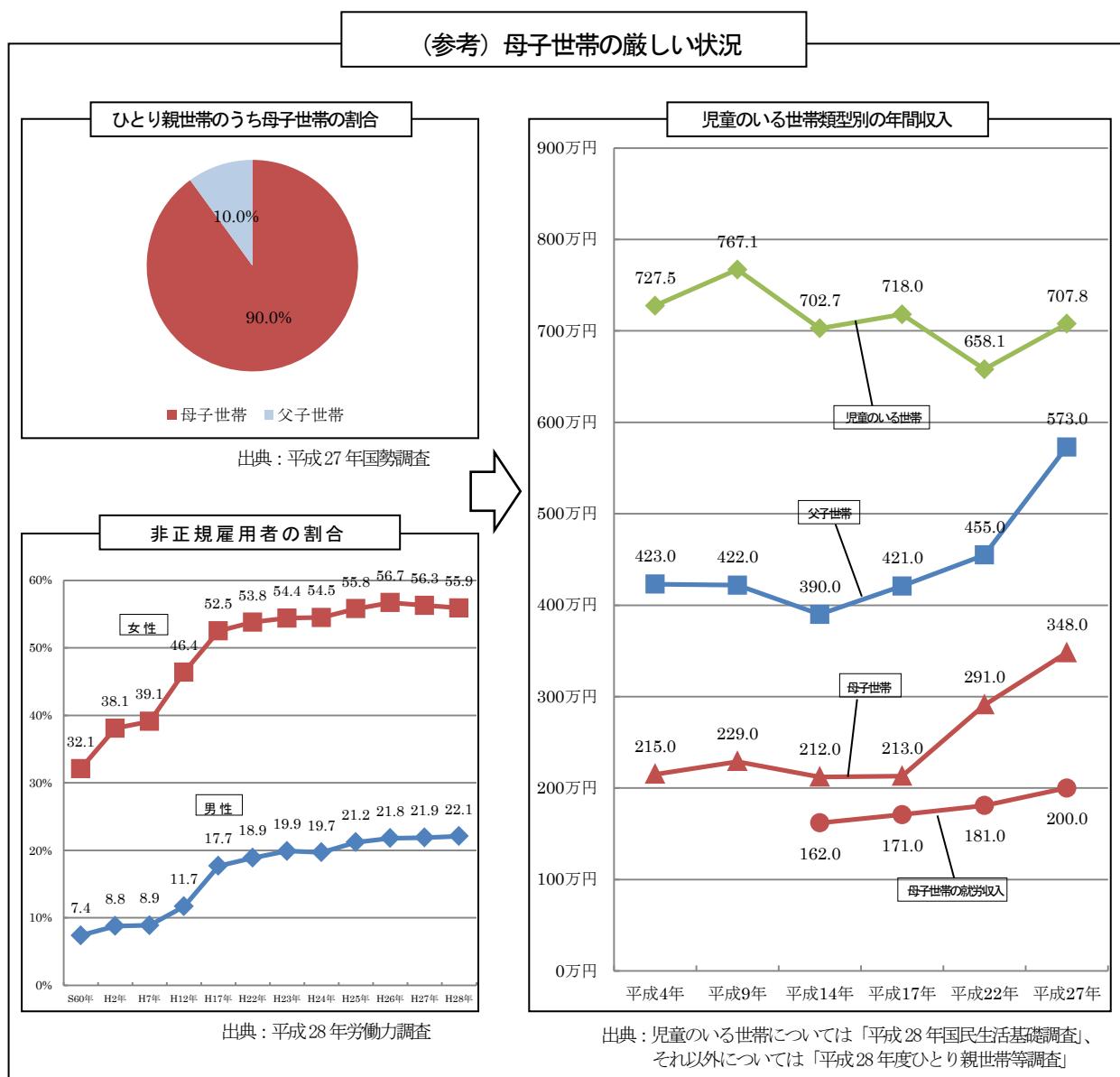


出典：平成 27 年 8 月高知県ひとり親家庭実態調査

図5 ひとり親世帯の親の年間就労収入（高知県）



出典：平成27年8月 高知県ひとり親家庭実態調査



4 生活保護世帯の状況

本県の生活保護世帯は年々増加しており、平成25年度をピークに減少傾向にあるものの、以前高止まりしている状況です。被保護実人員による保護率（人口千対）は、現在確定している平成27年度で28.0‰と全国平均17.0‰（平成27年度未集計のため、平成26年度の数値）の約1.6倍となっています。

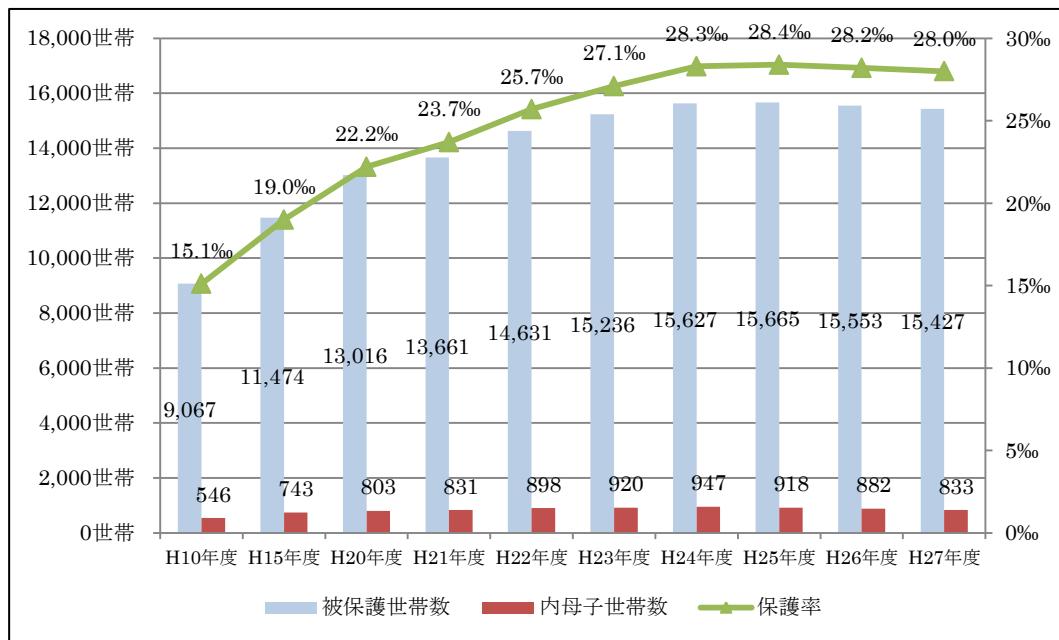
こうした状況の中、生活保護世帯に占める母子世帯及び生活保護を受給している20歳未満の子どもの数は平成24年度をピークに減少していますが、全世帯の子どもの数に占める生活保護を受給している子どもの数の割合は、平成27年度は2.0%となっており、全国平均1.2%の約1.6倍となっています。（図6、図7、図8）

図6 生活保護世帯数等の推移(高知県)

	H10年度	H15年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
被保護世帯数	9,067	11,474	13,016	13,661	14,631	15,236	15,627	15,665	15,553	15,427
内母子世帯数	546	743	803	831	898	920	947	918	882	833
被保護世帯に占める割合	6.0%	6.5%	6.2%	6.1%	6.1%	6.0%	6.1%	5.9%	5.7%	5.4%
保護率	15.1‰	19.0‰	22.2‰	23.7‰	25.7‰	27.1‰	28.3‰	28.4‰	28.2‰	28.0‰
被保護世帯の子どもの数(0～19歳)	1,570	2,097	2,267	2,152	2,620	2,740	2,796	2,688	2,548	2,423
全世帯の子どもに占める割合	0.9%	1.4%	1.7%	1.6%	2.0%	2.2%	2.3%	2.2%	2.1%	2.0%
全世帯の子どもの数(0～19歳)	166,290	150,288	134,123	131,766	130,085	127,082	123,709	122,813	120,493	118,403

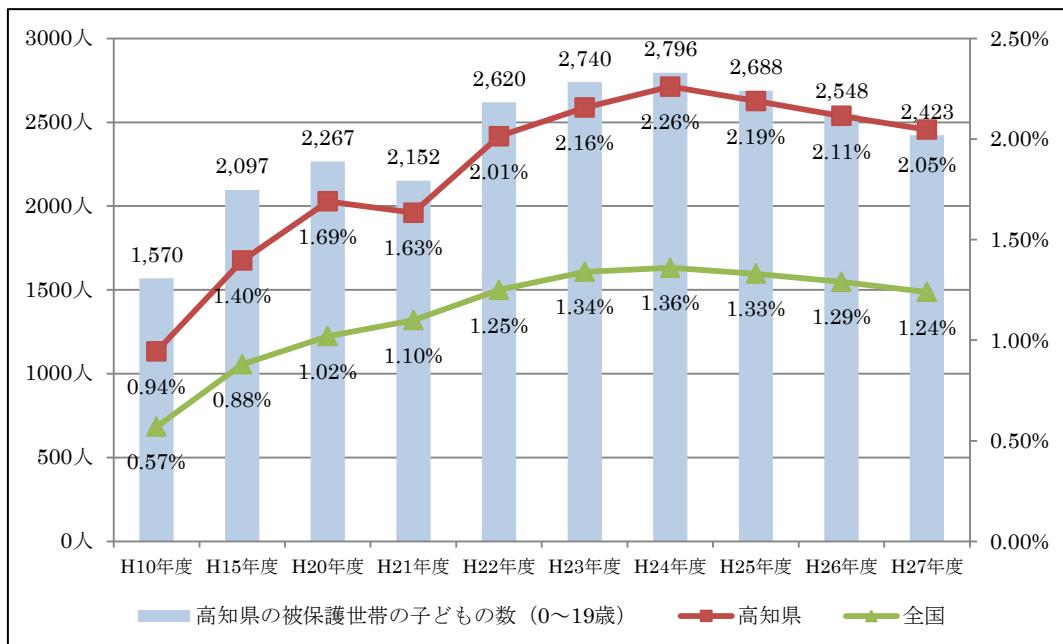
出典：生活保護統計年報（高知県）

図7 被保護世帯数・内母子世帯数・保護率の推移（高知県）



出典：生活保護統計年報（高知県）

図8 生活保護世帯の子どもの数（0～19歳）と全世帯の子どもの数に占める割合



出典：生活保護統計年報（高知県）

（導き出される課題）

- 貧困の連鎖を未然に防止するため、早期からの取組を抜本強化 →課題1
- 保護者の自立に向けた就労支援策などの抜本強化 →課題7

5 社会的養護を必要とする子どもたちの状況

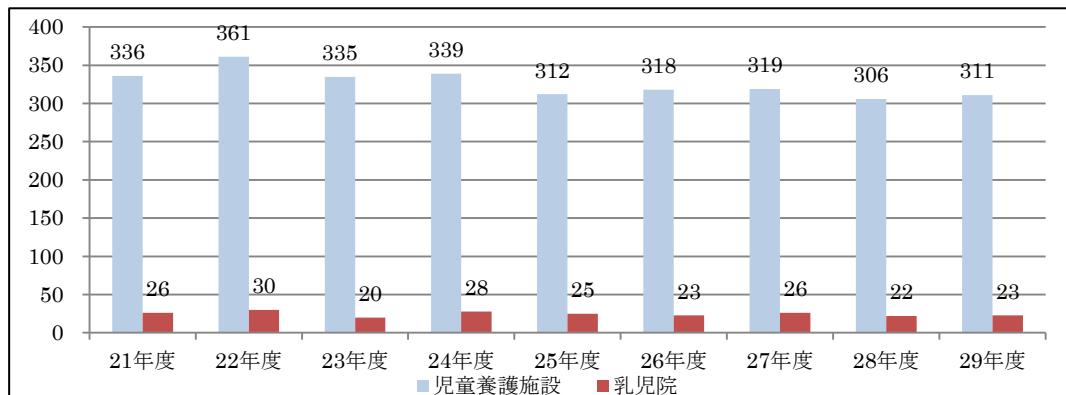
保護者による適切な養育が受けられない子どもたちについては、児童養護施設等での社会的養護を行っています。本県では、19歳以下人口における措置児童割合が平成28年度に、全国で最も高い0.37%と全国平均0.18%の約2倍となっており、児童養護施設や里親委託等で400人近くの子どもたちが生活をしています。

また、平成28年3月1日時点での児童養護施設在籍年数は、1年未満が17.0%、1年以上5年未満が40.4%、5年以上10年未満が28.9%、10年以上が13.7%の割合となっており、約4割は5年以上の長期在籍者となっています。

（図9、図10、図11）

このため、児童養護施設等で生活している子どもたちが、進学や就職などにより施設を退所するにあたり、自立した社会人としてスムーズなスタートを切ることができるよう、支援策の充実・強化を図る必要があります。

図9 児童養護施設等入所児童の推移（高知県：各年度4月1日時点の入所者数）



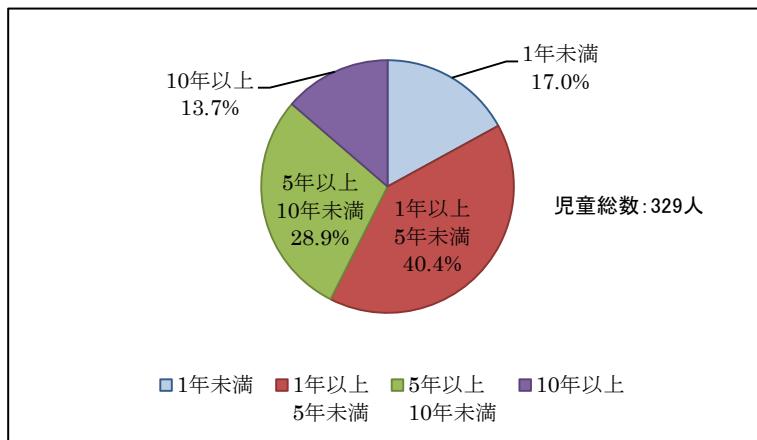
出典：H26までは家庭的養護推進計画、H27以降は児童福祉施設月報（高知県）

図10 里親委託児童数の推移（高知県：各年度末時点）

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
委託児童数	20人	26人	26人	28人	40人	36人	43人	47人

出典：高知県児童家庭課調べ

図11 児童養護施設における入所児童の在籍年数の割合（高知県：平成28年3月1日時点）



出典：社会的養護の現況に関する調査

(導き出される課題)

- 家庭や地域との連携・協力による子どもたちを見守り育てる取組の充実・強化 →課題4
- 厳しい環境にある子どもたちや保護者に対するアプローチの抜本強化 →課題5

6 厳しい環境にある子どもたちの進学等の状況

県全体の進学率と児童養護施設・ひとり親世帯・生活保護世帯の子どもたちの高等学校等への進学率及び大学等への進学率を比較してみると、厳しい環境にある子どもたちの進学率は低い状況にあります。

全国の状況も同様ですが、特に大学等への進学率では、児童養護施設等の子どもたちの進学率と高知県（全体）の平均との間に大きな離が生じています。（図12、13）

他方で、子どもたちの学力については、収入が低い世帯の子どもたちが3時間以上学習した場合の正答率が、収入が高い世帯の子どもたちが全く学習しなかった場合の正答率と比較して、低かったという調査研究なども報告されています。(図14)

図12 高知県の進学率

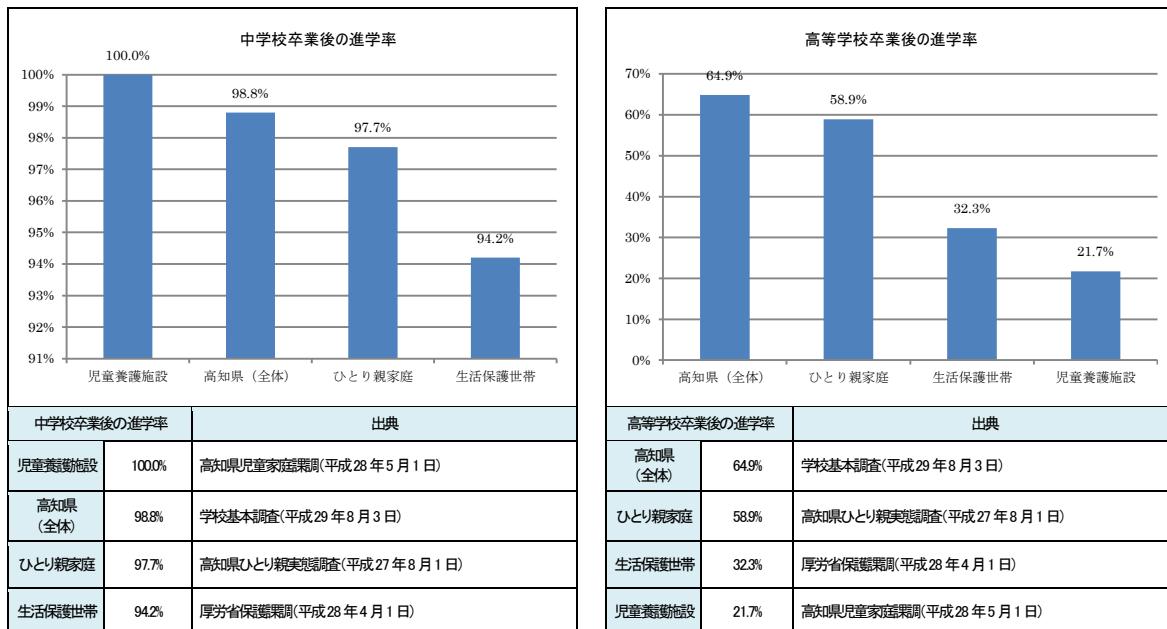


図13 全国の進学率

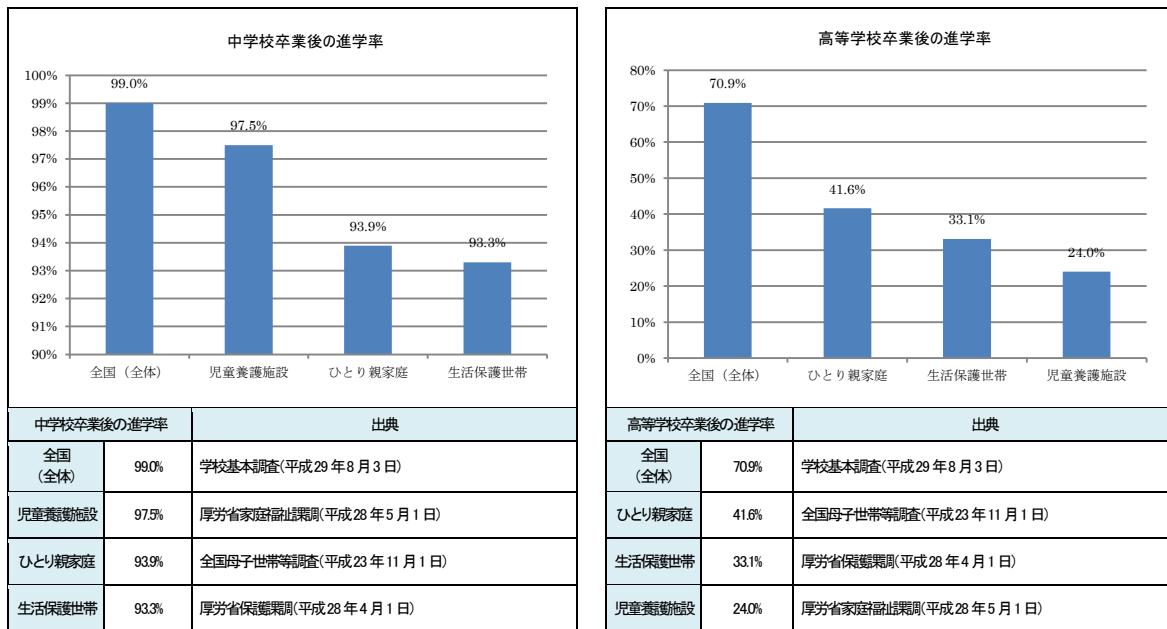


図14 家庭の社会経済的背景 (SES) と学力の関係

小6・国語A（正答率）	LowestSES	Lower middleSES	Upper middleSES	HighestSES
3時間以上	58.9	63.2	68.7	80.6
2時間以上、 3時間より少ない	58.5	63.3	64.8	73.2
1時間以上、 2時間より少ない	56.4	62.5	64.5	71.1
30分以上、 1時間より少ない	52.8	58.0	63.3	68.9
30分より少ない	46.2	51.6	56.7	63.8
全くしない	43.7	51.2	56.7	60.5

出典：「平成25年度全国学力・学習状況調査（きめ細かい調査）の結果を活用した学力に影響を与える要因分析に関する調査研究」（平成26年3月28日お茶の水女子大学）

このままでは、家庭の社会経済的背景 (SES) *の状況が子どもたちの学力や進学率などに大きく影響し、貧困が世代間を超えて連鎖していくことが危惧されます。

このため、貧困等の要因により学習の場や時間が十分に与えられていない子どもたちへの放課後等の学習支援の取組が重要になってまいります。

*家庭の社会経済的背景 (SES)：保護者に対する調査結果から、家庭所得、父親学歴、母親学歴の3つの変数を合成した指標。当該指標を四等分し、分析。

(導き出される課題)

- 家庭における子育てや教育、さらには親育ちを支援する取組の充実・強化 →課題2
- 学校等における学習支援による学力向上に向けた取組の抜本強化 →課題3
- 保護者の経済的な負担の軽減により、子どもたちの学びなどを支援する取組の抜本強化
→課題6

7 就学援助を受けた児童生徒の状況（要保護・準要保護児童生徒）

小中学校における就学援助率は、24.98%と4人に1人の割合となっており、全国の15.39%と比べ非常に高い割合となっています。（図15）

図15 要保護及び準要保護児童生徒数・就学援助率（平成26年度）

	要保護及び準要保護児童生徒数			公立小中学校児童 生徒数	就学援助率		
	要保護 児童生徒数	準要保護 児童生徒数	計		要保護 児童生徒	準要保護 児童生徒	計
高知県	人 1,195	人 11,399	人 12,594	人 50,413	% 2.37	% 22.61	% 24.98
全 国	143,351	1,352,134	1,495,485	9,719,559	1.47	13.91	15.39

出典：文部科学省「平成26年度要保護及び準要保護児童生徒数調査」

(導き出される課題)

○保護者の経済的負担の軽減により、子どもたちの学びなどを支援する取組の抜本強化
→課題6

8 不登校や中途退学、非行などの学校現場における現状

小・中・高等学校における暴力行為の発生件数、不登校の児童・生徒数、高等学校の生徒の中途退学率は、ここ数年、全国と比較しますと大変厳しい状況となっています。

(図16)

こうした、生徒指導上の諸問題の解決を図っていくためには、まずは、子どもたちの規範意識や自尊感情、豊かな感性などを育んでいくことが重要です。

このため、子どもたちに対して時には保護者のように関わり、温かい眼差しを送る地域の存在が不可欠であり、学校支援地域本部の活動などを通して、地域全体で子どもたちを見守り育てる体制づくりを推進していくことが必要です。

併せて、県内の教育相談支援体制の充実・強化を図るとともに、学校において外部の専門人材などを活用した組織的な取組を推進していくことが必要です。

図16 国公私立学校の児童・生徒の状況（平成26～H28年度）

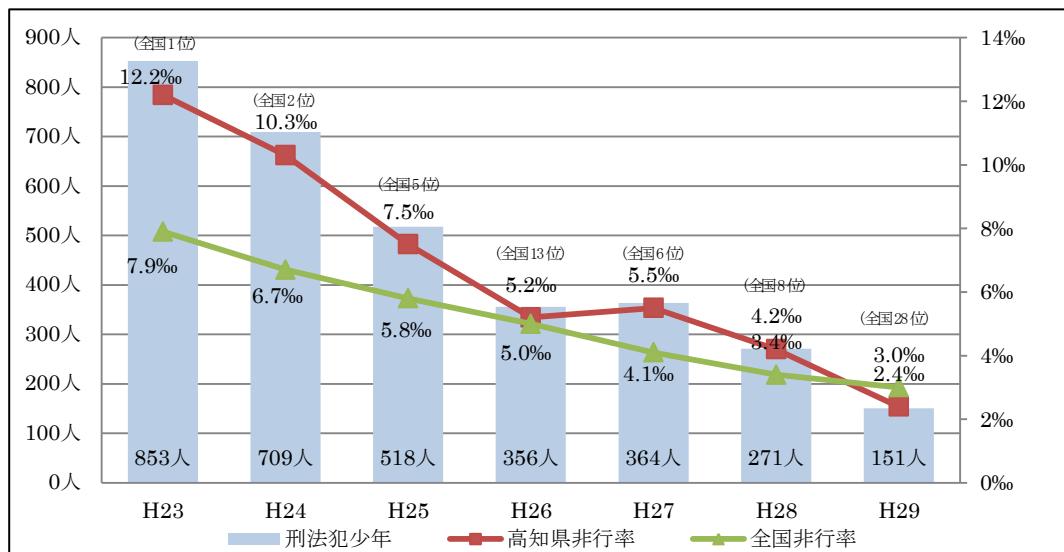
項目	対象		H26	順位	H27	順位	H28	順位
暴力行為発生件数 (1,000人当たり)	小・中・高等学校	高知県	82件	2位	92件	2位	74件	6位
		全国	40件	-	42件	-	44件	-
不登校児童生徒数 (1,000人当たり)	小・中学校	高知県	15.5人	1位	15.7人	1位	16.9人	2位
		全国	12.1人	-	12.6人	-	13.5人	-
不登校生徒数 (1,000人当たり)	高等学校	高知県	18.7人	11位	13.9人	24位	16.2人	11位
		全国	15.9人	-	14.9人	-	14.7人	-
生徒数に対する 中途退学率	高等学校	高知県	2.1%	3位	1.8%	3位	1.9%	3位
		全国	1.5%	-	1.4%	-	1.4%	-

出典：文部科学省「平成26～28年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査結果」

他方、少年非行については、非行率が平成21年から23年まで3年連続して全国ワースト1位であったものが、平成29年はワースト28位へと大きく改善していますが、再非行率は全国上位のままであるなど、依然として厳しい状況にあります。(図17)

また、全国の非行少年の出現率を見ますと、ひとり親世帯のうち母子世帯では、両親がいる世帯に比べますと約2.7倍、父子世帯では約4.8倍となるなど、ひとり親世帯の子どもたちの家庭環境の厳しさがうかがわれます。(図18)

図17 刑法犯少年の推移



出典：高知県警察本部

図18 全国の非行少年の出現率

	10代人口 (人) (a)	少年の刑法犯 検挙・補導人員 (人) (b)	刑法犯出現率 (対千人)	倍率 (両親あり世帯を1)
両親ありの世帯	7,361,433	23,726	3.22	1.00
母子世帯	1,400,301	12,077	8.62	2.68
父子世帯	166,566	2,574	15.45	4.79

出典：平成27年国勢調査・平成27年間の犯罪

こうした子どもたちを不登校や中途退学、非行に向かわせる大きな要因としては、基本的な生活習慣の乱れを引き起こす家庭の養育力の低下や学力不振を背景とする学校への不適応のほか、家庭や地域での教育力の低下が大きく影響しているとも言われています。

このため、支援を必要とする家庭に行政と学校及び地域の関係者などが積極的に関わり、地域で子どもたちを見守る環境を整備することで、子どもたちの健やかな成長を社会全体で育んでいくことが必要です。

(導き出される課題)

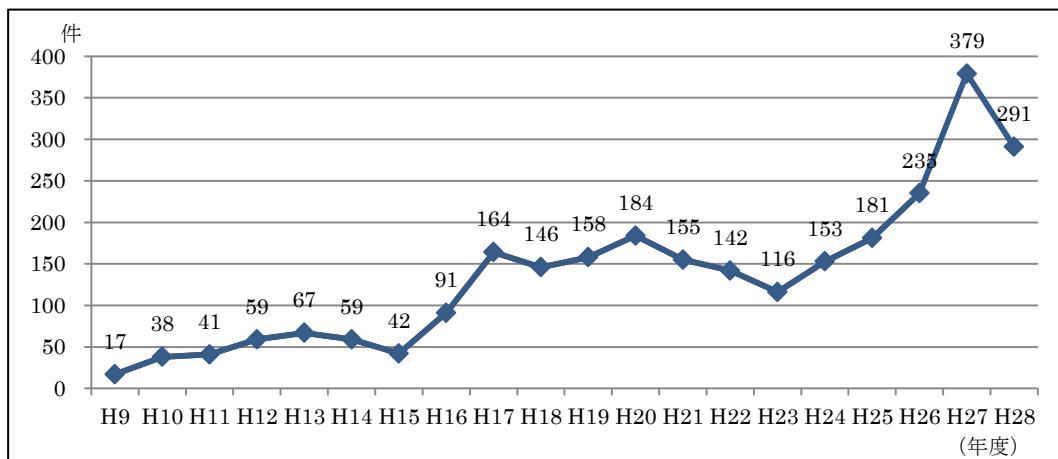
- 家庭における子育てや教育、さらには親育ちを支援する取組の充実・強化 →課題2
- 学校等における学習支援による学力向上に向けた取組の抜本強化 →課題3
- 家庭や地域との連携・協力による子どもたちを見守り育てる取組の充実・強化 →課題4
- 厳しい環境にある子どもたちや保護者に対するアプローチの抜本強化 →課題5

9 児童相談所における児童虐待相談対応件数の推移

平成28年度における本県の児童相談所への児童虐待に係る相談総数のうち、虐待と認定し対応した件数は291件となっており、前年度からは減少したものの増加傾向が続い

ています。このため、児童相談所の組織や運営体制の抜本強化や専門性の向上を図るとともに、支援を必要とする家庭に行政と地域の関係者などが積極的に関わり、地域で子どもたちを見守り育む環境を整備することで、子どもたちの命の安全・安心や健やかな成長を確保していくことが必要です。(図19)

図19 高知県における児童虐待相談対応処理件数の推移



出典：児童相談所での相談対応処理件数（高知県）

(導き出される課題)

- 家庭や地域との連携・協力による子どもたちを見守り育てる取組の充実・強化 →課題4
- 厳しい環境にある子どもたちや保護者に対するアプローチの抜本強化 →課題5

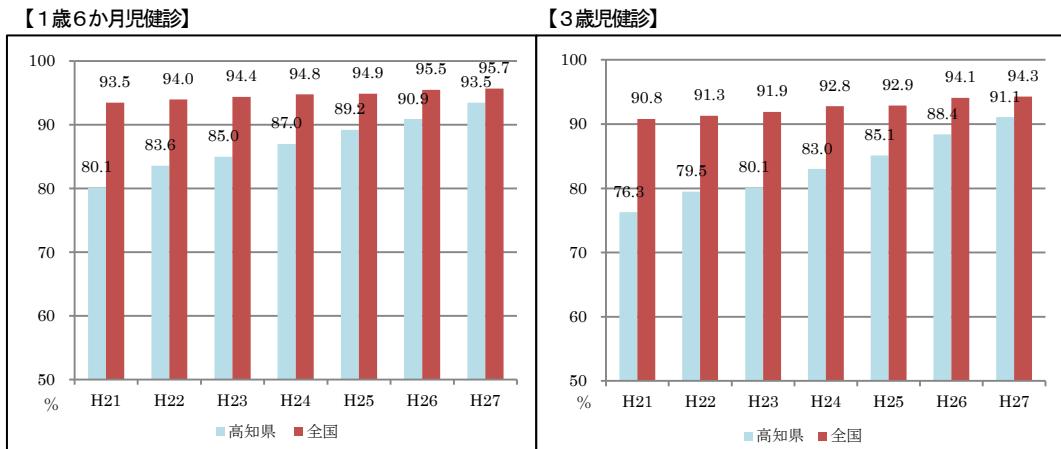
10 子どもたちの心と体を育む保健分野の現状

乳幼児健診の受診率は、全国平均とのかい離が大きく縮まってきたものの、まだ下回っており、適切な時期に子どもたちに必要な保健指導や栄養指導等の機会を逸している状況にあります。(図20)

また、高学年になるほど朝食をとらない割合が高くなるとともに、就寝時間が遅くなるなど生活習慣が乱れる傾向が見られます。(図21)

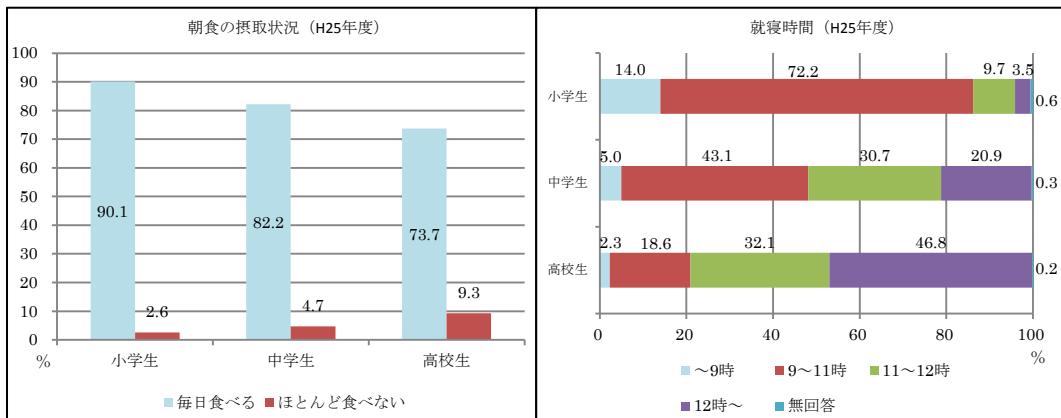
乳幼児期における親との関わりや食事の問題をはじめとする家庭で身に付けた生活習慣が、その後の子どもたちの心と体の乱れに影響を与えていることが考えられ、子育てをする家庭をきめ細かく支援することで、子どもたちの命の安全・安心と健やかな成長を確保していくことが必要です。

図20 1歳6か月児健診・3歳児健診の受診率の推移



出典：厚生労働省「地域保健・健康増進事業報告」

図21 朝食及び就寝の状況



出典：高知県教育委員会「平成25年児童生徒の生活スタイルに関する調査」

(導き出される課題)

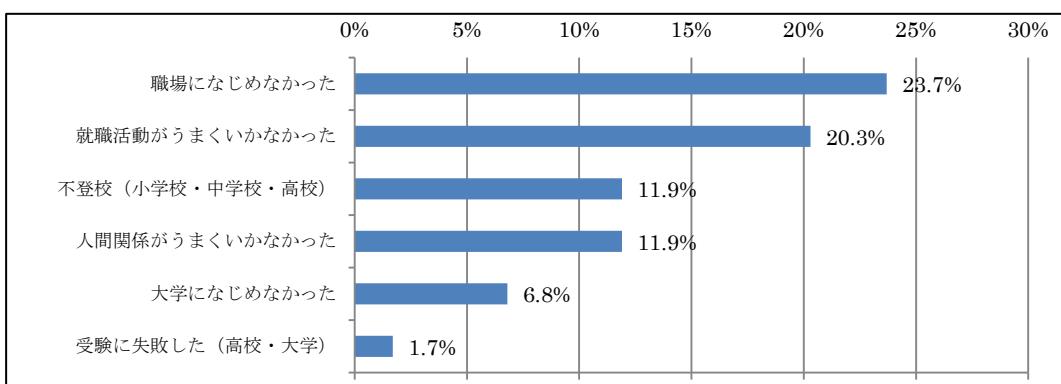
- 家庭における子育てや教育、さらには親育ちを支援する取組の充実・強化 →課題2
- 家庭や地域との連携・協力による子どもたちを見守り育てる取組の充実・強化 →課題4
- 厳しい環境にある子どもたちや保護者に対するアプローチの抜本強化 →課題5

11 ひきこもりの現状

内閣府が平成22年に実施した「ひきこもりに関する実態調査」によると、「ふだんは家にいるが、近所のコンビニなどには出かける」「自室からは出るが、家からは出ない」「自室からほとんど出ない」に該当した『狭義のひきこもり』が23.6万人、「ふだんは家にいるが、自分の趣味に関する用事の時だけ外出する」に該当する『準ひきこもり』が46.0万人で、両者を合わせた広義のひきこもりは69.6万人と推計されています。

他方、ひきこもりになったきっかけとしては、不登校や進学に関するものなどが含まれており、子どもたちの将来の貧困へつながっていくことも危惧されます。(図22)

図22 ひきこもりになったきっかけ



出典：内閣府「平成22年2月若者の意識に関する調査（ひきこもりに関する実態調査）」

(導き出される課題)

○厳しい環境にある子どもたちや保護者に対するアプローチの抜本強化 →課題5

こうした子どもたちを取り巻く厳しい環境の現状から、早急に課題の解決に向けて取り組む必要のある「7つの課題」が導き出されました。このため、本計画では、子どもの貧困に関する指標の改善につながる具体的な取組として、第3章において「子どもたちへの支援策の抜本強化」と「保護者等への支援策の抜本強化」という大きな2つの枠組みのなかで、具体的な取組を整理しています。

第1の柱の、「子どもたちへの支援策の抜本強化」に向けた取組では、「就学前教育の充実」、「学校をプラットホームとした支援策の充実・強化」、「高知家の子ども見守りプランの推進」、「進学・就労等に向けた支援」に関する施策について重点的に取り組みます。

第2の柱の、「保護者等への支援策の抜本強化」に向けた取組では、「保護者の子育て力の向上」、「妊娠期から子育て期までの切れ目のない総合的な支援」、「住まい・就労・生活への支援」、「児童虐待防止対策の推進（子どもたちの命の安全・安心の確保）」に関する施策について重点的に取り組んでまいります。

課題解決に向けた主な取組

(課題1) 貧困の連鎖を未然に防止するため、早期からの取組を抜本強化

【課題解決に向けた主な取組】

- ⇒ 「就学前教育の充実」
- ⇒ 「保護者の子育て力の向上」
- ⇒ 「妊娠期から子育て期までの切れ目のない総合的な支援」

(課題2) 家庭における子育てや教育、さらには親育ちを支援する取組の充実・強化

【課題解決に向けた主な取組】

⇒「保護者の子育て力の向上」

(課題3) 学校等における学習支援による学力向上に向けた取組の抜本強化

【課題解決に向けた主な取組】

⇒「学校をプラットホームとした支援策の充実・強化」

(課題4) 家庭や地域との連携・協力による子どもたちを見守り育てる取組の充実・強化

【課題解決に向けた主な取組】

⇒「学校をプラットホームとした支援策の充実・強化」

⇒「「子ども食堂」など居場所の確保・充実」

⇒「高知家の子ども見守りプランの推進」

⇒「妊娠期から子育て期までの切れ目のない総合的な支援」

(課題5) 厳しい環境にある子どもたちや保護者に対するアプローチの抜本強化

【課題解決に向けた主な取組】

⇒「学校をプラットホームとした支援策の充実・強化」

⇒「「子ども食堂」など居場所の確保・充実」

⇒「高知家の子ども見守りプランの推進」

⇒「社会的養護の充実」

⇒「妊娠期から子育て期までの切れ目のない総合的な支援」

⇒「進学・就労等に向けた支援」

⇒「児童虐待防止対策の推進（子どもたちの命の安全・安心の確保）」

(課題6) 保護者の経済的な負担の軽減により、子どもたちの学びなどを支援する取組の抜本強化

【課題解決に向けた主な取組】

⇒「進学・就労等に向けた支援」

⇒「住まい・就労・生活への支援」

(課題7) 保護者の自立に向けた就労支援策などの抜本強化

【課題解決に向けた主な取組】

⇒「住まい・就労・生活への支援」

第3章 指標の改善に向けた具体的な取組

1 厳しい環境にある子どもたちへの支援策の抜本強化

本県では、これまで「教育振興基本計画」や「日本一の健康長寿県構想」における取組などを通じ、学力をはじめとする子どもたちの健やかな成長への支援や、ひとり親家庭の保護者などへの就労支援などに積極的に取り組んできたところです。

今後、「高知家の子どもの貧困対策推進計画」に基づき、厳しい環境にある子どもたちへの支援策を推進していくにあたっては、子どもたちの将来が閉ざされることがないよう、貧困の連鎖を断ち切るという観点から施策を立案し、関連施策との連携も図りながら一体的に推進してまいります。併せて、PDCAサイクルを通じた進捗管理を行うことにより必要な見直しなどにも積極的に取り組んでまいります。

こうした取組などを通じまして、子どもたちと保護者等の双方を対象に、厳しい環境にある子どもたちの発達・成長段階に応じたきめ細かな支援策の充実・強化を図ってまいります。

その際、幼少期においては、生活や就労面などを中心に保護者への手厚い支援に取り組みますとともに、学齢を重ねるに従って、学びの場や居場所づくりなどといった子どもたち自身を見守り育てる支援へと、軸足を移していくといった基本的な考え方のもと、支援策の抜本強化に取り組んでまいります。

平成30年度 厳しい環境にある子どもたちへの支援策（主要事業等）

知事部局・教育委員会

1. 子どもたちへの支援策の抜本強化

(1)就学前教育の充実

家庭支援推進保育士の配置
スクールソーシャルワーカー活用事業(保育・幼稚園等)
(5,773 → 43,254)
(8,424 → 9,898)

(2)学校をプラットホームとした支援策の充実・強化

放課後等における学習支援事業
(201,344 → 192,271)
放課後子ども総合プラン推進事業
(563,706 → 565,787)

教育相談体制充実費
(スクールカウンセラー等活用事業)
(311,559 → 289,783)
心の教育センター相談支援事業
(113,098 → 106,743)
(52,123 → 53,090)

(3)「子ども食堂」など居場所の確保・充実

子どもの居場所づくり推進事業（子ども食堂への支援）
食育推進支援事業
(2,196 → 960)

(12,978 → 15,576)
(10,186 → 1,354)

(4)高知家の子ども見守りプランの推進

青少年対策推進費(深夜徘徊と万引き防止に向けた官民協働の取り組み)
(就労体験講習委託料等)
(2,036 → 1,864)

(1,276 → 566)
(民生・児童委員などによる地域の見守り活動)
(→ 1)

【予算額】H29当初 15,141,343千円 → H30当初案 15,030,685千円

*下記金額は、H29とH30の予算額(単位:千円)

(5)進学・就労等に向けた支援

就職支援相談センター事業(ジョブカフェこうしち)
就職支援対策費
夢・志チャレンジ育英資金給付事業
若者の学びなおしと自立支援事業

(165,462 → 95,251)

(35,682 → 31,174)

(10,200 → 17,515)

(49,373 → 48,646)

(6)社会的養護の充実

里親等養育推進事業
入所児童自立支援等事業費補助金
児童自立支援事業

(9,247 → 14,413)

(9,424 → 12,337)

(17,451 → 11,018)

児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業費補助

(3,889 → 3,469)

児童家庭支援センター退所児童等アフターケア事業

(15,426 → 20,527)

児童養護施設等児童措置委託料

(2,057,239 → 2,283,327)

児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業
(→ 7,383)

2. 保護者等への支援策の抜本強化

(1)保護者の子育て力の向上

親育ち支援啓発事業
親育ち支援保育者フォローアップ事業
多機能型保育支援事業
家庭教育支援基盤形成事業
基本的生活習慣向上事業

(2,124 → 2,502)

(1,428 → 456)

(28,731 → 20,651)

(3,959 → 3,735)

(1,057 → 1,470)

(2)妊娠期から子育て期までの切れ目のない総合的な支援

母体管理支援事業
(地域子ども・子育て支援事業費補助金(利用者支援事業(母子保健型))等)
(48,396 → 39,454)
子どもの見守り体制推進事業
(25,150 → 24,000)
出会い・結婚・子育て応援窓口運営事業
(7,539 → 7,292)
地域子ども・子育て支援事業費補助金
(131,503 → 130,806)
安心子育て応援事業費補助金
(18,131 → 19,431)

(3)住まい・就労・生活への支援

ひとり親家庭等の県営住宅入居の優遇措置 (→ 1)

委託訓練事業
(233,645 → 289,500)

生活困窮者就労準備支援事業
(18,792 → 17,496)

被保護者就労支援事業
(13,429 → 13,459)

生活困窮者就労訓練事業所支援事業
(4,500 → 4,500)

女性就労支援事業(高知家の女性しごと応援室)
(27,068 → 45,660)

ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等補助金
(12,238 → 19,385)

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金
貸付事業費補助金
(3,594 → 2,979)

ファミリー・サポート・センター事業
(23,952 → 33,254)

児童扶養手当費
(589,334 → 579,778)

母子父子寡婦福祉資金貸付事業
(60,112 → 60,919)

生活困窮者自立相談支援事業
(75,526 → 75,561)

就学奨励事業
(113,225 → 123,743)

多子世帯保育料軽減事業
(83,812 → 79,987)

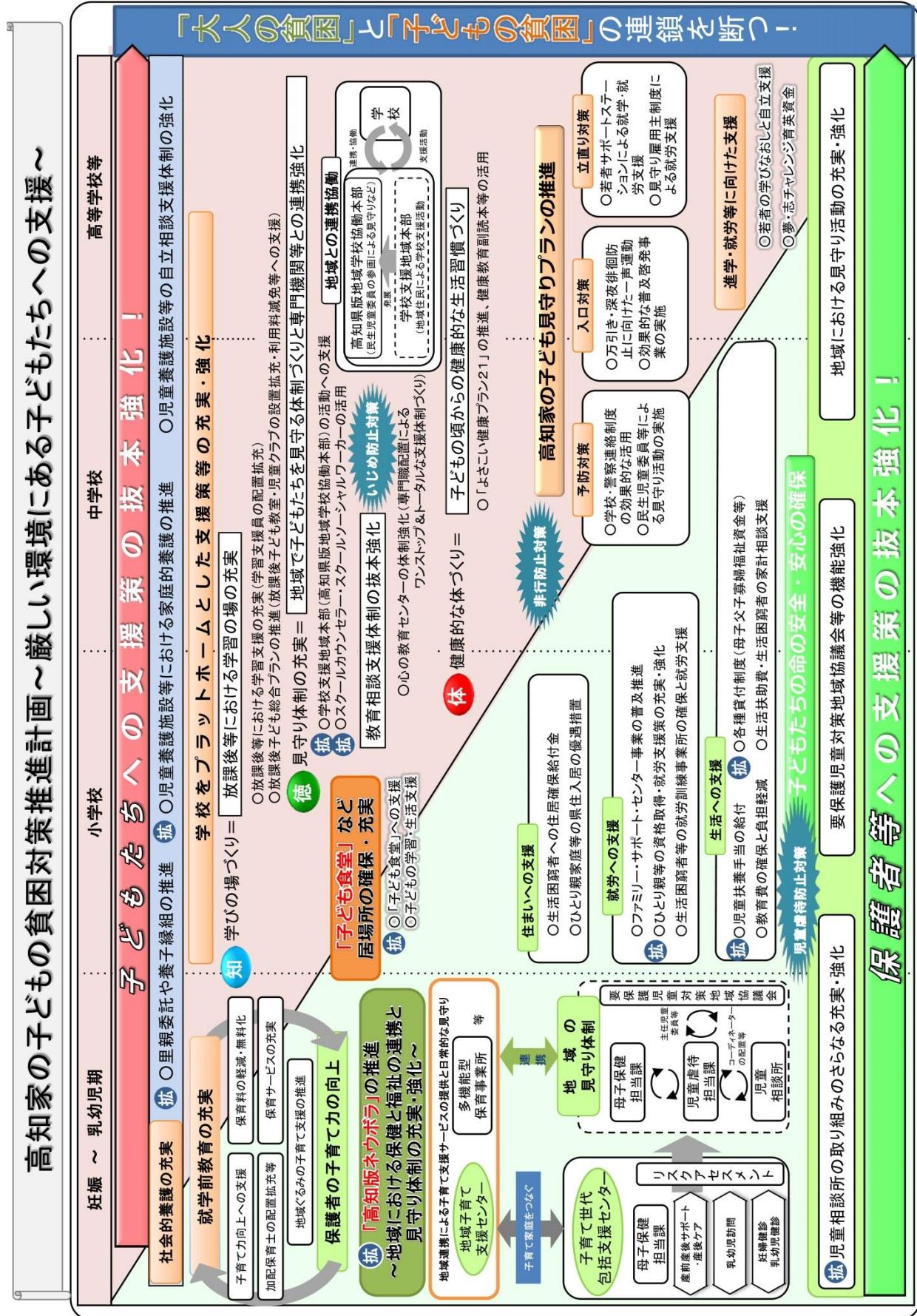
(4)児童虐待防止対策の推進(子どもたちの命の安全・安心の確保)

児童相談所機能強化事業等
(11,054 → 20,975)

一時保護委託料
(19,337 → 23,551)

児童養護施設・保育所・市町村職員等賃質向上事業等
(2,497 → 1,879)

高知家の子どもとの貧困対策推進計画～厳しい環境にある子どもたちへの支援～



2 子どもたちへの支援策の抜本強化

生活の困窮という経済的な要因のみならず、家庭の教育力や地域社会の見守り機能の低下などを背景に、県内には学力の未定着や虐待、非行、いじめ、不登校などといった困難な状況に直面している子どもたちがいます。こうした子どもたちへの支援策を重点的に取り組むべき施策と位置づけ、教育や福祉の分野などを中心に、総合的な取組として抜本強化を図つてまいります。

教育の分野では、全ての子どもたちに教育の機会均等が確保され、質の高い教育が受けられる環境を整備することは、進学率の上昇や子どもたちの希望に沿った職業の選択などを通じて将来所得の向上へとつながり、貧困の連鎖を断ち切るという観点から非常に重要な取組となっています。また、本県の将来の担い手を育成するといった観点からは、キャリア教育の充実や少年非行の防止に向けた取組などの抜本強化を図る必要があります。

取組を進めていくにあたっては、就学前には、保護者の子育て力の向上などを重点的に支援しますとともに、小・中・高等学校期には、学校を子どものプラットホームと位置付け、学力の保障はもちろんのこと、福祉関係機関や地域との連携を強化し、地域ぐるみで子どもたちの育ちを支援する体制を整備してまいります。

また、福祉の分野では、厳しい環境にある子どもたちが、社会的孤立に陥ることのないよう、放課後の居場所づくりや学びの場の充実を図るとともに、教育の機会均等を保障するため、教育費負担の軽減などにも取り組んでまいります。

こうした取組などを通じまして、高知家の全ての子どもたちが、夢と希望を持って成長することができるよう、子どもたちへの支援策の抜本強化を図つてまいります。

子どもたちへの支援策の抜本強化に向けた取組の方向性

支援が求められる背景

- 我が国の大きな社会問題である子どもの貧困は本県においては更に深刻
- 家庭における生活の困窮や教育力の低下、地域における見守り機能の低下

- 多くの子どもたちが、学力の未定着をはじめ、いじめや不登校、虐待や非行といった困難な状況に直面
- 家庭の経済状況と子どもの学力には相関関係があり、貧困の世代間連鎖が危惧される状況

全ての子どもたちが家庭の経済状況などに左右されることなく
夢や希望を持ち続け育つ環境の実現が必要

厳しい環境にある子どもたちの貧困の世代間連鎖を教育によって断ち切ることを目指す

- 就学前は保護者の子育て力の向上などに重点的に取り組む
- 就学後は子どもたちに対する知・徳・体の向上に向けた取組を徹底する

- 地域ぐるみで子どもや家庭を支えていくため、学校と地域との連携・協働の体制を県内全域で構築する

H30年度の具体的な取組

1 現状

- ◆多くの子どもたちが、学力の未定着をはじめ、いじめや不登校、虐待や非行防止といった困難な状況に直面
- ◆家庭の経済状況と子どもの学力には相関関係があり、貧困の世代間連鎖が危惧される状況

2 課題

- 全ての子どもたちが家庭の経済状況などに左右されることなく、夢や希望を持ち継ぐ環境の実現が必要

教育委員会

3 対策の方向性

- ◆就学前は保護者の子育て力の向上などに重点的に取り組む
- ◆就学後は子どもたちに対する知・徳・体の向上に向けた取り組みを徹底する
- ◆地域ぐるみで子どもや家庭を支えていくため、学校と地域との連携・協働の体制を県内全域で構築する

4 平成30年度の取り組み

就学前

就学前教育の充実 ◆就学前教育の質の向上

- [8,733千円]
- 保育士の資質の向上及び組織的な取組みの充実
- 保幼小の円滑な接続プラン作成の助言・支援

H29: 33市町村88支援本部170校 → H30: 33市町村125支援本部218校

・県立高等学校 H29: 4校 → H30: 5校

・学校地域連携推進担当指導主事（4名）の配置

◆放課後子ども総合プラン推進事業

[565,787千円]

●放課後子ども教室

H29: 147か所 → H30: 148か所

●放課後児童クラブ

H29: 168か所 → H30: 175か所

◆スクールソーシャルワーカー活用事業

[9,898千円]

- 家庭への配属が必要な労働と保護者を支援（5歳児から小学校入学前の切れ目のない支援）
- H29: 17市町村組合29人
- H30: 19市町村組合32人

小学校

◆学校支援地域本部等事業 [76,200千円]

- H29: 33市町村88支援本部170校 → H30: 33市町村125支援本部218校
- ・県立高等学校 H29: 4校 → H30: 5校
- ・学校地域連携推進担当指導主事（4名）の配置

◆放課後子ども総合プラン推進事業

[565,787千円]

●放課後子ども教室

H29: 147か所 → H30: 148か所

●放課後児童クラブ

H29: 168か所 → H30: 175か所

◆放課後等における放課後等学習支援員の配置に対して支援

小中学校における放課後等学習支援員の配置に対して支援

[9,192,271千円]

- H29: 30市町村（学校組合）・小学校10校、中学校73校（462人）
- H30: 31市町村（学校組合）・小学校12校、中学校78校（492人）

◆スクールカウンセラー（SC）等活用事業 [289,793千円]

- 全公立学校へ支援
- 350校（小学校19校・中学校105校・義務教育学校2校・高等学校37校・特別支援学校14校）

・特に厳しい状況にある子どもが多い市部へのSSW重点配置

○7市15人

○TIA配置 東部3名・中部5名・西部3名

2町村を支援

※拠点校方式…拠点校を定め、そこにSCを配置し、周辺の小学校へ派遣する

相談支援体制の強化

◆アウトリーチ型SCによる支援（6市→8市）

教育支援センターへのスクールカウンセラーの配置

内 地域別方式による支援（27市町村）

※拠点校方式…拠点校を定め、そこにはSCを配置し、周辺の小学校へ派遣する

相談支援体制の強化

◆心の教育センターの体制の充実強化

[53,090千円]

・ボランティアによる食事提供、活動の支援

・ワークショップ&トータルな相談支援体制を充実

中学校

◆学校支援地域本部等事業 [48,646千円]

- 「支援」（学校支援地域本部）から「連携・協働」（高知県版地域本部）へ
- ・学校立上げや活動を支援
- ・児童クラブや子ども教室、学校支援地域本部等において教育支援を行う人材の発掘・マッチング等

◆若者の学びなおしと自立支援事業

[48,646千円]

- 「若者サポートステーション」によるニートや引きこもり傾向にある若者の就労、就学支援

◆学習支援員の配置拡充 [16,491千円]

放課後や長期休業期間中に生徒へ補力補習

H29: 延べ115人・約5,000時間（見込）

→ H30: 延べ136人・約5,750時間

※中山間地域の学力上位層を指導できる人材の確保に向け、市部の支援員等が指導に赴く際の交通費を支給

◆スクールソーシャルワーカー（SSW）活用事業

[106,743千円]

- H29: 31市町村、3県立中高、9県立高校、3特別支援学校
- H30: 33市町村、3県立中高、13県立高校、6特別支援学校

○7市15人

○TIA配置 東部3名・中部5名・西部3名

不登校の予防と支援に向けた体制の強化

◆抜かりのない情報共有と切れ目のない支援を実現】

■校内支援会の強化

■保幼小中高の連携の強化

(1) 就学前教育の充実

(保育所・幼稚園等と地域等との連携の充実)

家庭における生活の困窮や教育力の低下などを背景に、様々な課題を抱え、個別の支援が必要な子どもや家庭が増えています。

また、核家族化や少子化等により地域との関わりが薄れてきている中で、地域における見守りや細やかな支援の充実が求められています。

このため、保育所・幼稚園等と小学校、地域等との連携を図り、子どもたちが健やかに育つことのできる環境づくりを進めます。

(主な具体的な取組)

(保育所・幼稚園等と地域等との連携の充実)

- ① 厳しい環境にある子どもたちの保護者に対して、関係機関と連携した支援を行うため、子ども一人一人の支援計画の作成や家庭訪問や地域との連携等を担当する家庭支援推進保育士の配置、保育所等の支援や小学校への円滑な接続への支援等を行うコーディネーターの配置を拡充します。家庭支援推進保育士の配置拡充に向けては、市町村と福祉人材センターとの情報交換を促進し、保育士や幼稚園教諭の資格や免許を持っているものの保育所・幼稚園等で勤務していない潜在保育士等の活用を増やします。【教育委員会】
- ② 厳しい環境にある就学前教育の子どもたちが円滑に小学校に入学できるよう、主に5歳児とその保護者に対して、生活習慣や生活環境の改善に向けた助言や指導等を保育者とスクールソーシャルワーカーが連携して行う仕組みを構築します。【教育委員会】
- ③ 地域ぐるみでの子育て支援を充実させるため、保育所・幼稚園等を中心に、保育者や高齢者等の地域の子育て経験者、子育て世帯等が交流できる場づくりを推進し、子育て相談や子育てに関する教室の開催など様々な交流事業が展開されることを支援します。
【教育委員会】

(2) 学校をプラットホームとした支援策の充実・強化

本県でも、一定数の子どもたちが学力の未定着や虐待、不登校などといった問題で困難な状況に直面しています。

このため、学校をプラットホームとして小学校から高等学校までの各段階に応じた切れ目のない支援策を講じるなど、貧困の世代間連鎖を教育の力で断ち切ることを目指し、「厳しい環境にある子どもたちへの支援」の抜本強化を図ってまいります。

ア（知）学びの場づくり

（放課後等における学習の場の充実）

本県でも、家庭における生活の困窮や教育力の低下などを背景に、学校以外での学習の機会が十分に与えられず、学力の未定着という困難な状況に直面している子どもたちがいます。

こうした子どもたちの基礎学力の定着と向上、学習習慣の定着や学ぶ意欲の向上を図るため、小・中・高等学校の各段階において学習支援員の配置を拡充し、学校が行う放課後等の補充学習の充実に取り組むとともに、放課後子ども総合プランの推進により、地域と連携・協働して放課後等の学びの場の充実を図ります。

（厳しい環境にある子どもの学びの場へのいざない）

本県には、厳しい環境にあるがゆえに、生徒指導上の諸問題を抱え、学校や放課後の学習支援などの学びの場に参加できない子どもたちがたくさんいます。

このため、スクールソーシャルワーカーの配置を拡充し、子どもたちの学びの場への参加を促す取組の充実・強化を図ります。

また、不登校の児童生徒や、学齢期に様々な事情で義務教育を受けることができなかつた方々への学習機会の提供に向けた検討を進めます。

（主な具体的な取組）

① 小・中学校が主体的に実施する放課後等の補充学習において、学習のつまずきに早期に対応し、よりきめ細かな個別指導や家庭学習指導を行うため、放課後等学習支援員の配置を拡充します。

また、学力に課題のある子どもたちのつまずきの解決には、授業から一貫した個別指導が必要であるため、学習支援員を配置する場合には授業から放課後までを一貫して担うものを配置することを基本として、拡充します。

さらに、一人一人の実態に応じた支援を行うために、効果的な指導方法の事例を収集し、市町村教育委員会や学校に周知します。 【教育委員会】

② 高等学校において、義務教育段階の学力の定着に課題のある生徒に対して、個々の生徒の学力の状況に応じたきめ細かな指導を行うため、放課後や長期休業中の補力補習、チーム・ティーチングにおける指導補助などにあたる学習支援員の配置を拡充します。

【教育委員会】

③ 放課後等における子どもたちの安全・安心な学びの場である放課後児童クラブや放課後子ども教室において、地域の多くの方々の参画を得て学習習慣の定着や学ぶ意欲の向上につながる取組が充実するよう支援します。 【教育委員会】

④ 放課後等の学習の場における学習活動を充実させるため、子どもたち一人一人が使える教材等の購入を支援します。 【教育委員会】

(厳しい環境にある子どもの学びの場へのいざない)

- ⑤ 個々の子どもに寄り添い、解決に向けたきめ細かな支援を行いながら、子どもたちの登校や放課後の学びの場への参加等を促すため、スクールソーシャルワーカーの配置を拡充します。 【教育委員会】
- ⑥ 不登校の児童生徒や、学齢期に様々な事情で義務教育を受けることができなかつた方々に学習の機会を提供するための中学校夜間学級設置の具体化に向けた検討を進めます。 【教育委員会】

イ (徳) 見守り体制の充実

(地域全体で子どもを見守る体制づくり)

家庭の厳しい経済状況等を背景に、子どもと十分に向き合うことが難しい保護者が多くいる中で、子どもたちに規範意識や自尊感情、豊かな感性などを育むには、子どもたちに 対して時には保護者のように関わり、温かい眼差しを送る地域の存在が不可欠です。

このため、学校支援地域本部の活動の充実を図るとともに、放課後子ども総合プランを推進することにより、地域全体で子どもたちを見守り育てる体制づくりを進めます。

(専門人材・専門機関との連携強化)

子どもたちを取り巻く環境が厳しさを増す中で、生徒指導上の諸問題などの解決を図っていくためには、県内の教育相談支援体制の充実・強化を図るとともに、学校においては外部の専門人材を活用して組織的な取組を推進していくことが必要です。

このため、多様な相談に対する窓口となるとともに、課題の解決まで相談者に寄り添うワンストップ&トータルな支援を行うことができるよう、心の教育センターの体制を強化します。また、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置拡充や、関係機関との連携により不登校児童生徒への支援や非行防止の取組などを進めます。

(主な具体的な取組)

(地域全体で子どもを見守る体制づくり)

- ① 学校支援地域本部の活動において、地域の方々による登下校時の子どもたちへの声かけや交通安全指導、子どもたちと一緒に清掃活動などの取組を充実させることにより、子どもたちが多くの大人たちに見守られながら育つ環境を作り、子どもたちの規範意識や自尊感情を育みます。

また、豊富な知識・経験を持つ地域の方々にゲストティーチャーとして授業をしてもらう取組や地域の大人たちに絵本の読み聞かせを行ってもらう取組、また、子どもたちが地域行事に参加する取組等を充実させることにより、子どもたちの豊かな感性を育みます。

【教育委員会】

- ② 放課後児童クラブや放課後子ども教室の設置を促進し、子どもたちが地域の多くの方々に活動を見守られながら、安全で安心して過ごせる放課後の居場所を確保します。

【教育委員会】

- ③ 地域による子どもたちの見守り機能を強化するため、学校支援地域本部や放課後子ども教室の活動に携わるボランティアの方々に、児童虐待やいじめなど子どもたちを取り巻く現状について理解を深めていただく取組を進めます。

また、全ての学校支援地域本部に、民生・児童委員の参画を進めるとともに、厳しい環境にある子どもたちの地域による見守り体制を強化した「高知県版地域学校協働本部」への展開を推進します。

【教育委員会】

(専門人材・専門機関との連携強化)

- ④ スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置拡充により、子どもや保護者等が不安や悩みをいつでも気軽に相談できる体制を構築し、子どもや家庭が抱える課題への多様な支援の充実を図ります。

【教育委員会】

- ⑤ 県内の教育相談の中核機関である心の教育センターに、高度な専門性を有するスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを配置し、学校生活での悩みや家庭における問題など子どもたちが抱える教育課題に関する相談を一元的に受理するとともに、学校や関係機関との連携のもとで課題の解決まで寄り添うワンストップ&トータルな支援を行います。

【教育委員会】

- ⑥ 心の教育センターにおいて、幅広い教育相談を受け付けるワンストップ機能を高めるとともに、課題解決に向けて関係機関の専門性を生かすコーディネート機能を高めるため、県内における各種相談窓口や児童・青少年支援機関との連携を強化します。【教育委員会】

- ⑦ 各市町村の要保護児童対策地域協議会において、子どもたちへの支援策を検討する際に、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーが参加することにより、効果的な支援につなげられるよう取り組みます。

【教育委員会】

- ⑧ スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの支援力の向上を図るため、効果的な研修を実施するとともに、心の教育センターに配置されている特に高い専門性を有するスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーが各地域に配置されているスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの指導や助言に当たります。

【教育委員会】

- ⑨ 教育支援センター等における相談支援体制の強化を図り、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携して、学校に通うことができない児童生徒が、安心して過ごすことのできる居場所づくりに取り組みます。また、児童生徒一人一人に応じた学習支援を行い、学校以外での学習の機会の確保に取り組みます。

【教育委員会】

ウ（体）健康的な体づくり

（運動・スポーツの機会の提供）

家庭における生活の困窮や教育力の低下などを背景に、家庭や地域において運動やスポーツを行う機会が十分でない子どもたちがいます。

このため、地域のスポーツに関わる人材や総合型地域スポーツクラブ等の協力のもと、学校と地域が連携し、子どもたちが運動する機会の充実を図ります。

（保護者に対する啓発の強化）

子どもの生活習慣は、保護者の生活習慣に大きく影響されることから、子どもたちの基本的生活習慣を育成するために、まず、保護者に健康的な生活習慣に対する意識を高めてもらう必要があります。

このため、子どもの頃からの健康的な生活習慣づくりや子どもの生活環境の改善に向け、保育所・幼稚園等における保護者を対象とした学習会などの開催を支援するとともに、スクールカウンセラーなどの配置拡充により相談支援体制の充実を図ります。

（欠食がみられる子どもたちへの支援）

家庭の厳しい経済状況等を背景として、家庭で十分に食事をとることができないなど、食生活の面で厳しい状況にある子どもたちがいます。

こうした子どもたちとその家庭の状況を把握するとともに、必要に応じて福祉部門との連携を図ります。また、朝食が欠食状況にある子どもたちに対する、地域のボランティア等による食事提供の活動を支援します。

（主な具体的な取組）

（運動・スポーツの機会の提供）

- ① 地域のスポーツに関わる人材の協力による運動部活動の充実や、総合型地域スポーツクラブと学校との連携により、子どもたちが日常的に運動やスポーツに触れる機会の拡大を図ります。
【教育委員会】

（保護者に対する啓発の強化）

- ② 子どもとの関わり方や乳幼児期からの望ましい生活習慣の重要性についての保護者の理解を促進するため、保育所・幼稚園等における保護者を対象とした学習会などの開催を支援します。
【教育委員会】

- ③ スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置拡充により、子どもたちの食生活をはじめとする生活環境を改善するための相談支援体制を充実させます。
【教育委員会】

- ④ 小学校から高等学校まで、系統的な副読本を活用した健康教育を実施するなど、子どもや保護者等の健康的な生活習慣に関する意識を高めます。
【健康政策部・教育委員会】

(欠食がみられる子どもたちへの支援)

- ⑤ 欠食が見られるなど食生活の面で厳しい状況にある子どもたちを学校などで把握した場合には、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携して、子どもやその家庭の状況の把握に努め、課題に応じて要保護児童対策地域協議会や児童相談所などの福祉部門と連携して課題の解決にあたります。 【教育委員会】
- ⑥ 家庭の厳しい経済状況等を背景とした朝食が欠食状況にある子どもたちに対する地域のボランティア等による食事提供の活動を支援します。 【教育委員会】

(3) 「子ども食堂」など居場所の確保・充実

「子ども食堂」については、食事の提供を通じて「子どもや保護者の居場所」となるとともに、「保護者の孤立感や負担感を軽減する場」、「地域で子どもたちを見守る場」としての機能が期待されることから、県内全域（小学校区毎）での開設・定着・充実に向けて、総合的に取組を進めます。

(主な具体的な取組)

- ① 高知県社会福祉協議会にコーディネーターを配置し、子ども食堂の開設・運営への支援や「開設準備講座」、関係者による「子どもの居場所づくりネットワーク会議」を開催します。
- また、「子ども食堂」を実施する民間団体に対して開設・運営費の助成や一定の要件を満たした「子ども食堂」を「高知家子ども食堂」として登録し、子ども食堂の紹介・広報など様々な支援を行うとともに、あつたかふれあいセンターや集落活動センター等でも「子ども食堂」が実施されるよう支援をしてまいります。
- さらに、支援が必要な子どもたちを子ども食堂に確実につなげるための関係者間の情報交換や、運営に協力していただけるボランティアの養成、企業からの食材支援情報の提供などに取り組んでまいります。 【地域福祉部】
- ② 子ども食堂の活動を県内全域に広めるとともに、運営の継続を支援していくために創設した「高知県子ども食堂支援基金」へ、子ども食堂の趣旨に賛同いただける個人・企業からの寄附を募ります。 【地域福祉部】
- ③ 生活困窮家庭の子どもたちを対象とした学習支援を中心に生活習慣や学習習慣の習得、親への養育支援などを実施するとともに、開催場所に応じてこども食堂とも連携して取り組んでまいります。 【地域福祉部】

(4) 高知家の子ども見守りプランの推進

(少年非行の防止対策の抜本強化)

少年非行の背景には、不適切な養育などの家庭的な要因や学校・仲間問題などに関連する環境的な要因などのほか、子どもたちの規範意識の醸成を担ってきた家庭の教育力や地域社会の見守り機能の低下などといった様々な要因が複合的に絡み合い、非行問題の発生につながっていることが言われています。

こうした中で、本県の少年非行の憂慮すべき状況を踏まえますと、直ちに適切な対策を立てて、取り組まなければならない課題もありますが、他方で、問題を解決するためには中長期的な視点で地道に取り組むことが必要な課題もあります。併せて、こうした取組を進めていく際には、行政と民間等の垣根を超えて、多様な関係機関や家庭などと協力し、地域が一体となった取組として進めていくことも欠かせません。

このため、少年非行の防止に向けたこれまでの取組の経過なども踏まえ、現状を検証・分析することを通じて、その背景にある課題や要因などの洗い出しを行い、その結果、教育委員会、警察本部、知事部局が連携して早急に対応すべき7つの課題が明らかになりました。
(早急に解決すべき7つの課題)

課題1：子どもの規範意識を育み、非行を未然に防止するための取組の強化

課題2：学校における生徒指導体制の強化

課題3：子どもの立ち直りを支援し、社会で孤立させないための取組の強化

課題4：地域で子どもを見守り、育む気運の醸成

課題5：養育上の課題がある家庭に対するアプローチの強化

課題6：発達の気になる子どもや保護者への支援の充実

課題7：子どもが自立した社会生活を営む基礎づくり

県では、7つの課題に対し、課題解決に必要となる具体的な施策や今後の達成すべき成果目標などを主な内容とする「高知家の子ども見守りプラン」を平成25年6月に策定いたしました。

今後とも、「高知家の子ども見守りプラン」に基づき、非行を未然に防ぐ「予防対策」、非行の入口にいる子どもたちを非行に向かわせない「入口対策」、立直りを支援する「立直り対策」といった3つの対策を中心に、少年非行の防止に向けた取組を推進してまいります。

(主な具体的な取組)

(非行を未然に防止する取組の強化：予防対策)

- ① 民生委員・児童委員（主任児童委員）等の積極的な関与による地域の見守り体制の推進

に向け、民生委員・児童委員（主任児童委員）等が学校と情報を共有し、関係機関との役割分担をしたうえで、子どもや家庭を見守る仕組みを県内の小学校単位で普及・定着させてまいります。 【地域福祉部・教育委員会】

- ② 学校・警察連絡制度によって、補導等に関する情報提供や連絡を行い、指導や立直りの支援につなげてまいります。 【教育委員会・警察本部】

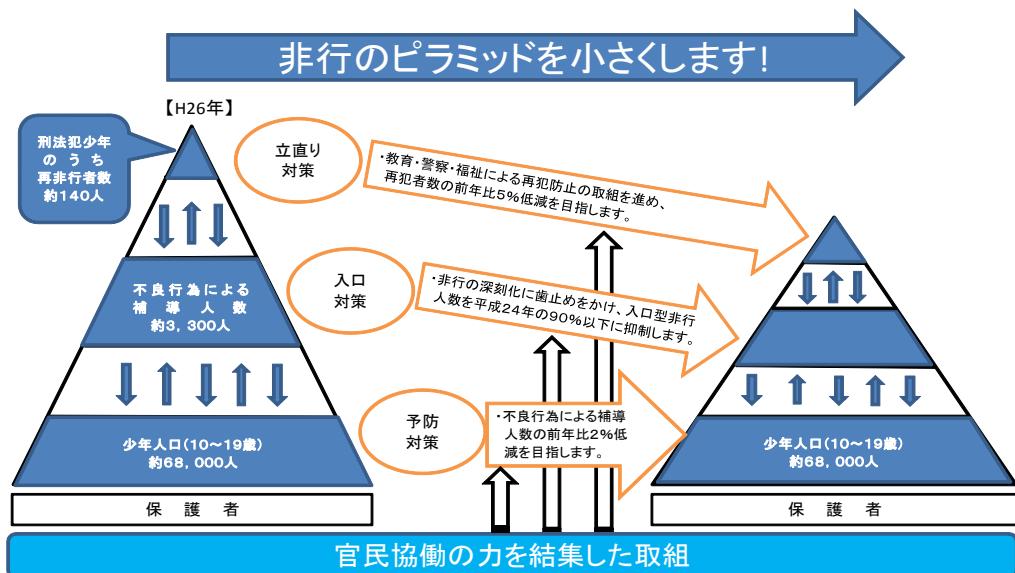
(非行に向かわせない取組の強化：入口対策)

- ③ 深夜に徘徊する非行少年の減少と万引き防止に向けた官民協働の取組を強化するため、万引き及び深夜徘徊防止のための一聲運動の実施と協定締結による参加店舗の拡大を推進してまいります。 【地域福祉部】
- ④ 親子で規範意識や非行について考える機会を作ったり、深夜営業等の店舗への防犯啓発やリーフレット等の活用による非行防止の啓発を行い、子どもを非行に向かわせない環境の醸成を図ります。 【地域福祉部】

(非行からの立ち直りを支援する取組の強化：立直り対策)

- ⑤ 無職少年等の自立と就労支援に向けた取組の強化策として、就労に向けたきっかけづくりとするため、見守り雇用主として県に登録いただいた事業所でのしごと体験講習の取組を推進します。 【地域福祉部】
- ⑥ 無職少年等を支援する仕組みづくりに向けて関係機関と情報連携し取り組みます。 【地域福祉部】
- ⑦ いわゆるニートや引きこもり傾向にある若者の支援機関である「若者サポートステーション」に、より多くの若者をつなげ、就学や就労に向けた支援を行います。また、サポートステーションへの通所が困難な若者や、引きこもり・不登校などの若者に対して、出張相談や家庭訪問等のアウトリーチ型の支援を実施します。 【教育委員会】

高知家の子ども見守りプランの目指す姿



注1) 刑法犯少年のうち再非行者数及び不良行為による補導人数については、高知県警察本部の「平成26年補導白書」による。

注2) 少年人口は住民基本台帳年齢別人口（平成26年1月1日）

(5) 進学・就労等に向けた支援

厳しい環境にある子どもたちへの支援策として、具体的な取組を実施していく際には、生活困窮家庭やひとり親家庭の子ども、あるいは社会的養護を必要とする子どもなどといった、支援を必要とする緊急性度の高い子どもたちへの支援策を追加的に講じるよう配慮を行う必要があります。

(高校中途退学者等の就学・就労に向けた支援策の充実・強化)

平成27年度の国勢調査によると、本県の15～39歳の若年人口のうち無業者の数は3,312人となっており、平成22年度の調査より606人増加しています。また、平成28年度の高等学校中途退学者数は379人と全体の1.9%を占め、全国ワースト3位となっています。

こうした社会的自立が困難な若者の中には、在学中にいじめや不登校などを経験するなどして、今も社会に一歩を踏み出せずにいる者多くいます。

このため、このような若者を一人でも多く社会に送り出せるよう、若者の自立と学び直しを支援します。

(生活困窮家庭の子どもたちへの支援)

生活保護世帯で育った子どもたちが社会人となり自らも生活保護を受けるといった、貧困の世代間連鎖の問題が大きくクローズアップされています。こうした貧困の連鎖を断ち切るために、生活保護世帯をはじめとする生活困窮家庭の子どもたちが、進学を自ら断念する

ことなく、希望を持ってその後の進学、就職等の進路を選択できるように支援していく必要があります。

このため、生活困窮家庭の子どもたちに小学生のときから自学・自習の習慣を身に付けさせるとともに、中学校では高校受験に対応可能な学力を身に付けさせるための学習支援の取組を充実するとともに、教育費の負担の軽減を図ってまいります。

(主な具体的な取組)

(高校中途退学者等の就学・就労に向けた支援策の充実・強化)

- ① いわゆるニートや引きこもり傾向にある若者の支援機関である「若者サポートステーション」に、より多くの若者をつなげ、就学や就労に向けた支援を行います。

また、サポートステーションへの通所が困難な若者や、引きこもり・不登校などの若者に対して、出張相談や家庭訪問等のアウトリーチ型の支援を実施します。

【教育委員会】(再掲)

- ② 無職少年等の自立と就労支援に向けた取組の強化策として、就労に向けたきっかけづくりとするため、見守り雇用主として県に登録いただいた事業所でのしごと体験講習の取組を推進します。

【地域福祉部】(再掲)

- ③ 無職少年等を支援する仕組みづくりに向けて関係機関と情報連携し取り組みます。

【地域福祉部】(再掲)

- ④ 若者の就職意識の向上を図り、雇用におけるミスマッチを解消するため、「高知県就職支援相談センター(ジョブカフェこうち)」を設置し、併設する国の機関である「ハローワーク高知若者相談コーナー」と連携して、就職に関する相談を就労に至るまでワンストップできめ細かに支援して円滑な就職と職場定着を目指してまいります。

また、幅広い地域でジョブカフェこうちのサテライトを運営することで、若者の地域での就職活動を支援します。

【商工労働部】

(生活困窮家庭の子どもたちへの支援)

- ⑤ 生活困窮家庭の子どもたちを対象とした学習支援を中心に生活習慣や学習習慣の習得、親への養育支援などを実施するとともに、開催場所に応じてこども食堂とも連携して取り組んでまいります。

【地域福祉部】(再掲)

- ⑥ 経済的理由等で高等学校等への進学を断念することのないよう、高等学校等就学支援金等の支給や高等学校等奨学金の貸与などにより、経済的に厳しい環境にある家庭への教育費負担等の軽減を図ってまいります。

【文化生活スポーツ部・教育委員会】

- ⑦ 国や社会の発展に大きく貢献できる人材を育成するため、学業成績が極めて優秀であり、学費の支弁が困難な学生に対して、返還の必要のない育英資金を給付します。

【文化生活スポーツ部】

(6) 社会的養護の充実

(児童養護施設等の子どもたちへの支援)

様々な理由により、保護者と一緒に生活できない児童養護施設等の子どもたちが、健やかに成長することができる環境づくりを進めるため、本県独自の取組なども加味した社会的養護体制の充実を図ることにより、自立した社会人としての公平なスタートが切れるよう、きめ細かな支援策の充実・強化を図ってまいります。

(主な具体的な取組)

- ① 社会的養護のもとで育つ子どもたちが、できる限り家庭的な養育環境の中で、特定の大
人との継続的で安定した関係のもとで育つことができるよう、里親・ファミリーホームに
よる家庭養護や施設による家庭的養護を推進します。 【地域福祉部】
- ② 里親登録者数の増加等に向けた効果的な里親制度の普及・啓発活動を実施するとともに、
里親への委託推進を目指した里親登録後研修や委託里親が安心して児童を養育できる環境
づくりに向けた里親支援体制の構築に取り組んでまいります。 【地域福祉部】
- ③ 児童養護施設等の子どもたちへの学習支援や就労等に向けた自立相談支援に向けた自立
相談支援職員の加配措置を支援するとともに、就職又は進学を機に施設を退所した子ども
たちの生活支援等を実施するため、有利な条件での家賃や生活費等の貸し付けを行うとと
もに、従前20歳までであった児童養護施設等で生活する子どもたちへの支援を22歳の
年度末まで継続する等、厳しい環境にある子どもたちへの処遇を充実・強化してまいりま
す。 【地域福祉部】
- ④ 児童養護施設等において乳児呼吸モニターなどの施設設備品の整備やアレルギー対策を目的
とした小規模改修などを行うことで、入所している子どもの安心・安全を守るとともに
健康被害の防止に取り組んでまいります。 【地域福祉部】

3 保護者等への支援策の抜本強化

近年、核家族化や地域におけるつながりの希薄化等により、家庭・地域における養育力が低下し、保護者の子育てに伴う不安や負担感が増大するとともに、孤立化も進んでいます。

このため、厳しい環境にある子どもたちが深刻な状況に陥ることのないよう、保護者等の安定した生活や自立に向け、速やかに支援を受けられる体制を整備する必要があります。

中でも、経済的に厳しい環境にあるひとり親家庭や生活困窮家庭においては、就労や経済面での支援にとどまらず、子育て・教育・住まいなどといった多方面からの支援が欠かせません。

また、経済的な困窮などを背景とした家庭環境の厳しさなどが、児童虐待の問題などと密接に関わっている場合も多く、児童虐待防止対策の取組などを並行して進めいくことも求められています。

特に、出生から乳幼児期にかけては、子どもたちの命の安全と安心を確保するため、市町村が行う子育て世代包括支援センターの設置や運営支援、児童虐待防止対策コーディネーターの配置を支援することにより、保健部門と福祉部門との連携強化を図るとともに、要保護児童対策地域協議会を中心とした民生委員・児童委員等との連携による地域での見守り体制の構築などを支援してまいります。

(1) 保護者の子育て力の向上

(保育者の親育ち支援力の強化)

保育所・幼稚園等において、子どもを育てる親の力を高める親育ち支援の必要性は浸透してきているものの、子どもへの関わり方が分からぬ保護者や、子育てに不安や悩みを抱えている保護者に対して、適切な支援が十分には行われていない現状があります。

このため、日常的・継続的に親育ち支援を行うことができるよう、保育者の親育ち支援力の向上を図ります。

(保護者の子育て力向上のための支援の充実)

核家族化や厳しい経済状況等を背景に、子どもと十分に向き合うことが難しい保護者や、子育てに不安や悩みを抱えている保護者が多くいます。また、保護者の生活習慣の乱れや子どもへの関わりの少なさが、子どもの基本的生活習慣の未定着につながっている場合があります。

このため、良好な親子関係や子どもへの関わり方について保護者の理解を深めができるよう、保護者を対象とした研修を充実させるとともに、乳幼児期からの基本的生活習慣の定着を図るための取組を推進します。

(保護者に対する啓発の強化)

家庭は子どもが育つ基盤であり、豊かな心や人間性を育むうえで重要な役割を担っていますが、生活の困窮などを背景に、子育てに悩みなどを抱える保護者も多く、今一度、地域全体で保護者が子どもの教育に関わるという意識を高めていくことが重要です。

このため、地域や保育所・幼稚園等、学校が、保護者に対する啓発を積極的に行うよう支援することにより、家庭の教育力の向上につなげていきます。

(保育所・幼稚園等と地域等との連携の充実)【再掲】

家庭における生活の困窮や教育力の低下などを背景に、様々な課題を抱え、個別の支援が必要な子どもや家庭が増えています。

また、核家族化や少子化等により地域との関わりが薄れてきている中で、地域における見守りや細やかな支援の充実が求められています。

このため、保育所・幼稚園等と小学校、地域等との連携を図り、子どもたちが健やかに育つことのできる環境づくりを進めます。

(主な具体的な取組)

(保育者の親育ち支援力の強化)

① 保育所・幼稚園等において、多様化・複雑化する保護者の不安や悩みに対し保護者に寄り添った適切な支援が行われるようにするために、管理職のリーダーシップのもと、保育所・幼稚園等がチームとして親育ち支援に取り組むための体制づくりを促進します。

【教育委員会】

② 保育者が、親育ち支援の必要性や保護者への関わり方などについて理解を深め、保護者に対して日常的・継続的に支援を行うことができるよう、保育者の親育ち支援力向上のための研修を充実させます。

また、より多くの保育者が研修に参加できるよう、市町村単位による研修を実施するとともに、代替保育者の確保について支援します。 【教育委員会】

③ 保育所・幼稚園等における親育ち支援の中核となる保育者の資質の向上を図るとともに、その保育者が役割を十分果たすことができるよう研修等を充実させます。

また、中核となる保育者同士が情報交換や地域の課題に応じた研修を実施するなど、地域ブロック内で交流を深める取組を支援し、交流を通して培われた知見を基に、全ての保育所・幼稚園等において中核となる保育者が園内の保育者を対象に研修を行うことを促進します。 【教育委員会】

(保護者の子育て力向上のための支援の充実)

④ 保育所・幼稚園等において、良好な親子関係や子どもへの関わり方について保護者の理解を深めるための講話やワークショップを開催し、保護者の子育て力の向上を図ります。

また、講話や行事等への保護者の参加を促進するため、講話等を就学時健診の機会をとらえて実施するなど参加しやすい環境を整えるとともに、保育者と保護者の円滑なコミュ

ニケーションや相互理解をより深める取組を推進します。

【教育委員会】

- ⑤ 配慮が必要な保護者の子育て力の向上のため、家庭支援推進保育士等による個別の支援の充実を図り、保育所・幼稚園等の行事への参加を促進することなどを通じて、保護者の子育てに対する自覚や意欲を高めます。

【教育委員会】

(保護者に対する啓発の強化)

- ⑥ 配慮が必要な保護者の子育て力の向上のため、家庭支援推進保育士等による個別支援の充実を図り、保育所・幼稚園等の行事への参加を促進することなどを通じて、保護者の子育てに対する自覚や意欲を高めます。

【教育委員会】(再掲)

- ⑦ 教育行政、学校、保護者が同じ方向を向いて地域の子どもたちを取り巻くさまざまな課題に対処していくため、各地区においてPTAの研修会などを開催することにより、課題を共有する場を設け、PTAの具体的な活動につなげていきます。

また、多くの保護者の参画を得るとともに、保幼小中高を通じて連携した活動が活発化していくための関係者の取組を支援することにより、PTA活動を活性化させます。

【教育委員会】

- ⑧ 保護者を対象とした子育て講座の開催など、市町村における家庭教育支援の取組を促進します。また、県教育委員会が作成した親育ちを支援する学習教材を活用して、保護者や子育て支援関係者が交流しながら学び合う取組を促進します。

【教育委員会】

(保育所・幼稚園等と地域等との連携の充実)【再掲】

- ⑨ 厳しい環境にある子どもたちの保護者に対して、関係機関と連携した支援を行うため、子ども一人一人の支援計画の作成や家庭訪問や地域との連携等を担当する家庭支援推進保育士の配置、保育所等の支援や小学校への円滑な接続への支援等を行うコーディネーターの配置を拡充します。家庭支援推進保育士の配置拡充に向けては、市町村と福祉人材センターとの情報交換を促進し、保育士や幼稚園教諭の資格や免許を持っているものの保育所・幼稚園等で勤務していない潜在保育士等の活用を増やします。

【教育委員会】

- ⑩ 厳しい環境にある就学前の子どもたちが円滑に小学校に入学できるよう、主に5歳児とその保護者に対して、生活習慣や生活環境の改善に向けた助言や指導等を保育者とスクールソーシャルワーカーが連携して行う仕組みを構築します。

【教育委員会】

- ⑪ 地域ぐるみでの子育て支援を充実させるため、保育所・幼稚園等を中心に、保育者や高齢者等の地域の子育て経験者、子育て世帯等が交流できる場づくりを推進し、子育て相談や子育てに関する教室の開催など様々な交流事業が展開されることを支援します。

【教育委員会】

(2) 妊娠期から子育て期までの切れ目のない総合的な支援～「高知版ネウボラ」の推進～ （「高知版ネウボラ」の推進）

厚生労働省の調査によれば、平成27年度に児童虐待で死亡した子どもの年齢は0歳が57.7%と最も多く、3歳未満までで71.2%を占めております。

また、平成28年度に本県において児童虐待と認定したケースのうち、就学前までが43.3%を占めており、妊娠・出産時からの母子保健活動等を通じたセーフティーネットの強化による切れ目のない支援が、家庭に行き届く仕組みが必要となっています。

このため、妊娠・出産・子育ての総合相談窓口となる市町村の子育て世代包括支援センターや、地域の子育て支援拠点となる地域子育て支援センターの新設・機能拡充などを図るとともに、母子保健や児童福祉などの関係機関が連携し、妊娠期から子育て期までの切れ目のない総合的な支援体制の充実を図ることにより、支援を必要とする子育て家庭をリスクに応じ適切に支援していきます。

※高知版ネウボラについては、「ネウボラ推進会議」を通じた重点市町への支援などにも取り組み、働きながら子育てしやすい環境づくりにもつなげていきます。

（主な具体的な取組）

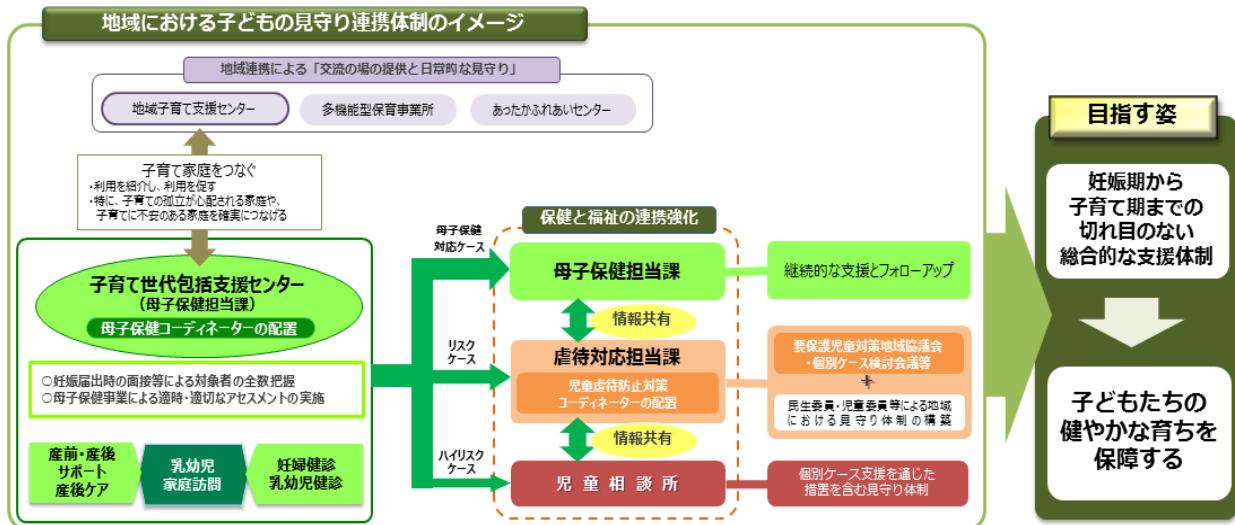
- ① 妊娠期から乳幼児期にかけては、児童虐待を防止し、子どもたちの命の安心・安全を確保するため、市町村の母子保健と児童福祉の連携強化を積極的に支援していきます。具体的には、各市町村が行う妊娠・出産・乳幼児期を通じたリスク発見のアセスメントからフォローアップの定着に向けた取組を支援します。

また、市町村の子育て世代包括支援センター（母子保健担当課）に配置された母子保健コーディネーター等と児童虐待担当課（児童虐待防止対策コーディネーター等）をはじめとする関係する支援機関の職員が連携し、支援を必要とする家庭に対して、妊娠期から子育て期までの切れ目のない総合的な支援を行います。 【健康政策部・地域福祉部】

- ② 母子保健の分野では、子育て世代包括支援センターの母子保健コーディネーターや保健師などが妊娠婦の心身の状況や乳幼児健診の未受診児などの状況の把握に努め、支援が必要な家庭のフォローを継続的に行うとともに、必要に応じて児童福祉へつながるよう支援するとともに、全ての妊婦や親子に地域の子育てサービスの利用を促すなど、その取組を強化します。

併せて、主に0歳から2歳の子どものいる子育て家庭を対象とした見守り活動を充実させていくため、地域の親子が集う地域子育て支援センターの新設や機能の拡充、保育所などで園児以外の親子が集う場を設ける多機能型保育事業の拡充、あつたかふれあいセンターの機能の充実などを行います。 【健康政策部・地域福祉部・教育委員会】

- ③ 児童福祉の分野では、見守り体制を強化するため、市町村の児童虐待対応担当課に児童虐待防止対策コーディネーターを配置することを支援します。更には、要保護児童対策地域協議会を中心に、行政及び民生委員・児童委員等が連携して地域で取り組む見守り活動を支援してまいります。 【地域福祉部】



- ④ 「高知家の出会い・結婚・子育て応援コーナー」の相談窓口で出産・子育てなどに関連する悩み事などの相談を受け、最適な支援制度や専門機関などを紹介するとともに、出産・育儿応援サイトによる相談や情報提供などにも取り組んでまいります。

また、地域で子育て家庭が気軽に集い交流できる場づくりや、働きながら子育てしやすい環境づくりを進めるため、市町村や団体・企業、子育てサークル等が行う子育て支援の取組を県内に定着させてまいります。

【地域福祉部】

(3) 住まい・就労・生活への支援

厳しい環境にあるひとり親家庭の保護者は、子育てと生計の維持を一人で担っており、生活や経済面などで様々な困難を抱えています。

こうした保護者をしっかりと支えていくためには、就業による自立を支援するとともに、子育てや生活を支えるための支援策の一層の充実・強化を図っていく必要があります。

他方で、日常生活や経済的な環境を背景に、DVや児童虐待の問題、健康の問題や不登校などといった複雑で多様な課題を抱えていることから、福祉や教育などの多岐の分野にわたる相談支援体制が重要になってまいります。そのため、支援の実施にあたっては、県と市町村、関係する支援機関などが情報共有を図ったうえで連携した対応を行う必要があります。
(住まいへの支援)

住まいは生活の重要な基盤であり、子育てと就労等との両立が可能となるよう、住居の安定確保を図ることにより、子どもたちの健やかな成長を育む生活・子育て環境の整備につなげていく必要があります。

(就労への支援)

保護者に対する就労やキャリアアップ支援などにより世帯所得の向上を図ることは、喫緊の課題となっています。このため、ハローワークと連携した就労支援や自立に向けた資格取

得の支援、更には、一人一人のキャリアアップ支援など、それぞれが置かれている状況に応じたきめ細かな支援に取り組む必要があります。

また、ひとり親家庭の保護者等が子育てと就業や学び直し、更には求職活動などを両立していくためには、就業状況等に応じた多様な保育サービスの提供やファミリー・サポート・センター事業などの、子ども・子育て支援施策の充実・強化を図っていく必要があります。
(生活への支援)

厳しい環境にある子どもたちへの支援策として、各種手当などの金銭面での給付や貸与と併せて、現物給付（サービス）等を組み合わせることにより、生活困窮世帯の生活基盤を下支えしていくことが必要であり、子どもたちへの貧困の連鎖を断ち切るうえで、経済的な支援策は大きなウェイトを占めるものとなります。このため、県では国の施策とも連動した経済的な支援策の充実・強化に取り組んでまいります。

(主な具体的な取組)

(住まいへの支援)

- ① 離職者で就労の能力及び意欲のある者のうち、住宅を喪失又はその恐れのある者に住宅費を支給するとともに、住宅資金や転宅資金の貸付けなどを通じて、ひとり親家庭の住宅支援に取り組みます。 【地域福祉部】
- ② 居住支援協議会の取組を充実させるとともに、空き家等に関する情報提供サービスの構築や、県営住宅入居者の選考にあたり、子育て支援の観点から、小学校入学前の子どもがいる世帯や20歳未満の子を扶養しているひとり親世帯等については、当選確率を高める優遇措置を実施します。 【土木部】

(就労への支援)

- ③ ひとり親家庭等の家庭の状況や職業の適性、就業経験、職業訓練の必要性など、一人一人の状況に応じた就業相談や、就業情報の提供、就業のあっせんなど、ニーズに応じたきめ細かな就業支援をひとり親家庭等就業・自立支援センターにおいて行います。 【地域福祉部】
- ④ 児童扶養手当受給者の職業的自立を支援するため、生活や子育ての状況、求職活動や職業能力開発の取組等の状況など、個々のケースに応じた母子・父子自立支援プログラムを策定し、ハローワークと連携して、就業に至るまでの支援を行います。 【地域福祉部】
- ⑤ 母子家庭の母親が、安定した職業に就くためには、地域や職場などを含めた社会全体でその希望を叶えるとともに、安心して働き続けられる就労支援に取り組む必要があるものと考えています。

このため、高知家の女性しごと応援室において、就職を希望する母親に対して、一人一人の適性や経歴に応じたキャリア・コンサルティングや職業訓練などのスキルアップの機

会への誘導、更には、幅広い求人情報を通じて職業紹介を行うなど、母子家庭の母親の生活環境や子育て事情に配慮しながら、安定した就労に向け、より一層きめ細かな支援を行います。

【文化生活スポーツ部】

- ⑥ ひとり親家庭の親などの子育て負担の軽減につなげるため、地域の子育て力を活かした支え合いの仕組みとなるファミリー・サポート・センターについて、平成31年度末までに、高知市周辺及び県東西の市部を中心に、県内全域で同センターが開設されるよう取り組みます。

【文化生活スポーツ部】

- ⑦ 母子家庭の母親等が、民間教育訓練機関を活用した職業訓練を受ける際には、すぐに訓練が受けられるよう優先枠を設定し、早期の就職を支援します。

また、訓練を受講する際に、保育サービスの確保ができない方には、訓練受講中の託児サービスを提供します。

【商工労働部】

- ⑧ ひとり親家庭の親が、一定の講座を受講した場合に受講料を補助する自立支援教育訓練給付金や、経済的な自立に効果的な資格を取得するため養成機関で修業する場合に、修業期間中の生活費の負担を軽減するための高等職業訓練促進給付金を給付します。

また、高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格取得を目指すひとり親家庭の親に対し、入学準備金・就職準備金を貸し付け、修学・就職を容易にすることにより、自立の促進を図ります。

【地域福祉部】

- ⑨ より良い条件での就職や転職につながる高卒認定試験合格のための講座を受講したひとり親家庭の親と子が、修了及び合格した際には受講費用の一部を支給します。

【地域福祉部】

- ⑩ 直ちに就労することが困難な生活困窮者の就労による自立を支援するため、半日や週3日といった柔軟な働き方のできる認定就労訓練事業所において就労訓練を受けた後に、一般就労へつなげていく取組を実施します。

【地域福祉部】

(生活への支援)

- ⑪ 乳幼児の疾病の早期発見、早期治療を促進するために市町村が行う乳幼児にかかる医療費の助成やひとり親家庭に対して市町村が実施する医療費の自己負担分の助成を支援します。

【健康政策部・地域福祉部】

- ⑫ 児童扶養手当、母子・父子・寡婦福祉資金貸付金などの経済的な支援制度による支援により、家庭の親子の健康維持と生活の安定を図ります。

【地域福祉部】

- ⑬ 生活困窮者の相談支援事業に取り組み、必要に応じて適切な関係する支援機関につなぐとともに、家計に課題のある生活困窮者に対し、家計収支の改善や家計能力の向上等のための指導及び相談を実施します。

【地域福祉部】

- ⑭ 放課後子ども総合プランでは、働く保護者のニーズに応じた放課後児童クラブなどの開設時間の延長や就学援助世帯等の子どもたちの利用料の減免に対する財政支援を行います。

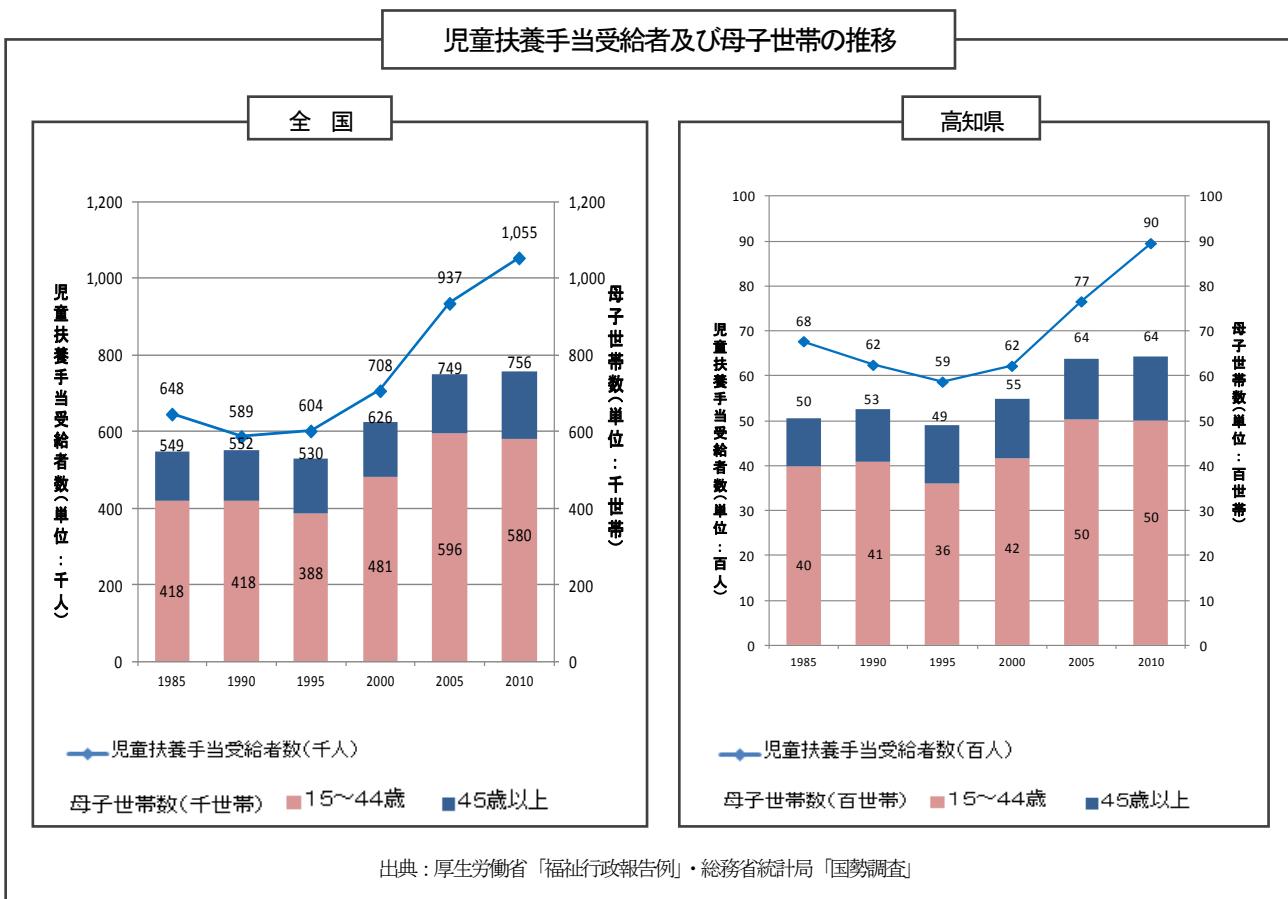
【教育委員会】

⑯ 経済的な理由で就学が困難となる生徒に対し、就学支援金等を支給することにより、高等学校等における授業料の軽減を図るとともに、高校生等がいる低所得世帯を対象に奨学給付金を支給することにより、教科書や教材費、学用品、P T A会費等の授業料以外の教育費の負担軽減も図ります。

また、高等学校等の生徒に対して、成績基準がなく、貸与月額を選択できるなど、利用しやすい無利子奨学金の貸与を更に進めます。

【文化生活スポーツ部・教育委員会】

⑰ 18歳未満の子どもが3人以上いる家庭の経済的負担を軽減するため、市町村が行う第3子以降の3歳未満に係る保育料の軽減又は無料化を支援します。 【教育委員会】



(4) 児童虐待防止対策の推進（子どもたちの命の安全・安心の確保）

平成28年度の高知県における児童虐待に係る相談対応件数は、291件となっており、前年度からは減少したものの増加傾向が続いている。

中でも被虐待児の年齢別の構成割合は、小学生以下が約8割を占めており、厳しい環境にある就学前の子どもたちを早期に発見し、切れ目のない支援体制で深刻な事態に至るのを未然に防止する取組を強化していく必要があります。

併せて、就学期の子どもたちへの迅速な対応を図るために、関係する支援機関がこれまで以上に、学校や教育委員会などとの情報共有による連携強化を図ることが重要になってまいります。

県では、児童相談所や市町村（要保護児童対策地域協議会）のほか、学校（市町村教育委員会）を含む全ての支援機関が、子どもたちの命の安全と安心の確保を最優先に取り組むことを基本に、児童虐待防止対策を抜本強化してまいります。

（主な具体的な取組）

（児童相談所の取組の更なる充実・強化）

- ① 児童虐待防止に向けた組織体制の強化に向け、児童虐待対応課を設置し、児童福祉司や児童心理司、保健師等の専門職員を配置するとともに、急増する虐待通告に対応するための組織体制の抜本強化を図ります。 【地域福祉部】
- ② 職員の職種や経験年数に応じた職員研修体制の充実・強化、児童福祉司スーパーバイザーの研修強化等により、職員の専門的な対応力の強化を図ります。 【地域福祉部】
- ③ 虐待対応や心理療法等に関する外部の専門家を招へいし、職員に対する指導・助言を行うことによる対応力の向上や法的な対応を必要とする際における弁護士による助言や代行等を通じて、法的対応力の強化を図ります。 【地域福祉部】
- ④ 一時保護児童数の増加や緊急時の保護に確実に対応するとともに、保護した児童への学習支援等の養育環境の向上と生活環境の充実を図ります。 【地域福祉部】

（市町村の相談支援体制の強化）

- ⑤ 市町村の管理ケースにおける援助技能の向上を支援するため、児童相談所の職員が直接市町村に出向き、援助方針の確認や指導等を行うことにより、要保護児童対策地域協議会の調整機関の職員が管理するケースの援助技能の向上を図ります。 【地域福祉部】
- ⑥ 県内の虐待受理ケースの6割を超える高知市のケース対応力の強化に向け、児童相談所の職員が中心となって、実務者会議等の効果的な運営に向けた支援を行うことで、ケース対応力の強化を支援してまいります。 【地域福祉部】
- ⑦ 市町村要保護児童対策地域協議会の充実に向け、職員研修や要保護児童対策地域協議会に置かれた調整機関の専門職員への任用後研修を実施し、その専門性の向上を支援します。 【地域福祉部】

(妊娠期から子育て期までの切れ目のない総合的な支援)

⑧ 妊娠期から乳幼児期にかけては、児童虐待を防止し、子どもたちの命の安心・安全を確保するため、市町村の母子保健と児童福祉の連携強化を積極的に支援していきます。具体的には、各市町村が行う妊娠・出産・乳幼児期を通じたリスク発見のアセスメントからフォローアップの定着に向けた取組を支援します。

また、市町村の子育て世代包括支援センター（母子保健担当課）に配置された母子保健コーディネーター等と児童虐待担当課（児童虐待防止対策コーディネーター等）をはじめとする関係する支援機関の職員が連携し、支援を必要とする家庭に対して、妊娠期から子育て期までの切れ目のない総合的な支援を行います。【健康政策部・地域福祉部】（再掲）

⑨ 母子保健の分野では、子育て世代包括支援センターの母子保健コーディネーターや保健師などが妊産婦の心身の状況や乳幼児健診の未受診児などの状況の把握に努め、支援が必要な家庭のフォローを継続的に行うとともに、必要に応じて児童福祉へつながるよう支援するとともに、全ての妊婦や親子に地域の子育てサービスの利用を促すなど、その取組を強化します。

併せて、主に0歳から2歳の子どものいる子育て家庭を対象とした見守り活動を充実させていくため、地域の親子が集う地域子育て支援センターの新設や機能の拡充、保育所などで園児以外の親子が集う場を設ける多機能型保育事業所の拡充、あつたかふれあいセンターの機能の充実などを行います。【健康政策部・地域福祉部・教育委員会】（再掲）

⑩ 児童福祉の分野では、見守り体制を強化するため、市町村の児童虐待対応担当課に児童虐待防止対策コーディネーターを配置することを支援します。更には、要保護児童対策地域協議会を中心に、行政及び民生委員・児童委員等が連携して地域で取り組む見守り活動を支援してまいります。【地域福祉部】（再掲）

(地域における見守り活動の充実・強化)

⑪ 民生委員・児童委員（主任児童委員）等の積極的な関与による地域の見守り体制の推進に向け、民生委員・児童委員（主任児童委員）等が学校と情報を共有し、関係機関との役割分担をしたうえで、子どもや家庭を見守る仕組みを県内の小学校単位で普及・定着させてまいります。【地域福祉部・教育委員会】（再掲）

(参考)

平成30年度 子どもの貧困対策関連施策の一覧

(単位:千円)

			予算額	
1 子どもたちへの支援策の抜本強化				
(1)就学前教育の充実				
1		家庭支援推進保育講座	228	教育政策課
2		家庭支援推進保育事業(保育サービス等推進総合補助金)	43,254	幼保支援課
3		特別支援保育推進事業(特別支援保育・教育推進事業費補助金)	15,301	"
4	拡	スクールソーシャルワーカー活用事業(保育所・幼稚園等)	9,898	"
小 計 (4事業)			68,681	
(2)学校をプラットホームとした支援策の充実・強化				
1		放課後等における学習支援事業	192,271	小中学校課
2		管理指導諸費(コミュニティスクール学校運営協議会)	265	高等学校課
3		教師力プラスアップ事業	8,378	"
4		学力向上推進事業・次期学習指導要領の実施に向けた事業・ソーシャルスキルアップ事業	122,848	"
5		みんながスター！校内支援力アップ事業	8,001	特別支援教育課
6		放課後子ども総合プラン推進事業	565,787	生涯学習課
7	拡	学校支援地域本部等事業	76,200	"
8		学校地域連携推進担当指導主事の配置	0	"
9	拡	教育相談体制充実費(スクールソーシャルワーカー活用事業)	106,743	人権教育課
10	拡	教育相談体制充実費(スクールカウンセラー等活用事業)	289,793	"
11		心の教育センター相談支援事業	53,090	"
12		いじめ防止対策等総合推進事業(ネット対策)	13,569	"
13		自殺対策事業費(かかりつけ医等心の健康対応力向上研修委託料)	1,030	障害保健福祉課
14		食育推進支援事業	960	保健体育課
15		健康教育充実費	2,520	"
16		子どもの健康的な生活習慣支援事業	2,834	健康長寿政策課
17		地域食育推進事業	1,550	"
18		子どもの健口応援推進事業	1,819	"
小 計 (18事業)			1,447,658	
(3)「子ども食堂」など居場所の確保・充実				
1	拡	子どもの居場所づくり推進事業(子ども食堂への支援)	15,576	児童家庭課
2		生活困窮者自立支援事業(学習支援事業)	1,354	福祉指導課
小 計 (2事業)			16,930	

(4)高知家の子ども見守りプランの推進					
1		青少年対策推進費(深夜徘徊と万引き防止に向けた官民協働の取組)	566	児童家庭課	
2		青少年対策推進費(民生・児童委員などによる地域の見守り活動)	0	"	
3		青少年対策推進費(就労体験講習委託料等)	1,864	"	
小計 (3事業)			2,430		
(5)就労・進学等に向けた支援					
1		専修学校運営費等補助金	11,709	私学・大学支援課	
2		高知県公立大学法人運営費交付金	4,313,732	"	
3		専修学校生修学支援補助金	2,050	"	
4		夢・志チャレンジ育英資金給付事業	17,515	"	
5		就職支援相談センター事業（ジョブカフェこうち）	95,251	雇用労働政策課	
6		高等技術学校	0	"	
7		就職支援対策費	31,174	高等学校課	
8		就職促進指導費	4,055	"	
9		若者の学びなおしと自立支援事業	48,646	生涯学習課	
小計 (9事業)			4,524,132		
(6)社会的養護の充実					
1	拡	里親等養育推進事業	14,413	児童家庭課	
2	拡	児童養護施設等児童措置委託料	2,283,327	"	
3		児童福祉施設等代替職員雇用事業費補助金	1,490	"	
4	拡	入所児童自立支援等事業費補助金	12,337	"	
5	拡	児童家庭支援センター退所児童等アフターケア事業	20,527	"	
6		身元保証人確保等対策事業	846	"	
7		児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業費補助金	3,469	"	
8		児童自立支援事業	11,018	"	
9	新	児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業	7,383	"	
小計 (9事業)			2,354,810		
合計 [(1)+(2)+(3)+(4)+(5)+(6):45事業]			8,414,641		
2 保護者等への支援策の抜本強化					
(1)保護者の子育て力の向上					
1		親育ち支援啓発事業	2,502	幼保支援課	
2		多機能型保育支援事業	20,651	"	
3		親育ち支援保育者フォローアップ事業	456	"	
4		基本的生活習慣向上事業	1,470	"	
5		家庭教育支援基盤形成事業	3,735	生涯学習課	
6		PTA活動振興事業	470	"	

小計 (6事業)			29,284	
(2)妊娠期から子育て期までの切れ目のない総合的な支援				
1		助産施設措置委託料	6,720	児童家庭課
2		乳児家庭全戸訪問事業・養育支援訪問事業	13,607	"
3		子どもの見守り体制推進事業	24,000	"
4		母体管理支援事業(地域子ども・子育て支援事業費補助金等)	39,454	健康対策課
5		健やかな子どもの成長・発達支援事業	4,554	"
6		地域子育て支援推進事業費	1,778	児童家庭課
7		子育て支援ポータルサイト相談委託料	979	"
8		出会い・結婚・子育て応援窓口運営事業	6,313	"
9		地域子ども・子育て支援事業費補助金(地域子育て支援拠点事業・利用者支援事業(基本型及び特定型))	117,199	"
10	拡	安心子育て応援事業費補助金	19,431	"
11		子育て支援員等研修事業委託料	2,446	"
小計 (11事業)			236,481	
(3)住まい・就労・生活への支援				
1		生活困窮者自立支援事業(住居確保給付金)	105	福祉指導課
2		ひとり親家庭等の県営住宅入居の優遇措置	0	住宅課
3		地域優良賃貸住宅家賃低廉化事業	0	"
4		居住支援事業	0	"
5		ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金補助金	256	児童家庭課
6		ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等補助金	19,385	"
7		ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業費補助金	2,979	"
8		高等学校卒業程度認定試験合格支援事業費補助金等	500	"
9		ひとり親家庭就業・自立支援センター事業	5,065	"
10		被保護者就労支援事業	13,459	福祉指導課
11		生活困窮者就労準備支援事業	17,496	"
12		生活困窮者就労訓練事業所支援事業	4,500	"
13	拡	女性就労支援事業(高知家の女性しごと応援室)	45,660	県民生活・男女共同参画課
14		ファミリー・サポート・センター事業	33,254	"
15	拡	委託訓練事業	289,500	雇用労働政策課
16		乳幼児医療費補助金	402,685	健康対策課
17		ひとり親家庭医療費補助金	262,519	児童家庭課
18	拡	児童扶養手当費	579,779	"
19		母子・父子自立支援員設置	4,816	"
20	拡	母子父子寡婦福祉資金貸付事業	60,919	"
21		生活困窮者自立相談支援事業	75,561	福祉指導課

22		生活困窮者家計相談支援事業	3,240	"
23		生活保護生活扶助費	1,176,482	"
24		生活保護扶助費(教育扶助)	11,076	"
25		生活保護扶助費(生業費における高等学校等修学費)	6,062	"
26		就学奨励事業	123,743	特別支援教育課
27		高等学校等奨学金貸付事業	318,989	高等学校課
28		高等学校等就学支援金事業	1,570,871	"
29		私立高等学校等再就学支援金交付金	2,495	私学・大学支援課
30		私立学校授業料减免補助金	117,116	"
31		私立高等学校等就学支援金交付金	823,012	"
32		私立中学校等修学支援実証事業費補助金	54,540	"
33		私立高校生等奨学給付金扶助費	73,001	"
34		多子世帯保育料軽減事業	79,987	幼保支援課
小 計 (34事業)			6,179,052	
(4)児童虐待防止対策の推進(子どもたちの命の安全・安心の確保)				
1		児童相談所機能強化事業等	20,975	児童家庭課
2		児童相談所電話対応専門員配置	6,702	"
3	拡	児童家庭支援センター設置	48,789	"
4	拡	一時保護委託料	23,551	"
5		中央一時保護所費	49,504	"
6		児童養護施設・保育所・市町村職員等資質向上事業等	1,879	"
7		児童相談関係機関職員研修事業	1,356	"
8		児童相談連携支援事業費	476	"
9		児童虐待防止対策事業費	2,637	"
10		児童家庭支援センター指導委託費	2,575	"
11		電話相談事業委託料	966	"
12		児童虐待対応職員配置	8,625	"
13		研修コーディネーター配置	2,196	"
小 計 (13事業)			170,231	
合 計 [(1)+(2)+(3)+(4):64事業]			6,615,048	
3 その他				
1		地域コーディネーター養成事業	996	児童家庭課
合 計 (1事業)			996	
総 合 計 [1+2+3:110事業]			15,030,685	

4 計画の指標及び成果目標

本計画では、厳しい環境にある子どもたちへの支援策を総合的に推進するにあたり、関連施策の実施状況や対策の効果等を検証・評価するために、次のとおり27の指標及び成果目標を設定します。

なお、国の大綱で掲げている25の指標のうち、高知県の数値が示せる13についてもこの中に含まれています。

【子どもの貧困に関する指標及び成果目標】

No	区分	指標名	高知県数値	目標値	全国の数値等	国の25の指標にあるもの
1	就学前	妊娠11週以下の妊娠の届出	91.4% (H25)	全国平均	91.4% (H25)	
2		乳幼児健康審査の受診率 1歳6ヶ月児	89.2% (H25)	全国平均	94.9% (H25)	
3		3歳児	85.1% (H25)	全国平均	92.9% (H25)	
4	小・中学校	放課後児童クラブや放課後子ども教室の活動の学校内での実施校率(小学校)	90% (H26)	95%	—	
5		学習支援及び夏休み等における子どもの居場所づくりの実施市町村 (生活困窮世帯等)	12市町村 (H27)	24市町村	—	
6		小・中学校の不登校 (千人あたり不登校数)	15.5人 (H26)	全国平均	12.1人 (H26)	
7		生活保護世帯の子どもの中学校卒業後の進学率と就職率の合算値	86% (H26)	県全体の平均レベル	県平均 98.8% (H26)	※※
8	中学校	児童養護施設の子どもの中学校卒業後の進学率と就職率の合算値	95.8% (H26)	県全体の平均レベル	県平均 98.8% (H26)	※※
9		ひとり親世帯の子どもの中学校卒業後の進学率と就職率の合算値	97.7% (H27)	県全体の平均レベル	県平均 98.8% (H26)	※※
10		高校3年生の4月の学力定着把握検査におけるD3層の生徒の割合	30.4% (H27)	15%以下	—	
11	子どもたち	生活保護世帯の子どもの高校等卒業後の進学率と就職率の合算値	82.9% (H26)	県全体の平均レベル	県平均 84.9% (H26)	※※
12		児童養護施設の子どもの高校等卒業後の進学率と就職率の合算値	80.8% (H26)	県全体の平均レベル	県平均 84.9% (H26)	※※
13		ひとり親世帯の子どもの高校等卒業後の進学率と就職率の合算値	77.1% (H27)	県全体の平均レベル	県平均 84.9% (H26)	※※
14		高等学校卒業後の進路未決定率	8.0% (H26)	3%以下	4.4% (H26)	
15		中途退学率	2.1% (H26)	全国平均	1.5% (H26)	
16	高校	生活保護世帯に属する子どもの高等学校中途退学率	4.9% (H26)	全国平均	1.5% (H26)	※
17		高等学校生徒の不登校 (千人あたり不登校数)	18.7人 (H26)	全国平均	15.9人 (H26)	
18		暴力行為発生件数 (千人あたり発生件数)	8.2件 (H26)	全国平均	4.0件 (H26)	
19		不良行為による補導人数	3,279人 (H26)	2,950人以下	731,174人 (H26)	
20	小・中・高校等	入口型非行人数	203人 (H26)	180人以下	37,382人 (H26)	
21		再非行者数	136人 (H26)	100人以下	—	
22		子ども食堂	—	120か所	—	
23	保育者等	里親等委託率	7.6% (H25)	9.9%	16.5% (H26)	
24		ひとり親家庭の保護者の高等職業訓練促進給付金の利用者数	128人 (H26)	220人	6,961人 (H26)	
25		高等職業訓練促進給付金による資格取得者数	43人 (H26)	75人	2,804人 (H26)	
26		高等職業訓練促進給付金による正規雇用者数	30人 (H26)	50人	2,003人 (H26)	
27		高知家の女性しごと応援室における就職率 (3ヵ月以内の就職希望)	53.7% (H26)	60%	—	

(参考) 子どもの貧困に関する国の25の指標のうち目標を設定しないもの

1 経済関係の指標

指標No.	項目	県指標		国指標	
1	子供の貧困率	—		16.3%	H24年
2	子供がいる現役世帯のうち大人が一人の貧困率 ひとり親家庭の親の就業率	—		54.6%	H24年
3	母子家庭	92.0%	H27.8.1	80.6%	H23.11.1
4	父子家庭	89.2%		91.3%	

2 教育関係の指標

指標No.	項目	県指標		国指標	
ひとり親家庭に関する指標					
5	ひとり親家庭の子供の就園率(保育園・幼稚園)	88.1%	H27.8.1	72.3%	H23.11.1
就学援助制度に関する周知状況					
6	毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配布している市町村の割合	71.4%	H25年度	61.9%	H25年度
7	入学時に学校で就学援助制度の書類を配布している市町村の割合	60.0%		61.0%	
8	スクールソーシャルワーカーの配置人数 (注1)	69人	H27年度	1,186人	H26年度
スクールカウンセラーの配置率 (注2)					
9	小学校	68.9%	H27年度	56.9%	H26年度
10	中学校	100.0%		87.1%	
日本学生支援機構の奨学金の貸与基準を満たす希望者のうち、奨学金の貸与を認められた者の割合					
11	無利子(予約採用段階)	—	H25年度	40.0%	
"	(在学採用段階)	—		100.0%	
12	有利子(予約採用段階)	—		100.0%	
"	(在学採用段階)	—		100.0%	

※ 指標に係る数値については、国・県ともに直近の公表データとしています。

(注1) 市町村等の要望に応じて県が派遣している人数

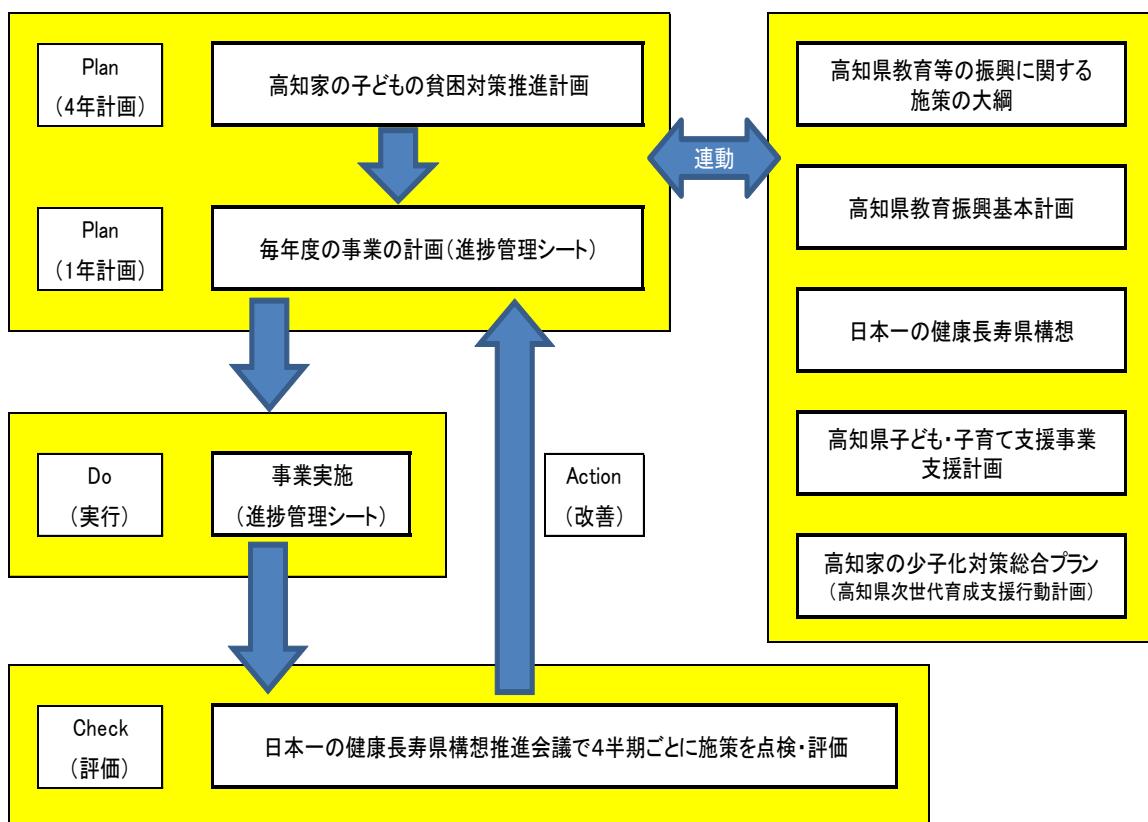
(注2) 全公立小・中学校数に占めるカウンセリングを実施している公立小・中学校数の割合

第4章 計画の推進と情報の提供

1 計画の進行管理

取組全体の進捗管理は、日本一の健康長寿県構想推進会議において行うこととし、子どもの貧困の実態の分析結果や社会・経済情勢の変化などへの対応を含め、P D C Aサイクルによる検証作業などを通じて関連施策のバージョンアップを図っていくことにより、取組を継続的に強化してまいります。

(高知家の子どもの貧困対策推進計画の進捗管理)



2 情報の提供

支援を必要としている子どもたちや家庭が、必要な情報を容易に得られ適切な支援へと確実につながるよう、本計画でとりまとめた子どもの貧困対策関連施策等の積極的な情報提供に努めるとともに、必要とする支援に関する情報へのアクセス環境の整備などにも取り組んでまいります。

併せて、県民の皆様に幅広く本計画の理念や必要性などについての理解を深めていただくための広報・啓発などにも努めてまいります。

(現在の主な情報提供の状況)

【知事部局】

○高知県ホームページ：各種制度の概要の説明等

【地域福祉部】

- 障害福祉のしおり：県が取り組む主要な福祉制度の紹介等
- ひとり親家庭等福祉のしおり：制度の紹介及びひとり親全世帯への配布等
- こうちプレマnet：乳幼児期における必要な情報提供及び相談対応
- 高知家の出会い・結婚・子育て応援コーナー：結婚・妊娠・出産・子育てのライフステージに応じた相談へのワンストップの情報提供及び相談対応

【文化生活スポーツ部】

- 高知家の女性しごと応援室ホームページ：キャリアカウンセリング・相談の予約受付、セミナーの案内等

【商工労働部】

- ジョブカフェこうちホームページ：概ね40歳未満の求職者を対象とする就職支援
- 離職者・在職者のためのハロートレーニングガイド：職業訓練の紹介

【教育委員会】

- 高知県教育委員会事務局ホームページ：教育に関する相談窓口一覧・制度紹介等
- 高知県高等学校就職対策連絡協議会ホームページ：高校生の就職対策支援に関する情報提供
- 高知県教育センターホームページ：幼保研修・専門研修の概要等

第5章 調査研究

厳しい環境にある子どもたちの実態や地域の実情等に則した効果的な取組として推進していくため、県下の子どもたちや家庭などの実態調査や他県での取組の好事例の積極的な情報収集などに努めることにより、その成果を今後の施策に活かしてまいります。

(実態把握のための調査)

【健康政策部】

- フッ化物洗口実施状況調査：保育所、幼稚園、小・中・特別支援学校におけるフッ化物洗口の実施状況（毎年）
- 歯科健康診査（1歳6か月児及び3歳児）の実施状況調査：歯科健診受診者数、一人平均むし歯本数、有病率（毎年）

【地域福祉部】

- 生活のしづらさなどに関する調査：在宅の障害児・者等の生活実態とニーズ（5年毎）
- ひとり親家庭実態調査：ひとり親家庭の世帯状況、経済状況、就労状況等
(5年毎：平成27年8月実施・資料2)
- 子どもの生活実態調査：小・中・高生の属する世帯、児童養護施設等の子どもの状況
(平成28年度実施)

【教育委員会】

- 高知県における特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する実態調査：ユニバーサルデザインに基づく授業づくりの実施状況、校内支援体制（毎年）
- 児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査：文部科学省（毎年）

資料編

調査の概要

1. 調査の対象

県内全域から20歳以上の県民3,000人を抽出（各市町村の「選挙人名簿」より）

2. 調査票配布数と回収状況

配 布 数 3,000票

有効回収数 1,733票（有効回収率 57.8%）

3. 調査の結果

○ 子どもの貧困対策について

・下記のとおり

調査結果（抜粋）

- 1 あなたは、子どもの貧困の解消に向けて、社会全体の責任として行政が重点的に施策を講ずるべきだと思いますか。（1つだけ選択）

	項目	回答数	回答比率
1	そう思う	787	45.4%
2	どちらかといえばそう思う	474	27.4%
3	どちらともいえない	250	14.4%
4	わからない	78	4.5%
5	そう思わない	67	3.9%
6	どちらかといえばそう思わない	61	3.5%
	無回答	16	0.9%

- 2 「子どもの貧困」対策として、特に力を入れるべき施策は何ですか。

- ① 就学前の子どもたち（2つまで選択、上位4件）

	項目	回答数	回答比率
1	保育料等の減免・無料化	841	48.5%
2	保育・幼児教育の充実（全員保育の実施など）	685	39.5%
3	食事・栄養状態の確保	573	33.1%
4	延長保育など保育サービスの充実	496	28.6%

- ② 義務教育期間中の子どもたち（2つまで選択、上位4件）

	項目	回答数	回答比率
1	放課後における居場所の確保と学習支援	704	40.6%
2	就学に必要な給食費、学用品費などへの援助	621	35.8%
3	学校教育による学力の保障	586	33.8%
4	悩みごとなどに対応する相談・支援体制の充実	482	27.8%

- ③ 高校生以上（2つまで選択、上位4件）

	項目	回答数	回答比率
1	大学進学などのための奨学金制度の充実	834	48.1%
2	高等学校等における就学費用の援助	682	39.4%
3	就職支援	597	34.4%
4	悩みごとなどに対応する相談・支援体制の充実	409	23.6%

- ④ 保護者（2つまで選択、上位4件）

	項目	回答数	回答比率
1	育児・教育問題などに対応する相談・支援	737	42.5%
2	就職支援	725	41.8%
3	ひとり親世帯への経済的な支援	660	38.1%
4	資格取得や学びなおし等への支援	387	22.3%

平成27年度 ひとり親家庭実態調査 集計結果(抜粋)

調査の概要

1. 調査の対象

母子家庭（配偶者のない女性と現にその扶養を受けている20歳未満の児童のいる世帯）

父子家庭（配偶者のない男性と現にその扶養を受けている20歳未満の児童のいる世帯）

2. 対象者の選定方法

(1) 母子家庭

県から調査対象世帯数を市町村に提示し、市町村は住民基本台帳等の情報を用いて、平成27年6月1日現在居住する母子家庭の中から無作為抽出する。

(2) 父子家庭

市町村は住民基本台帳等の情報を用いて、平成27年6月1日現在居住するすべての父子家庭を対象とする。

3. 調査の期日

平成27年8月1日

4. 調査の期間

平成27年8月13日（木）～8月31日（月）

5. 調査の方法

郵送法

6. 実査および集計

ジェイエムシー株式会社

7. 調査票配布数と回収状況

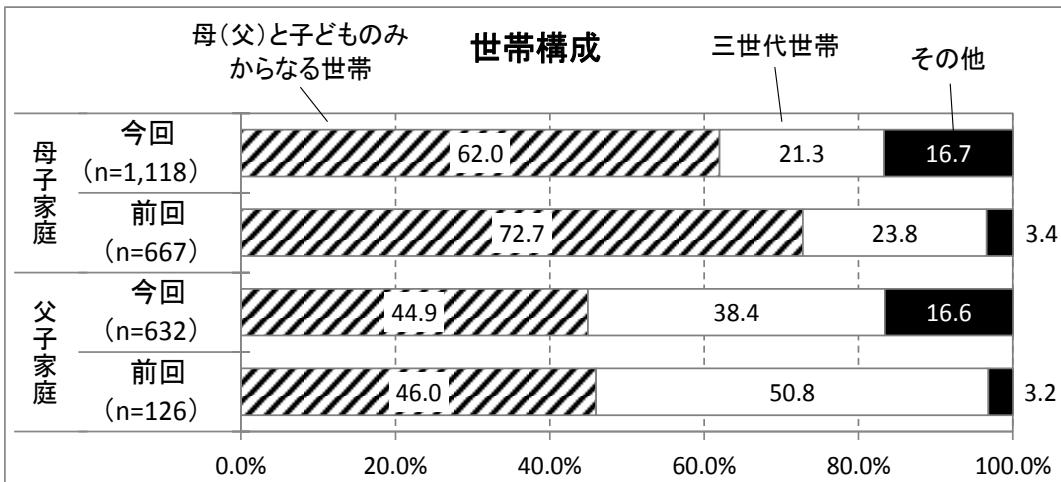
	配布数	有効回答数	有効回収率
母子家庭	3,000世帯	1,118世帯	37.3%
父子家庭	1,906世帯	632世帯	33.2%
計	4,906世帯	1,750世帯	35.7%

調査結果(抜粋)

※比率については小数点以下第2位を四捨五入しているため、各比率の合計が100%に合致しない場合がある。また、複数回答の設問に関しては各比率の合計が100%を超える場合がある。

●世帯の状況(世帯構成)

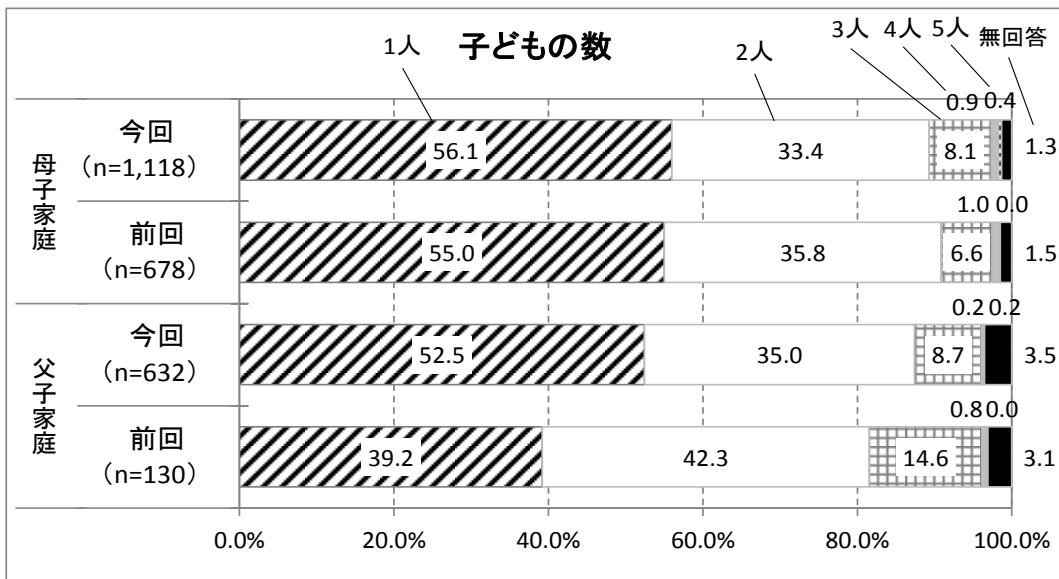
世帯構成をみると、「母（父）と子どものみからなる世帯」は母子家庭の62.0%、父子家庭の44.9%を占めており、いずれも前回調査より若干低くなっている。



平成27年度 ひとり親家庭実態調査 集計結果（抜粋）

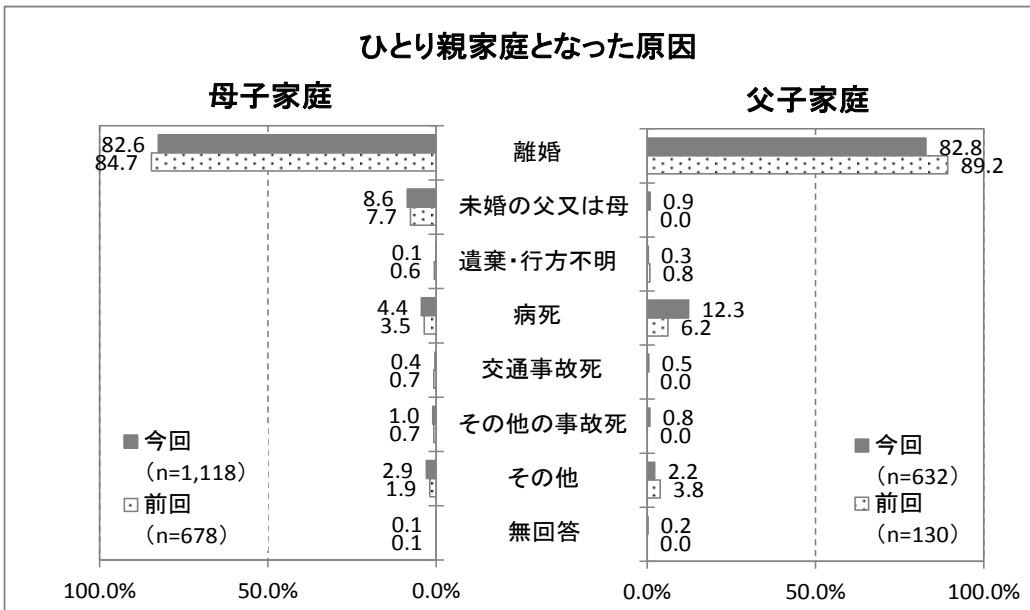
●世帯の状況（子どもの人数）

子どもの数をみると、母子家庭・父子家庭ともに「1人」が最も多く、いずれも過半数を占めている。



●本人の状況（ひとり親家庭となった原因）

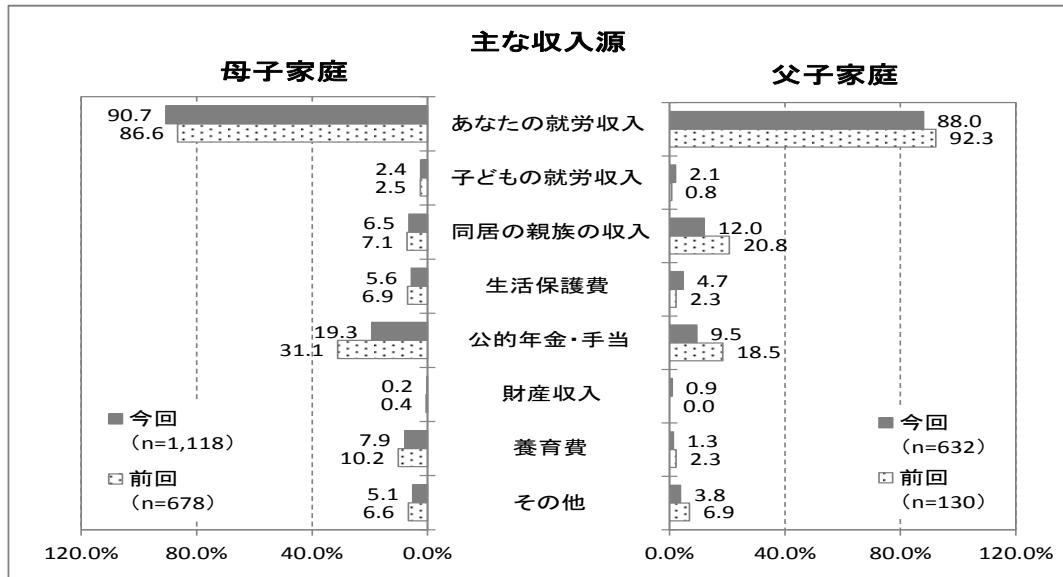
ひとり親となった原因をみると、母子家庭・父子家庭ともに「離婚」が最も多くいずれも80%を超えており、前回調査よりは若干低くなっている。



平成27年度 ひとり親家庭実態調査 集計結果（抜粋）

●あなたのご家庭の収入は、次のうちどれですか（複数選択可：2つまで）

主な収入源をみると、母子家庭・父子家庭ともに「あなたの就労収入」が約90%となっている。次いで、母子家庭では「公的年金・手当」、父子家庭では「同居の親族の収入」が多くなっている。



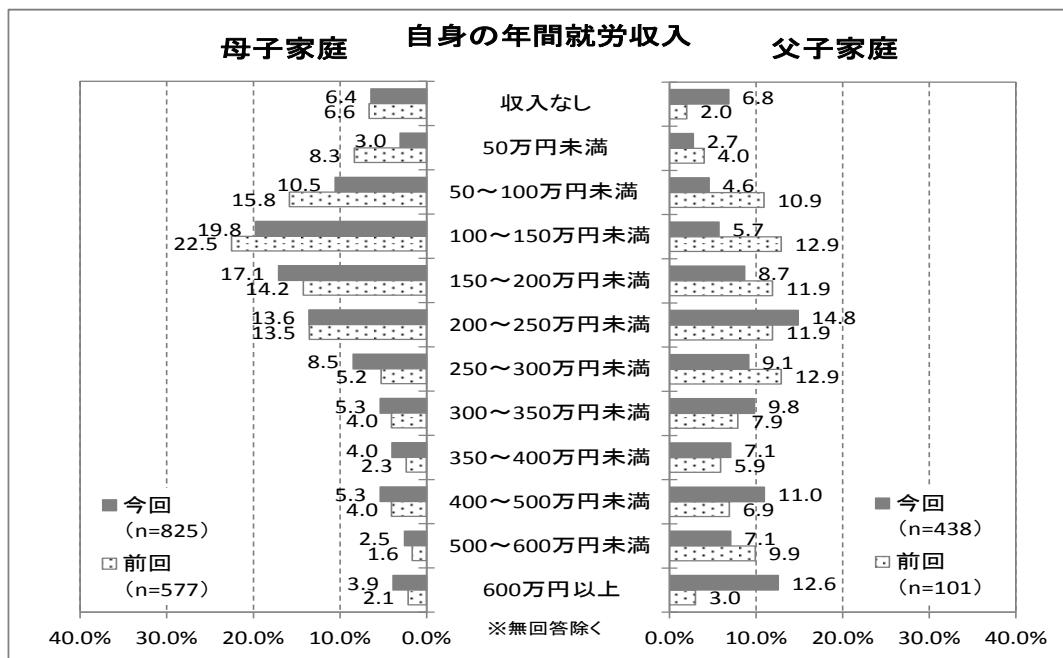
●平成26年のあなたご自身の年間就労収入の金額について、記入してください。

自身の年間就労収入をみると、母子家庭は「100～150万円未満」19.8%が最も多く、次いで、「150～200万円未満」17.1%、「200～250万円未満」13.6%の順となっている。

父子家庭は「200～250万円未満」14.8%が最も多く、次いで、「600万円以上」12.6%、「400～500万円未満」11.0%の順となっている。

父子家庭は、200万円未満が28.5%であるのに対して、母子家庭は、56.8%と過半数を占めている。

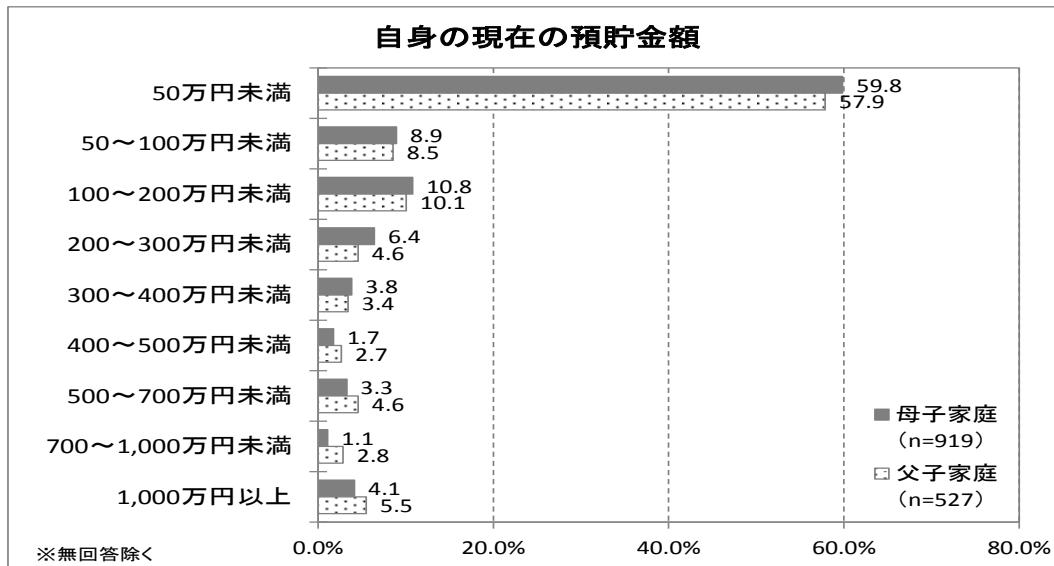
母子家庭の母親の平均年間就労収入は210万円、平均年間総収入は251万円、世帯の平均年間総収入は330万円となっている。また、父子家庭の父親の平均年間就労収入は328万円、平均年間総収入は344万円、世帯の平均年間総収入は442万円となっている。



平成27年度 ひとり親家庭実態調査 集計結果（抜粋）

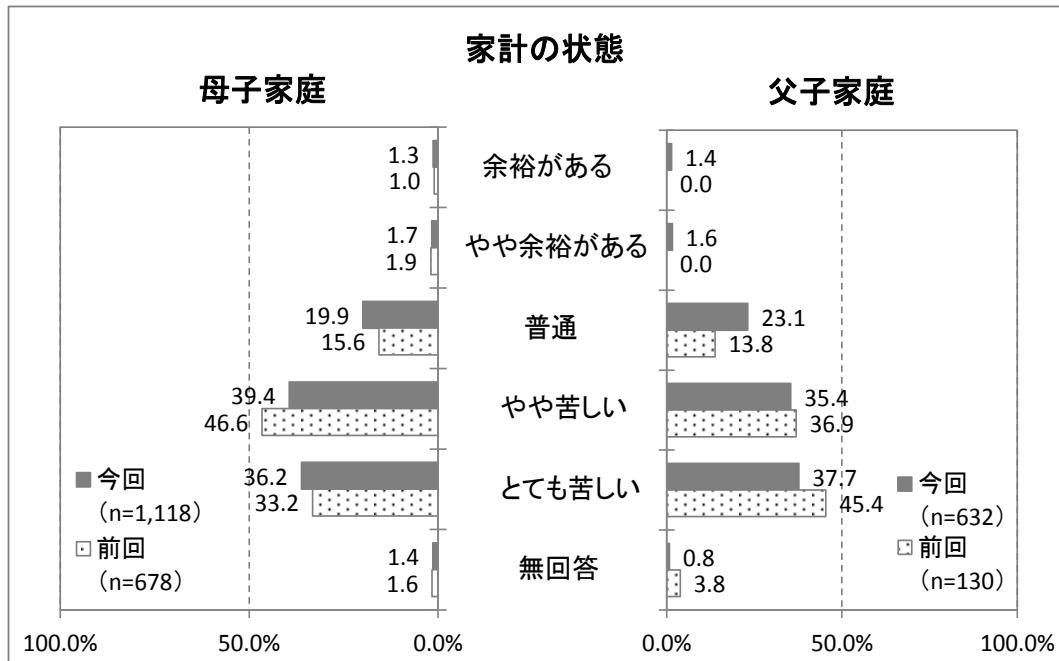
●あなたの現在の預貯金額（財形貯蓄、株式、債券等を含む。）を記入してください。

自身の現在の預貯金額をみると、母子家庭・父子家庭ともに「50万円未満」が最も多く約60%を占めている。母子家庭の母親の平均預貯金額は173万円、父子家庭の父親の平均預貯金額は202万円となっている。



●あなたの家計の状態はいかがですか。

家計の状態をみると、母子家庭は「やや苦しい」39.4%、「とても苦しい」36.2%の順で多く、父子家庭は「とても苦しい」37.7%、「やや苦しい」35.4%の順で多く、母子家庭・父子家庭ともに生活が“苦しい”を感じている割合は7割を超えていている。



平成27年度 ひとり親家庭実態調査 集計結果（抜粋）

● 【離婚された方のみ】

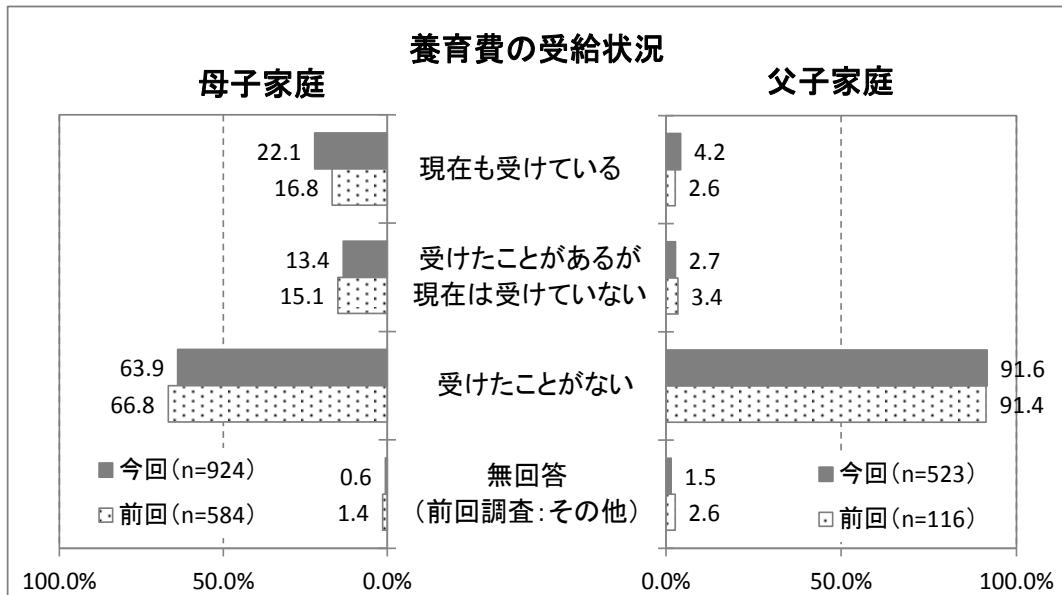
A 別れた配偶者から養育費は受け取っていますか。

B 【Aで、「1 現在も受けている」「2 受けたことはあるが現在は受けていない」と回答した方におたずねします】

養育費の金額を記入してください。

離婚した配偶者からの養育費の受給状況をみると、母子家庭の63.9%、父子家庭の91.6%が「受けたことがない」と答えている。

「現在も受けている」または「受けたことがあるが現在は受けていない」と答えた方に年間の養育費額をたずねると、母子家庭は「61～99万円」、父子家庭は「0～12万円」、「13～24万円」が最も多くなっている。



【年間の養育費額】

		調査数 ※無回答除く	0～12 万円	13～24 万円	25～36 万円	37～48 万円	49～60 万円	61～99 万円	100万円 以上
母子 家庭	人数(人) 割合(%)	116 100.0	30 25.9	13 11.2	16 13.8	5 4.3	6 5.2	33 28.4	13 11.2
父子 家庭	人数(人) 割合(%)	18 100.0	6 33.3	6 33.3	- -	- -	- -	4 22.2	2 11.1

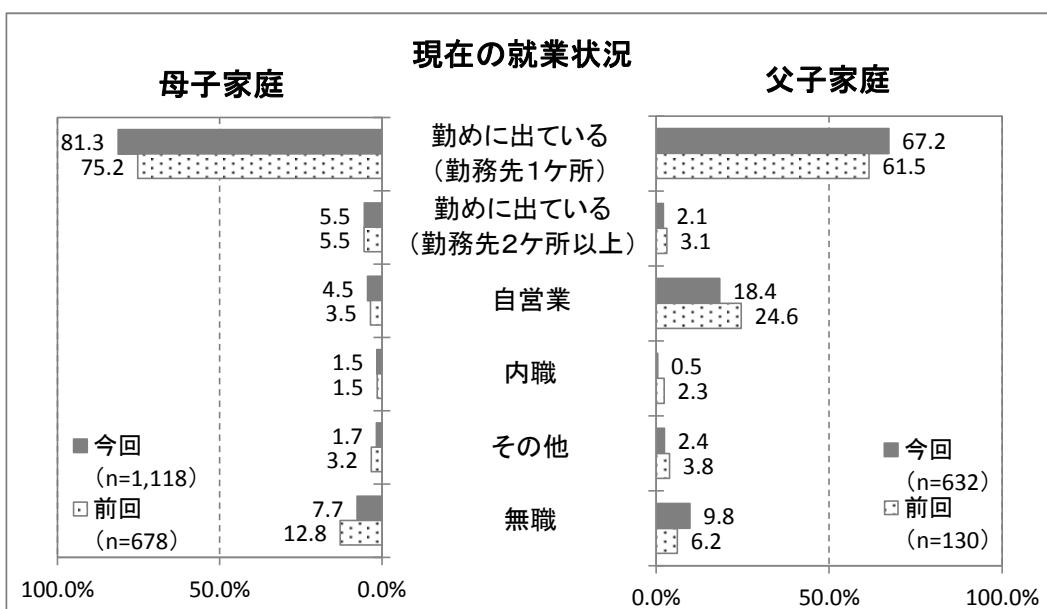
平成27年度 ひとり親家庭実態調査 集計結果（抜粋）

●あなたの現在の仕事についておたずねします。（複数選択可）

現在の就業状況についてみると、「勤めに出ていている（勤務先1ヶ所）」が最も多く、母子家庭では81.3%、父子家庭では67.2%となっている。「自営業」は母子家庭（4.5%）より父子家庭（18.4%）が多くなっている。

また、親の就業率※をみると、母子家庭は92.0%、父子家庭は89.2%に対して、全国（平成23年度全国母子世帯等調査）は、母子家庭が80.6%、父子家庭が91.3%となっている。

（※複数回答となっていることから、有職者を調査数から無職と無回答の数を除いた人数として就業率を算出している。）



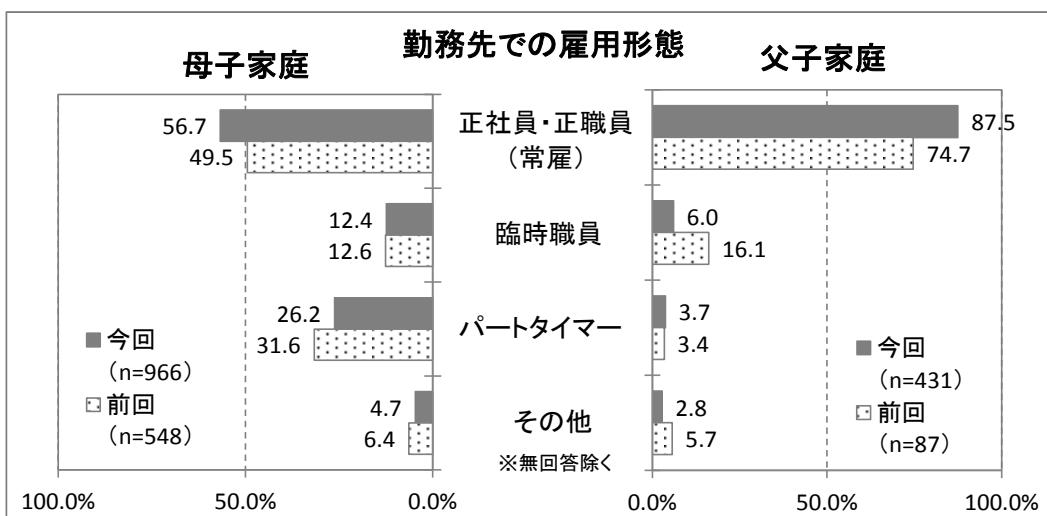
●【勤めに出ている方のみ】

収入の最も多い仕事について、勤務先での雇用形態を教えてください。

勤務先での雇用形態をみると、母子家庭・父子家庭ともに「正社員・正職員（常雇）」が最も多く、母子家庭では56.7%、父子家庭では87.5%を占めている。

「臨時職員」または「パートタイマー」の割合は父子家庭の9.7%に対して、母子家庭では38.6%となっており、28.9ポイントの差がある。

前回調査と比較すると、母子家庭は「パートタイマー」が減少し、「正社員・正職員（常雇）」が増加している。父子家庭は「臨時職員」が減少し、「正社員・正職員（常雇）」が増加している。

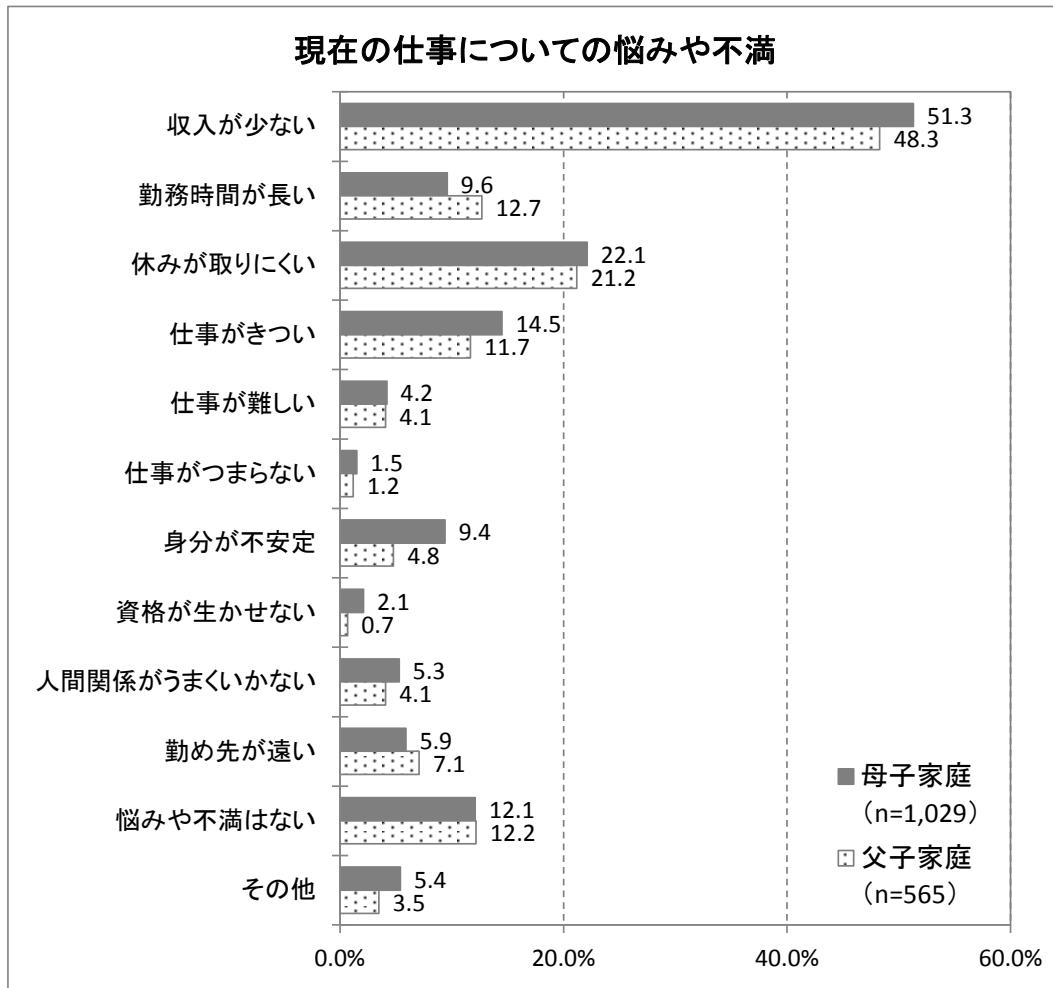


● 【仕事をお持ちの方のみ】

現在の仕事についての悩みや不満があればお聞かせください。（複数選択可：2つまで）

現在の仕事についての悩みや不満をみると、母子家庭・父子家庭ともに「収入が少ない」が約50%と最も多く、次いで「休みが取りにくい」が約20%となっている。

一方、「悩みや不満がない」と答えた方は、母子家庭・父子家庭ともに約10%となっている。

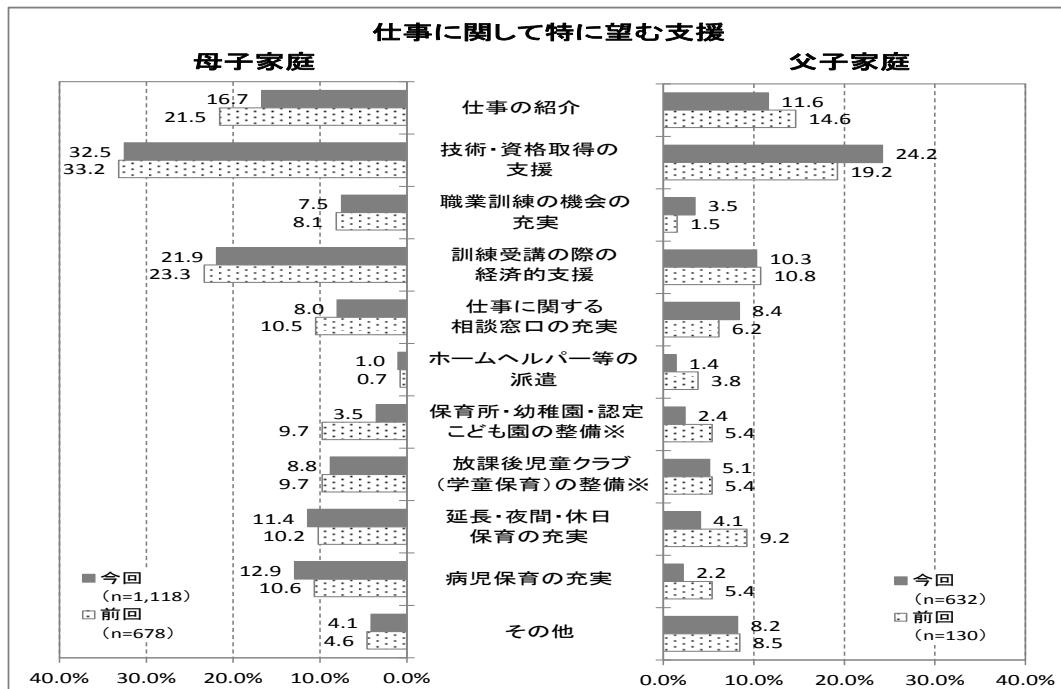


平成27年度 ひとり親家庭実態調査 集計結果（抜粋）

●仕事に関して、特にどのような支援を望んでいますか。（複数選択可：2つまで）

仕事に関して特に望む支援をみると、母子家庭は「技術・資格取得の支援」、「訓練受講の際の経済的支援」、「仕事の紹介」の順で多くなっている。

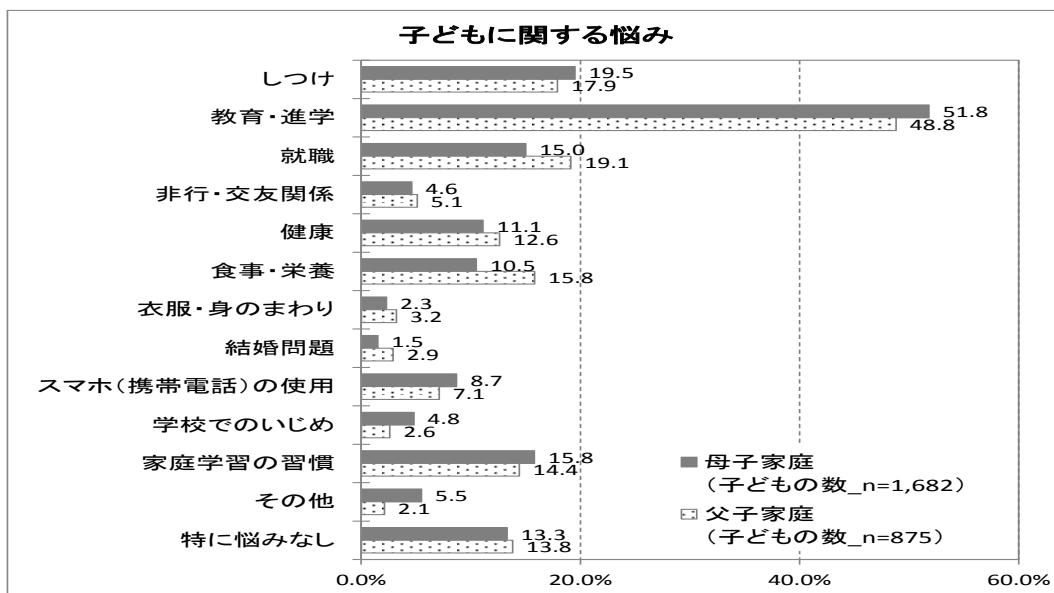
父子家庭は「技術・資格取得の支援」、「仕事の紹介」、「訓練受講の際の経済的支援」の順で多くなっている。



※「保育所・幼稚園・認定こども園の整備」および「放課後児童クラブ（学童保育）の整備」の前回調査の割合は、前回調査の選択肢「保育所や放課後児童クラブ（学童保育）の整備」の数値となっています。

●子どもに関する悩みを記入してください。（複数選択可：2つまで）

子どもに関する悩みをみると、母子家庭・父子家庭ともに「教育・進学」が最も多く、約50%となっている。次いで、母子家庭では「しつけ」19.5%、「家庭学習の習慣」15.8%、父子家庭では「就職」19.1%、「しつけ」17.9%の順となっている。また、「食事・栄養」は父子家庭が母子家庭より5.3ポイント高くなっている。



平成27年度 ひとり親家庭実態調査 集計結果（抜粋）

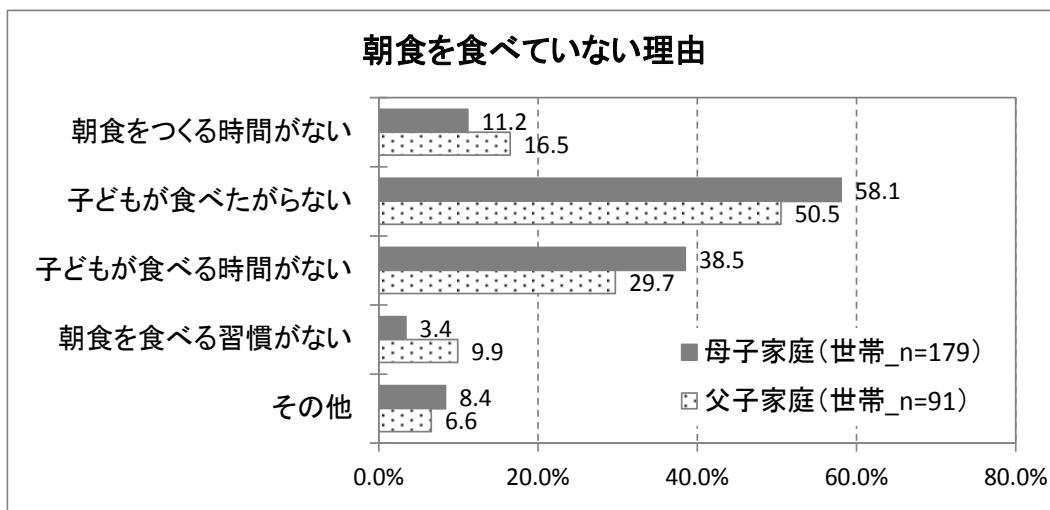
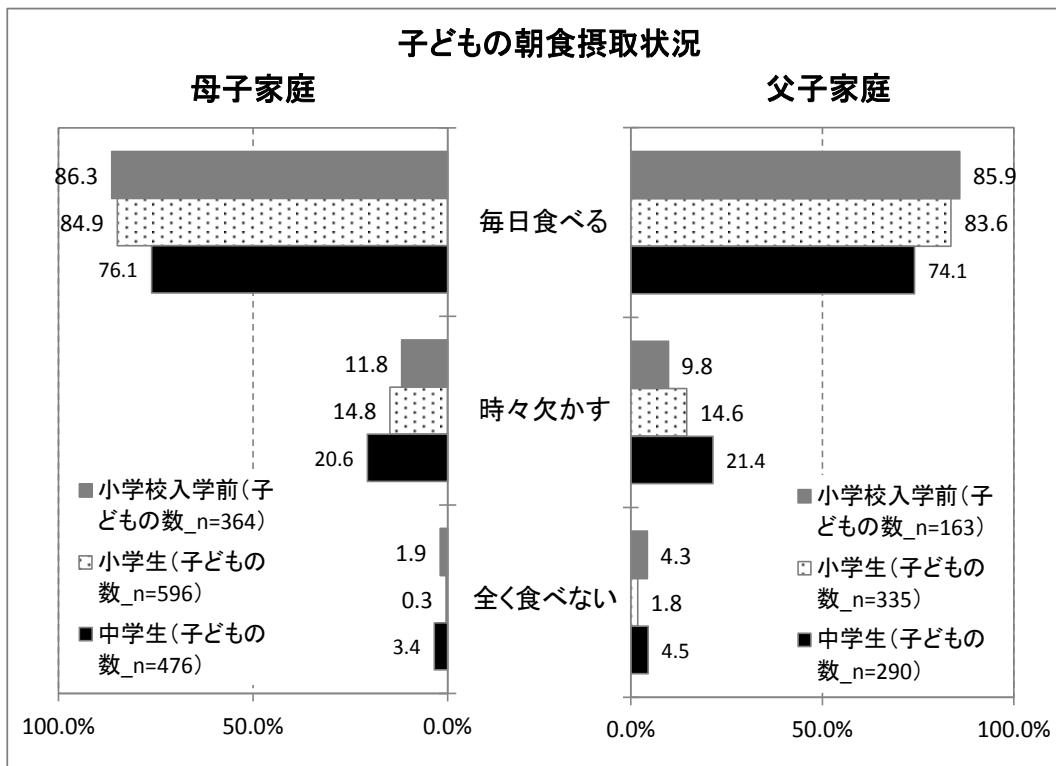
- 子どもの朝食について、「1 毎日食べる」「2 時々欠かす」「3 全く食べない」のうちどれですか。

【上記で「2 時々欠かす」「3 全く食べない」と回答した方のみ】

朝食を食べていない理由は何ですか。（複数選択可：主なもの2つまで）

子どもの朝食摂取状況をみると、「毎日食べる」と答えた方は母子家庭・父子家庭ともに小学校入学前、小学生、中学生の順で多くなっており、いずれも70%を超えており。

「時々欠かす」または「全く食べない」子どものいる世帯にその理由をたずねると、母子家庭・父子家庭ともに「子どもが食べたがらない」が最も多くなっている。

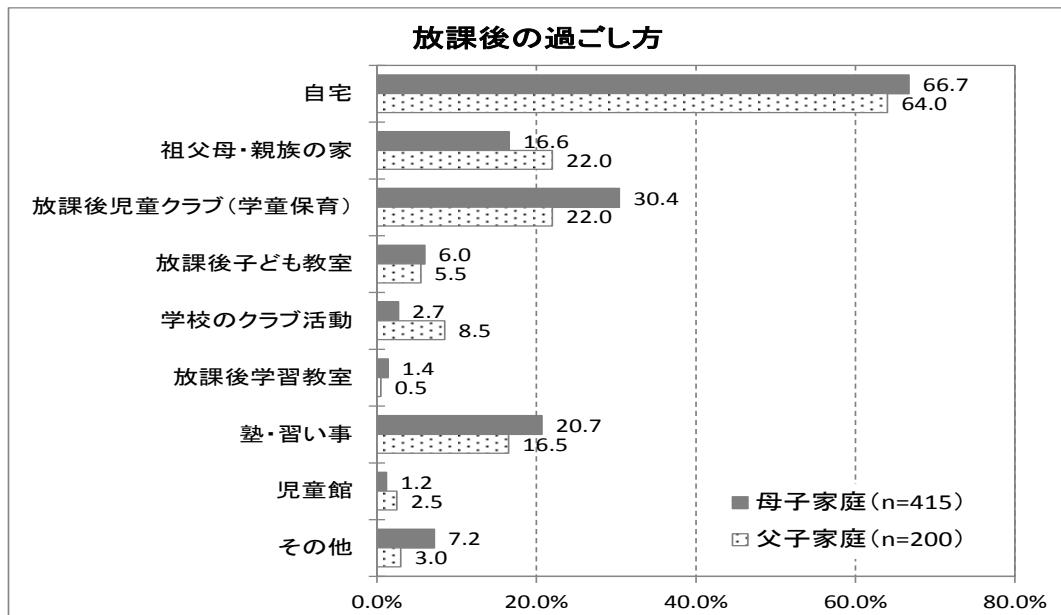


平成27年度 ひとり親家庭実態調査 集計結果（抜粋）

● 【小学生の子どもがいる方のみ】

放課後、子どもはどのように生活していますか。（複数選択可：3つまで）

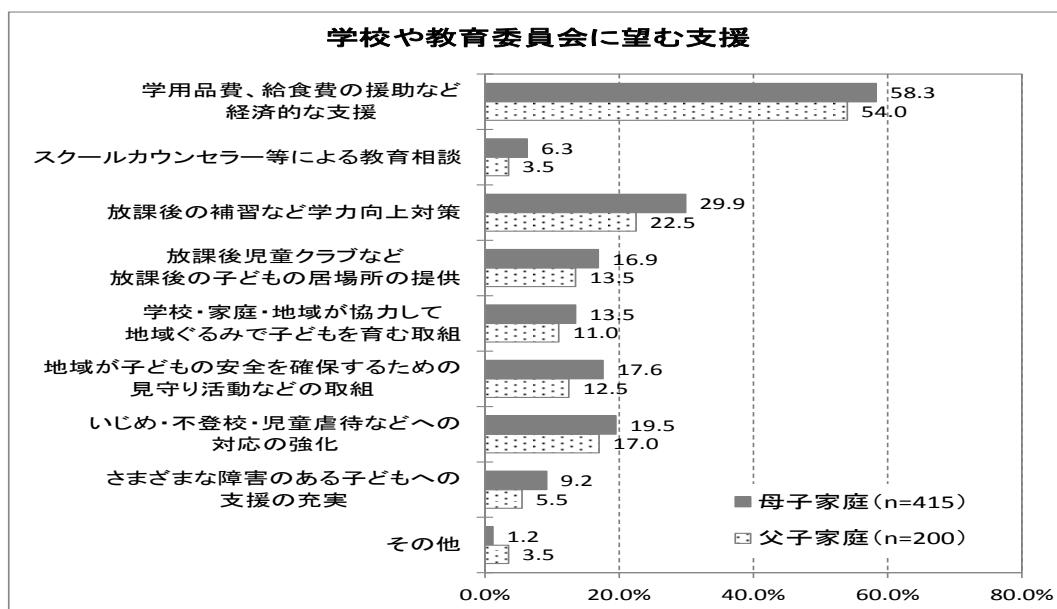
小学生の子どもの放課後の過ごし方をみると、母子家庭・父子家庭ともに「自宅」と答えた方が最も多く60%を超えていている。次いで、母子家庭では「放課後児童クラブ（学童保育）」30.4%、「塾・習い事」20.7%、父子家庭では「祖父母・親族の家」、「放課後児童クラブ（学童保育）」がともに22.0%となっている。また、「学校のクラブ活動」と答えた方は、母子家庭より父子家庭に多くなっている。



● 【小学生の子どもがいる方のみ】

学校や教育委員会に望む支援はどのようなことですか。（複数選択可：2つまで）

小学生の子どもがいる方に学校や教育委員会に望む支援をたずねると、母子家庭・父子家庭ともに「学用品費、給食費の援助など経済的な支援」が最も多く、次いで、「放課後の補習など学力向上対策」、「いじめ・不登校・児童虐待などへの対応強化」の順となっている。

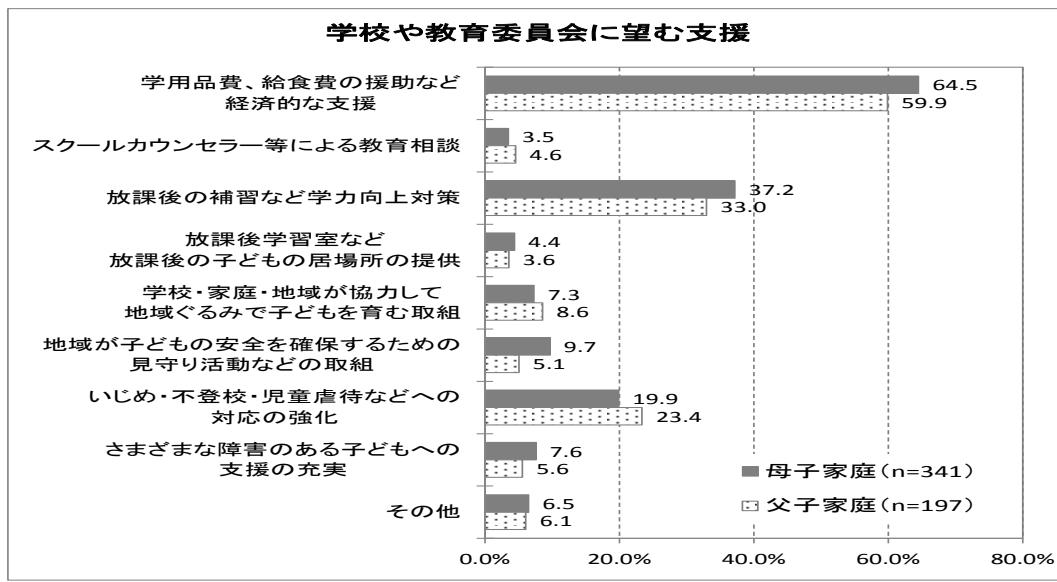


平成27年度 ひとり親家庭実態調査 集計結果（抜粋）

● 【中学生の子どもがいる方のみ】

学校や教育委員会に望む支援はどのようなことですか。（複数選択可：2つまで）

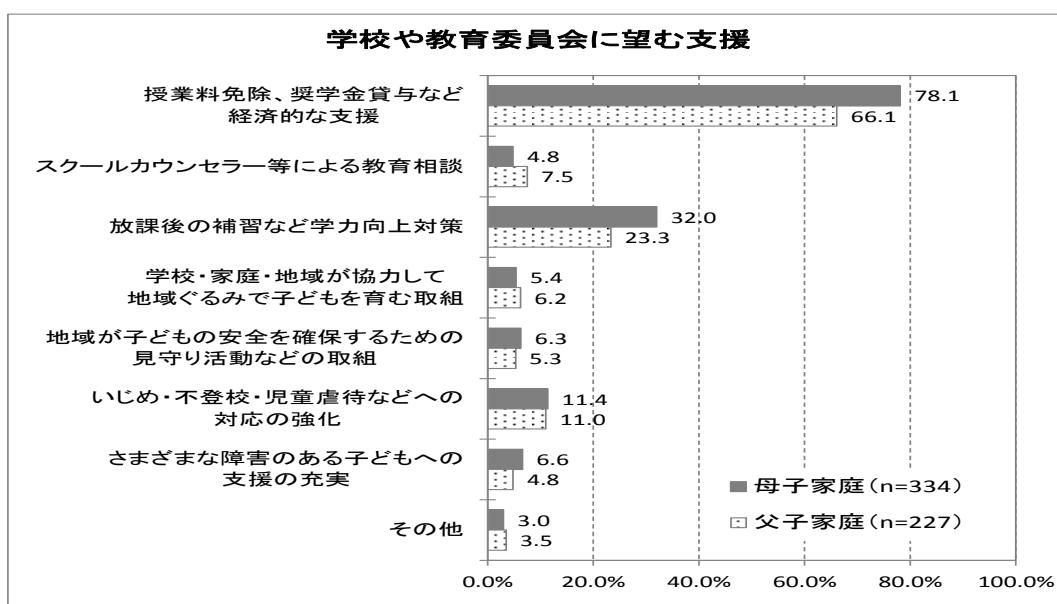
中学生の子どもがいる方に学校や教育委員会に望む支援をたずねると、母子家庭・父子家庭ともに「学用品費、給食費の援助など経済的な支援」が最も多く、次いで、「放課後の補習など学力向上対策」、「いじめ・不登校・児童虐待などへの対応強化」の順となっており、「いじめ・不登校・児童虐待などへの対応強化」については母子家庭より父子家庭の割合が3.5ポイント高くなっている。



● 【高校生の子どもがいる方のみ】

学校や教育委員会に望む支援はどのようなことですか。（複数選択可：2つまで）

高校生の子どもがいる方に学校や教育委員会に望む支援をたずねると、母子家庭・父子家庭ともに「授業料免除、奨学金貸与など経済的な支援」が最も多く、次いで、「放課後の補習など学力向上対策」、「いじめ・不登校・児童虐待などへの対応強化」の順となっている。また、「スクールカウンセラー等による教育相談」と答えた方は母子家庭より父子家庭の割合が2.7ポイント高くなっている。



● 【高校生の子どもがいる方のみ】

A 子どもが高校を卒業した後、どのような進路を進ませたいですか。

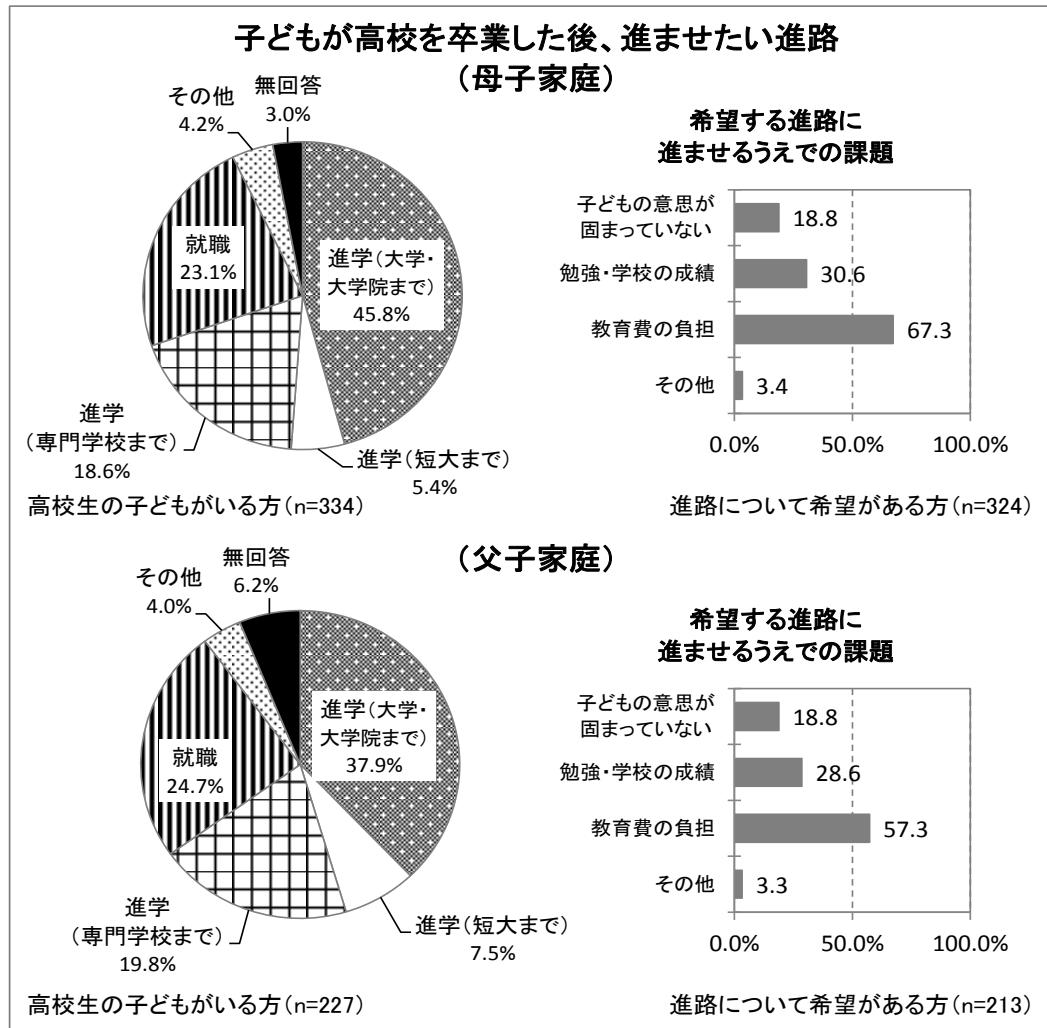
B Aで回答した進路に進ませるうえで、課題がありますか。（複数選択可：2つまで）

子どもが高校を卒業した後、進ませたい進路をみると、「進学（大学・大学院まで）」が最も多く、母子家庭の45.8%、父子家庭の37.9%を占めている。

希望する進路に進ませるうえでの課題をみると、母子家庭・父子家庭ともに「教育費の負担」が最も多く、母子家庭の67.3%、父子家庭の57.3%となっている。

今回の調査で、ひとり親家庭の19歳の子どもの大学等への進学率※は58.9%、就職率※は18.2%に対し、全国（平成23年度全国母子世帯等調査）の進学率は41.6%、就職率は33.0%となっている。

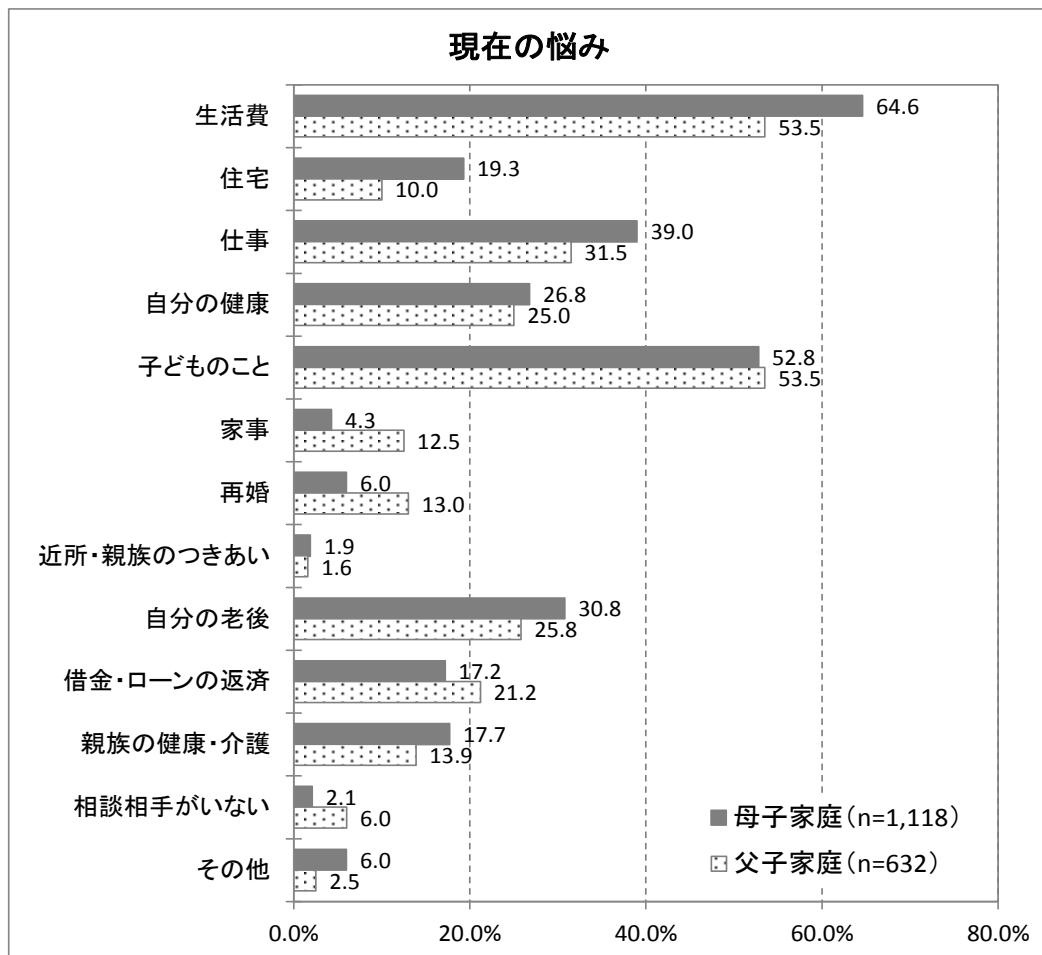
（※進学率、就職率は、平成28年3月末時点で19歳に達する子どもの就学・就労状況から算出している。）



●あなたが現在悩んでいることは何ですか。（複数選択可：4つまで）

現在の悩みをみると、母子家庭は「生活費」が64.6%と最も多く、次いで「子どものこと」52.8%、「仕事」39.0%、「自分の老後」30.8%の順となっている。

父子家庭は「生活費」と「子どものこと」が53.5%と最も多く、次いで「仕事」31.5%、「自分の老後」25.8%の順となっている。

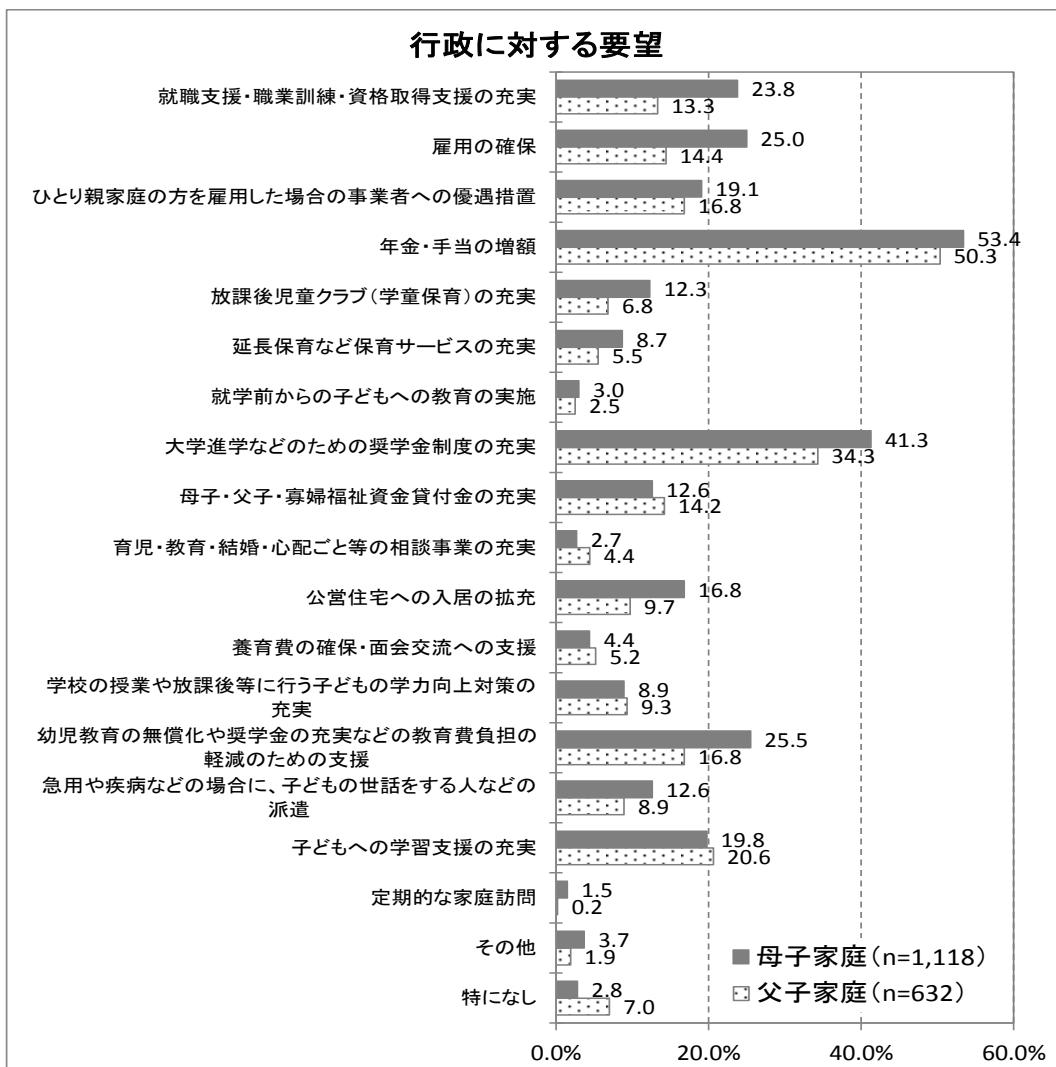


平成27年度 ひとり親家庭実態調査 集計結果（抜粋）

●あなたは、ひとり親家庭のためにどのようなことをしてほしいと望みますか。 (複数選択可：4つまで)

行政に対する要望をみると、母子家庭・父子家庭ともに「年金・手当の増額」、「大学進学などのための奨学金制度の充実」の順で多くなっており、次いで、母子家庭では「幼児教育の無償化や奨学金の充実などの教育費負担の軽減のための支援」、父子家庭では「子どもへの学習支援の充実」が多くなっている。

また、「就職支援・職業訓練・資格取得支援の充実」、「雇用の確保」は、父子家庭より母子家庭の割合が10ポイント以上高くなっている。



(参考)

平成27年度高知県ひとり親家庭実態調査（質問項目一覧表）

質問内容	
1 世帯及び本人の状況	
問1	住所地
問2	自身の生年月
問3	子どもの状況(年齢、人数、性別、同居の別、就学・就労の状況)
問4	世帯人員(世帯構成)
問5	ひとり親となった時期
問6	ひとり親となった原因
問7	自身の最終学歴
問8	親族の状況(1時間以内の地域)
2 経済の状況	
問9	主な収入源
問10	世帯の年間総収入・自身の年間総収入及び就労収入
問11	自身の預貯金額
問12	家計の状態
問13	生活保護の受給状況(A・B・C)
問14	公的年金の受給状況(A・B)
問15	養育費の受給状況(A・B)・面会交流の実施状況(C)
3 住宅の状況	
問16	住宅の状況
問17	公営住宅への入居希望
4 職業の状況	
問18	ひとり親になる前後の就業状況
問19	現在の就業状況
問20	勤務先での雇用形態他(A・B・C・D)
問21	自営業の内容
問22	勤務時間他(A・B)・仕事についての悩みや希望(C・D・E・F・G)
問23	無職の方の就職希望(A・B・C)
問24	現在取得している資格他
問25	仕事に関して特に望む支援
5 健康・医療の状況	
問26	自身の健康状態
問27	病気の時の世話(A・B)
6 子どもの養育・教育の状況	
問28	子どもに関する悩み
問29	子どもの朝食の摂取状況(A・B)
問30	小学校入学前の子どもの養育状況(A・B・C)
問31	小学生の放課後の過ごし方
問32	放課後児童クラブの利用状況(A・B・C・D)
問33	学校や教育委員会に望む支援(A・B・C)
問34	学費の調達方法(A・B・C)
問35	将来の進路(A・B)
7 制度の利用状況	
問36	制度の利用状況
問37	情報入手のきっかけ
問38	母子父子寡婦福祉資金の満足度(A・B)
問39	高等職業訓練促進給付金の満足度(A・B)
8 その他	
問40	自身の悩み
問41	自身の相談相手
問42	行政に対する要望

(資料4)

子どもの貧困に関する指標の動向
(児童養護施設の子どもの進学率・就職率・合算値)

高校等進学率と就職率		合算値		大学等進学率と就職率		合算値							
		(単位: %)				(単位: %)							
順位	都道府県名	高校進学率	就職率	順位	都道府県名	高校進学率+就職率	順位	都道府県名	進学率	就職率	順位	都道府県名	進学率+就職率
1	茨城県	84.4	4.4	1	茨城県	88.9	1	秋田県	0.0	100.0	1	愛媛県	77.8
2	香川県	87.5	12.5	2	島根県	91.7	2	静岡県	0.0	100.0	2	高知県	80.8
3	岩手県	88.9	7.4	3	長野県	95.5	3	徳島県	0.0	85.0	3	山梨県	82.4
4	三重県	91.4	5.7	4	高知県	95.8	4	福井県	0.0	100.0	4	栃木県	83.3
5	高知県	91.7	4.2	5	宮城県	95.8	5	滋賀県	8.3	83.3	5	徳島県	85.0
6	島根県	91.7	0.0	6	岩手県	96.3	6	山形県	10.5	89.5	6	山口県	86.7
7	愛知県	92.5	4.7	7	青森県	96.7	7	福島県	10.5	78.9	7	新潟県	87.5
8	徳島県	93.8	6.3	8	静岡県	96.9	8	群馬県	11.4	88.6	8	島根県	88.9
9	静岡県	93.8	3.1	9	愛媛県	97.0	9	山梨県	11.8	70.6	9	福島県	89.5
10	長野県	95.5	0.0	10	三重県	97.1	10	青森県	11.8	82.4	10	長野県	89.5
11	宮城県	95.8	0.0	11	福岡県	97.1	11	福井県	14.0	82.0	11	京都府	89.7
12	山口県	95.9	2.0	12	愛知県	97.2	12	埼玉県	14.3	80.5	12	東京都	90.1
13	鹿児島県	96.2	3.8	13	岡山県	97.3	13	香川県	14.3	85.7	13	北海道	90.4
14	長崎県	96.2	1.9	14	千葉県	97.6	14	鹿児島県	14.3	77.6	14	三重県	90.9
15	福岡県	96.2	1.0	15	福島県	97.6	15	佐賀県	16.7	83.3	15	滋賀県	91.7
16	千葉県	96.4	1.2	16	宮崎県	97.7	16	宮崎県	17.9	82.1	16	鹿児島県	91.8
17	青森県	96.7	0.0	17	山口県	97.9	17	三重県	18.2	72.7	17	石川県	92.0
18	熊本県	97.0	1.5	18	長崎県	98.1	18	新潟県	18.8	68.8	18	奈良県	92.3
19	愛媛県	97.0	0.0	19	熊本県	98.5	19	福岡県	19.0	79.4	19	和歌山县	92.3
	全国	97.2	1.3		全国	98.5	20	北海道	19.2	80.8	20	神奈川県	93.4
20	岡山県	97.3	0.0	21	埼玉県	99.1	21	愛知県	19.2	73.1		全国	93.6
21	大阪府	97.6	1.8	22	東京都	99.1	22	奈良県	19.6	76.8	21	青森県	94.1
22	福島県	97.6	0.0	23	神奈川県	99.2	23	福岡県	20.4	74.1	22	兵庫県	94.4
23	宮崎県	97.7	0.0	24	大阪府	99.4	24	京都府	20.5	69.2	23	千葉県	94.4
24	石川県	97.7	2.3	25	香川県	100.0	25	岩手県	20.8	75.0	24	埼玉県	94.8
25	京都府	98.0	2.0	26	鹿児島県	100.0	26	大分県	21.9	74.3	25	宮城県	95.2
26	神奈川県	98.3	0.8	27	石川県	100.0	27	富山県	22.2	77.8	26	長崎県	95.6
27	兵庫県	98.5	1.5	28	兵庫県	100.0	28	沖縄県	22.7	70.9	27	沖縄県	95.7
28	北海道	98.7	0.0	29	沖縄県	100.0	29	岡山県	23.1	73.1	28	岩手県	95.8
29	東京都	98.7	0.4	30	大分県	100.0	30	和歌山县	23.1	69.2	29	茨城県	96.0
30	埼玉県	99.1	0.0	31	佐賀県	100.0	31	広島県	23.3	76.7	30	大阪府	96.2
31	沖縄県	100.0	0.0	32	佐賀県	100.0	32	長野県	23.7	65.8	31	岡山県	96.2
32	大分県	100.0	0.0	33	鳥取県	100.0	33	宮城県	23.8	71.4	32	熊本県	96.4
33	佐賀県	100.0	0.0	34	和歌山县	100.0	34	北海道	24.0	66.3	33	福岡県	98.4
34	広島県	100.0	0.0	35	奈良県	100.0	35	石川県	24.0	68.0	34	秋田県	100.0
35	鳥取県	100.0	0.0	36	京都府	100.0	36	岐阜県	24.3	75.7	35	静岡県	100.0
36	和歌山县	100.0	0.0	37	滋賀県	100.0	37	兵庫県	24.7	69.7	36	福井県	100.0
37	奈良県	100.0	0.0	38	岐阜県	100.0	38	沖縄県	26.1	69.6	37	山形県	100.0
38	滋賀県	100.0	0.0	39	山梨県	100.0	39	山口県	26.7	60.0	38	群馬県	100.0
39	岐阜県	100.0	0.0	40	福井県	100.0	40	高知県	26.9	53.8	39	香川県	100.0
40	山梨県	100.0	0.0	41	富山県	100.0	41	大分県	27.3	72.7	40	佐賀県	100.0
41	福井県	100.0	0.0	42	新潟県	100.0	42	神奈川県	27.5	65.9	41	宮崎県	100.0
42	富山県	100.0	0.0	43	群馬県	100.0	43	愛媛県	29.6	48.1	42	愛知県	100.0
43	新潟県	100.0	0.0	44	栃木県	100.0	44	東京都	40.7	49.4	43	富山県	100.0
44	群馬県	100.0	0.0	45	山形県	100.0	45	長崎県	42.2	53.3	44	岐阜県	100.0
45	栃木県	100.0	0.0	46	秋田県	100.0	46	島根県	44.4	44.4	45	大分県	100.0
46	山形県	100.0	0.0	47	徳島県	100.0	47	鳥取県	45.5	54.5	46	広島県	100.0
47	秋田県	100.0	0.0								47	鳥取県	100.0

子どもの貧困に関する指標の動向 (生活保護世帯に属する子どもの進学率・就職率・合算値)

高校等進学率と就職率

(平成25年4月1日現在)

(単位: %)

順位	都道府県名	高校進学率	就職率
1	岐阜県	75.3	6.5
2	佐賀県	76.5	8.8
3	香川県	78.5	8.3
4	岡山県	81.7	3.1
5	富山県	81.8	9.1
6	栃木県	83.3	4.8
7	沖縄県	83.5	1.6
8	静岡県	84.0	5.1
9	愛知県	84.0	5.3
10	福井県	84.2	10.5
11	島根県	84.5	3.4
12	茨城県	84.9	4.7
13	愛媛県	85.3	3.6
14	山梨県	86.2	0.0
15	鳥取県	86.5	10.4
16	京都府	86.8	0.9
17	山口県	87.1	3.9
18	福岡県	87.1	2.4
19	石川県	87.5	0.0
20	青森県	88.9	3.4
21	三重県	89.0	2.7
22	群馬県	89.3	6.8
23	宮崎県	89.4	2.5
24	東京都	89.5	2.7
25	広島県	89.7	3.1
26	高知県	89.7	2.1
27	大分県	90.0	1.4
28	福島県	90.1	3.7
29	全国	90.8	2.5
30	兵庫県	91.7	2.0
31	奈良県	91.7	3.2
32	宮城県	91.8	3.8
33	熊本県	92.0	1.6
34	埼玉県	92.3	1.9
35	千葉県	92.6	2.4
36	神奈川県	92.8	2.4
37	和歌山県	92.8	2.1
38	鹿児島県	93.1	1.6
39	秋田県	93.4	0.7
40	長野県	93.5	2.8
41	滋賀県	93.6	2.5
42	新潟県	93.7	3.2
43	山形県	94.3	1.9
44	徳島県	94.3	0.7
45	北海道	95.5	1.3
46	大阪府	95.9	2.3
47	長崎県	95.9	1.4
48	岩手県	96.0	0.0

合算値

(平成25年4月1日現在)

(単位: %)

順位	都道府県名	高校進学率 +就職率
1	岐阜県	81.8
2	岡山県	84.8
3	沖縄県	85.1
4	佐賀県	85.3
5	山梨県	86.2
6	香川県	86.8
7	石川県	87.5
8	京都府	87.7
9	島根県	87.9
10	栃木県	88.1
11	愛媛県	88.9
12	静岡県	89.1
13	愛知県	89.3
14	福岡県	89.5
15	茨城県	89.6
16	富山県	90.9
17	山口県	91.0
18	大分県	91.4
19	三重県	91.7
20	高知県	91.8
21	宮崎県	91.9
22	東京都	92.2
23	青森県	92.3
24	広島県	92.8
25	全国	93.3
26	熊本県	93.6
27	兵庫県	93.7
28	福島県	93.8
29	秋田県	94.1
30	埼玉県	94.2
31	鹿児島県	94.7
32	福井県	94.7
33	和歌山县	94.9
34	奈良県	94.9
35	千葉県	95.0
36	群馬県	95.0
37	徳島県	95.2
38	北海道	95.6
39	岩手県	96.0
40	群馬県	96.1
41	滋賀県	96.1
42	山形県	96.2
43	長野県	96.3
44	北海道	96.8
45	鳥取県	96.9
46	長崎県	97.3
47	大分府	98.2

大学等進学率と就職率

(平成25年4月1日現在)

(単位: %)

順位	都道府県名	進学率	就職率
1	山梨県	0.0	62.5
2	三重県	10.6	74.1
3	鳥取県	10.9	61.8
4	福井県	14.3	71.4
5	茨城県	14.8	70.3
6	佐賀県	15.4	69.2
7	鹿児島県	17.2	48.0
8	石川県	17.4	56.5
9	青森県	19.5	66.3
10	山口県	19.6	62.7
11	京都府	21.7	45.1
12	滋賀県	23.1	55.1
13	愛媛県	23.2	62.2
14	長崎県	23.3	57.9
15	宮城県	23.4	60.1
16	静岡県	24.5	53.6
17	徳島県	24.7	56.5
18	愛知県	25.7	57.6
19	栃木県	26.0	57.3
20	秋田県	26.4	66.7
21	大分県	27.4	55.6
22	宮崎県	28.3	58.7
23	奈良県	29.2	46.7
24	長野県	29.4	54.9
25	岩手県	29.6	56.5
26	高知県	29.7	40.1
27	熊本県	29.8	55.4
28	岡山県	29.9	48.9
29	沖縄県	30.8	39.3
30	北海道	31.1	55.2
31	千葉県	31.2	43.6
32	山形県	31.7	61.0
33	群馬県	31.7	63.3
34	岐阜県	32.0	56.0
35	福島県	32.2	48.9
36	香川県	32.8	47.5
37	全国	32.9	46.1
38	埼玉県	33.1	49.1
39	和歌山县	33.3	47.9
40	福岡県	34.0	42.5
41	島根県	34.3	51.4
42	兵庫県	35.0	40.8
43	長野県	35.5	48.2
44	北海道	38.0	37.0
45	鳥取県	40.0	60.0
46	新潟県	40.5	43.2
47	神奈川県	44.9	33.4

合算値

(平成25年4月1日現在)

(単位: %)

順位	都道府県名	進学率+就職率
1	山梨県	62.5
2	鹿児島県	65.2
3	京都府	66.8
4	高知県	69.8
5	沖縄県	70.1
6	鳥取県	72.7
7	石川県	73.9
8	千葉県	74.8
9	東京都	75.0
10	兵庫県	75.8
11	奈良県	75.9
12	福岡県	76.5
13	静岡県	78.1
14	滋賀県	78.2
15	神奈川県	78.3
16	岡山県	78.8
17	全国	79.0
18	大阪府	79.9
19	香川県	80.3
20	福島県	81.1
21	和歌山县	81.2
22	長崎県	81.2
23	徳島県	81.2
24	埼玉県	82.2
25	山口県	82.3
26	大分県	83.0
27	愛知県	83.3
28	栃木県	83.3
29	宮城県	83.5
30	広島県	83.7
31	新潟県	83.7
32	長野県	84.3
33	佐賀県	84.6
34	三重県	84.7
35	茨城県	85.1
36	熊本県	85.2
37	愛媛県	85.4
38	島根県	85.7
39	福井県	85.7
40	青森県	85.8
41	岩手県	86.1
42	北海道	86.3
43	宮崎県	87.0
44	岐阜県	88.0
45	山形県	92.7
46	秋田県	93.1
47	群馬県	95.0
48	富山県	100.0

(平成26年4月1日現在: 高知県の高校等進学率84.0%、就職率2.0%)

(平成26年4月1日現在: 高知県の大学等進学率36.4%、就職率46.5%)

高知家の子どもの貧困対策推進計画

高知県地域福祉部 児童家庭課

〒780-8570 高知市丸ノ内1丁目2-20

TEL. 088-823-9655 FAX. 088-823-9658